

徳島市総合計画2025 (案)

徳島市

令和7年3月

目次

| | |
|-------------------------|-----------|
| 第1章 社会経済環境の変化と課題 | 1 |
| 1 人口減少・少子高齢化の進行 | 2 |
| 2 気候変動に伴う影響の深刻化 | 3 |
| 3 南海トラフ地震への警戒 | 4 |
| 4 デジタル・スマート社会の進展 | 5 |
| 5 グローバリゼーションの広がり | 6 |
| 6 ウェルビーイング志向の高まり | 7 |
| 第2章 徳島市の現況 | 9 |
| 1 徳島市の特性 | 10 |
| (1) 沿革 | 10 |
| (2) 地理的特性 | 11 |
| (3) 文化的特性 | 12 |
| (4) 産業構造的特性 | 13 |
| 2 人口の見通し | 14 |
| (1) 人口推移と推計人口 | 14 |
| (2) 出生・死亡数の推移 | 15 |
| (3) 転入・転出数の推移 | 16 |
| (4) 男女・年齢階級別人口移動の状況 | 17 |
| (5) 県内外・年齢階級別人口移動の状況 | 18 |
| (6) 県内外・年齢3区分別人口移動の状況 | 19 |
| 3 財政状況 | 20 |
| (1) 歳入の推移 | 20 |
| (2) 歳出の推移 | 20 |
| (3) 主な財政指標 | 21 |
| 第3章 総合計画の策定方針 | 23 |
| 1 計画策定の趣旨 | 24 |
| 2 計画の役割 | 24 |
| 3 総合計画と総合戦略の一体化 | 24 |
| 4 計画の構成と期間 | 25 |
| 5 計画の進捗管理 | 25 |
| 第4章 基本構想 | 27 |
| 1 まちづくりの基本理念 | 28 |
| 2 将来像 | 29 |
| 3 政策 | 30 |
| 4 政策体系 | 32 |
| 5 行政運営 | 33 |
| (1) 基本姿勢 | 33 |
| (2) 行政運営方針 | 33 |

| | |
|------------------------|------------|
| 第5章 前期基本計画 | 35 |
| 1 施策体系とSDGsの関係 | 36 |
| 2 総合的な成果指標 | 38 |
| 3 施策構成と見方 | 40 |
| 4 施策 | 42 |
| 施策01 コンパクトで機能的なまちづくり | 42 |
| 施策02 多機能な都市空間の創出 | 44 |
| 施策03 環境の保全と向上 | 46 |
| 施策04 循環型社会・廃棄物処理の推進 | 48 |
| 施策05 汚水対策の推進 | 50 |
| 施策06 農林水産業の振興 | 52 |
| 施策07 商工業等の振興 | 54 |
| 施策08 働く環境づくりの推進 | 56 |
| 施策09 観光・交流の促進 | 58 |
| 施策10 全国との多様なつながりの拡大 | 60 |
| 施策1.1 防災・減災対策の推進 | 62 |
| 施策1.2 消防・救急体制の充実 | 64 |
| 施策1.3 生活安全の推進 | 66 |
| 施策1.4 生活道路の整備 | 68 |
| 施策1.5 上水道の整備 | 70 |
| 施策1.6 雨水対策の推進 | 72 |
| 施策1.7 住環境の整備 | 74 |
| 施策1.8 健康づくりの推進 | 76 |
| 施策1.9 社会保障の充実 | 78 |
| 施策2.0 地域福祉の充実 | 80 |
| 施策2.1 高齢者福祉の充実 | 82 |
| 施策2.2 障害者福祉の充実 | 84 |
| 施策2.3 子ども・子育て支援の充実 | 86 |
| 施策2.4 「生きる力」を育む学校教育の推進 | 88 |
| 施策2.5 信頼される教育環境の実現 | 90 |
| 施策2.6 心豊かでたくましい青少年の育成 | 92 |
| 施策2.7 人権尊重・多文化共生社会の実現 | 94 |
| 施策2.8 男女共同参画社会の実現 | 96 |
| 施策2.9 文化芸術・スポーツの振興 | 98 |
| 施策3.0 生涯を通じた学びと文化財の継承 | 100 |
| 施策3.1 地域自治・協働の推進 | 102 |
| 参考資料 | 105 |
| 1 策定体制 | 106 |
| 2 策定経過 | 107 |
| 3 徳島市総合計画策定本部 | 108 |
| 4 徳島市総合計画策定市民会議 | 110 |
| 5 市民参加 | 112 |
| 6 総合的な成果指標及びKPIの測定方法 | 116 |
| 7 用語解説 | 125 |

第1章

社会経済環境の変化と課題

1 人口減少・少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、日本の総人口は、令和 38 年(2056 年)には 1 億人を割って 9,965 万人となり、令和 52 年(2070 年)には、8,700 万人まで減少すると見込まれています。また、出生数についても、第二次ベビーブーム期の昭和 48 年(1973 年)には 209 万人であったものが、令和 2 年(2020 年)には 81 万人まで減少しており、その結果、0～14 歳人口は 1980 年代初めの 2,700 万人規模から令和 2 年(2020 年)の 1,503 万人まで減少しています。

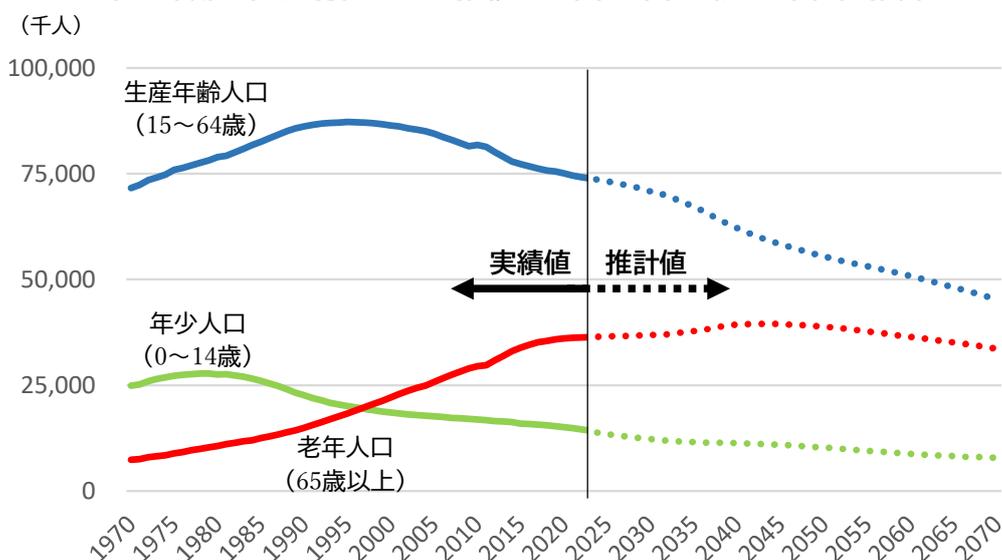
今後、0～14 歳人口は、さらなる減少が続き、令和 35 年(2053 年)には 1,000 万人を割り込んで令和 52 年(2070 年)には 797 万人程度となり、また、生産年齢人口に当たる 15～64 歳人口も、令和 52 年(2070 年)には現在の約 6 割程度の 4,535 万人まで減少すると推計されています。

一方で、65 歳以上人口の総人口に占める割合を見ると、令和 2 年(2020 年)は、28.6%であるのに対し、令和 52 年(2070 年)には 38.7%まで増加する見込となっています。

こうした人口推移の結果、老年人口指数（15～64 歳人口 100 に対する 65 歳以上人口の比）は、令和 2 年(2020 年)の 48.0（現役世代 2.1 人で高齢者 1 人を支える状況）が、令和 20 年(2038 年)には 60.4（同 1.7 人で 1 人を支える状況）に達すると推計されており、我が国は、これまで経験したことのない超少子高齢化社会を迎えることとなります。

これまで地方自治体では、いかに人口を増やすかということに力点を置いて、地方創生の取組を進めてきましたが、日本全体の人口が大幅に減少する中、どの市町村においても人口減少が進むことは受け入れざるを得ない状態にあり、本市においても、今後は、一定の人口減少が進むことを前提としつつ、周辺市町村との連携や民間との協働もこれまで以上に重視しながら、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

日本の年齢 3 区分別総人口の推移 - 出生中位（死亡中位）推計 -



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

2 気候変動に伴う影響の深刻化

現在、世界規模で地球温暖化による気候変動への警戒感が高まっています。

過去 100 年の間に世界の年平均気温は 0.89°C 、年平均海面水温は 0.61°C 上昇しており、海面水位は明治 34 年(1901 年)～平成 30 年(2018 年)の間に約 0.2m 上昇したと報告されています。令和 5 年(2023 年)の世界平均気温(陸上のみ)の基準値(平成 3 年(1991 年)～令和 2 年(2020 年)の 30 年平均値)からの偏差は、 $+0.74^{\circ}\text{C}$ で、明治 13 年(1880 年)の統計開始以降、令和 2 年(2020 年)を上回り最も高い値になるなど、近年になるほど、その上昇スピードが速まっていることがわかっています。

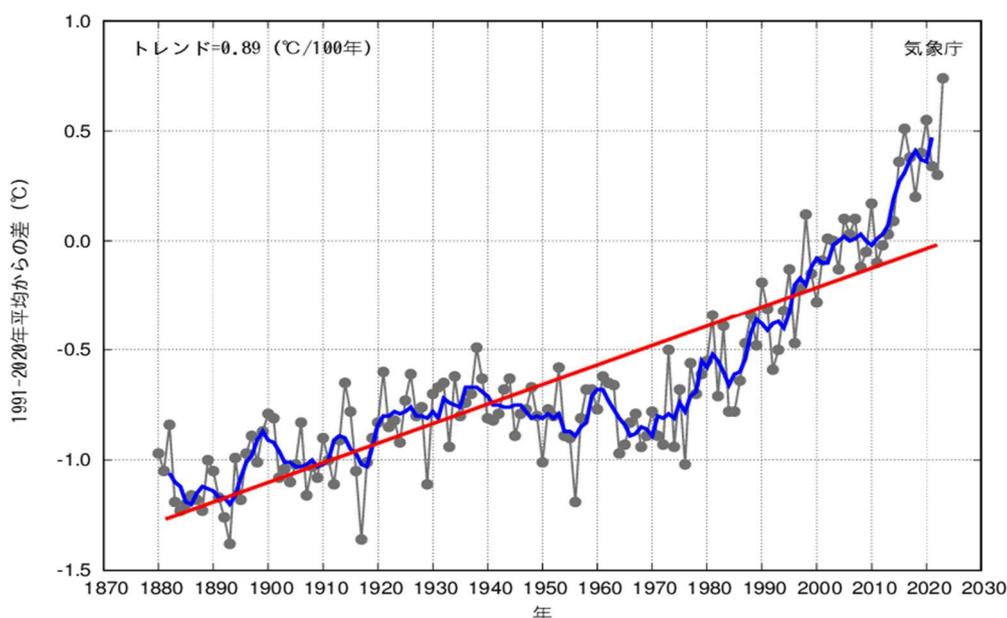
こうした温暖化による気候変動は、渇水・洪水リスクの上昇や熱中症の増加など、既に様々な分野で私たちの暮らしに影響を与えています。

今後、さらに温暖化が進むと、自然災害による人命の危機のみならず、生物多様性の喪失や食料生産の不安定化、感染症を媒介する生物分布の変化など、これまで想定されていなかったような事象が、地球規模で頻発すると危惧されています。

このような気候変動を抑制していくため、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議(COP26)が終了した令和 3 年(2021 年)11 月時点で、154 か国・1 地域が、令和 32 年(2050 年)等の年限を区切ったカーボンニュートラルの実現を表明し、日本も、令和 32 年(2050 年)までにカーボンニュートラルを目指すことを令和 2 年(2020 年)10 月に宣言しました。

本市においても世界や国の動きに呼応し、令和 5 年(2023 年)12 月に「徳島市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和 32 年(2050 年)までに市域からの温室効果ガス排出量を実質ゼロにする方針を掲げており、今後、その実現に向けて、地球温暖化対策の取組を着実に進めていく必要があります。

世界の年平均気温偏差(陸上のみ)



出典：気象庁HP「世界の年平均気温(陸上のみ)」

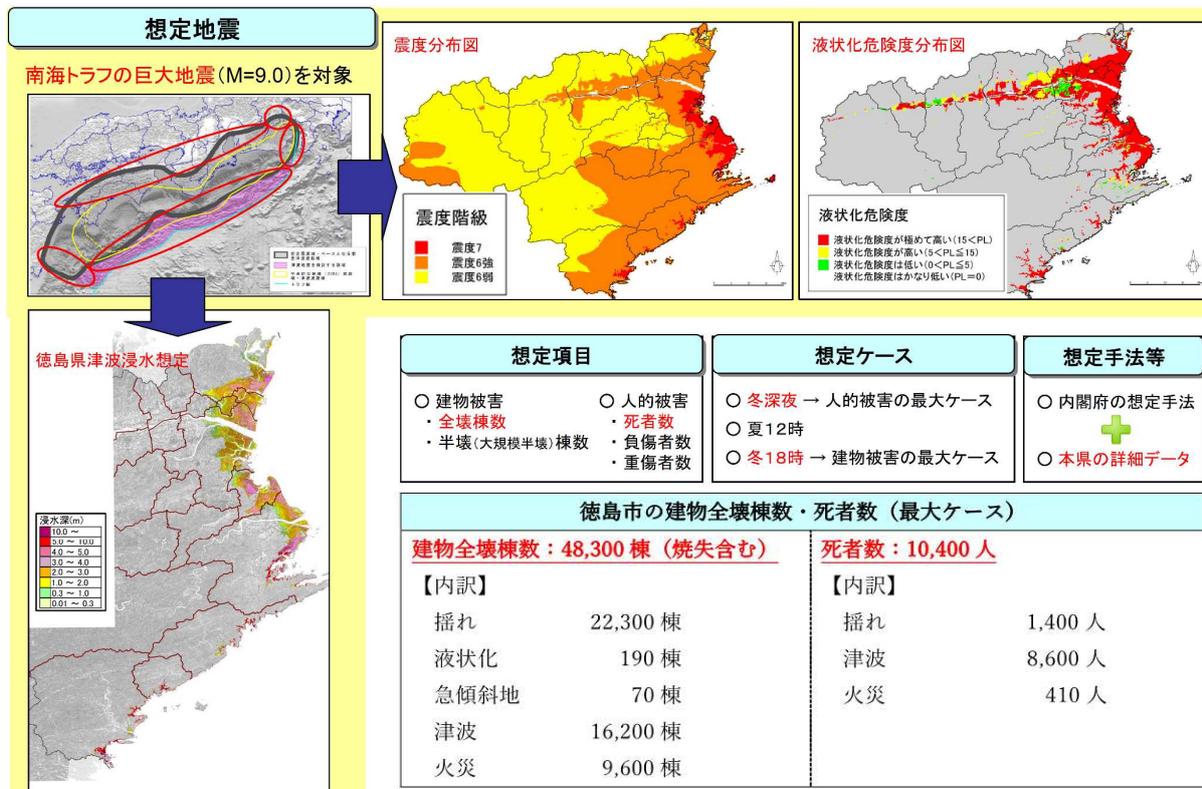
3 南海トラフ地震への警戒

本市で大きな被害が想定されている南海トラフ地震について、政府の地震調査委員会は海溝型地震において最も発生確率が高い「Ⅲランク」に位置付け、令和7年(2025年)1月15日には、今後30年以内に発生する確率を「70%~80%程度」から「80%程度」に引き上げる評価を公表しました。また、令和6年(2024年)8月8日に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生した際には、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されるなど、いつ地震が起きても不思議ではない状況です。

吉野川河口部の徳島平野に位置し、紀伊水道に面している徳島市は、昭和21年(1946年)の南海大地震による地盤の沈下が激しく、満潮位以下の低地帯が市街地の50%以上を占めるなど、台風、大雨、高潮などの影響を受けやすい地勢となっていることから、津波浸水被害を軽減するための対策を進めていくことが重要です。

また、南海トラフ地震では被害地域が広範囲に及ぶことが想定され、他地域からの支援が長期間見込めないおそれもあるため、あらゆる事態を想定した備えを行うとともに、被災後の早期復旧を見据えた準備を進めておく必要があります。

徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)



出典：徳島県防災・危機管理情報「安心とくしま」より作成

4 デジタル・スマート社会の進展

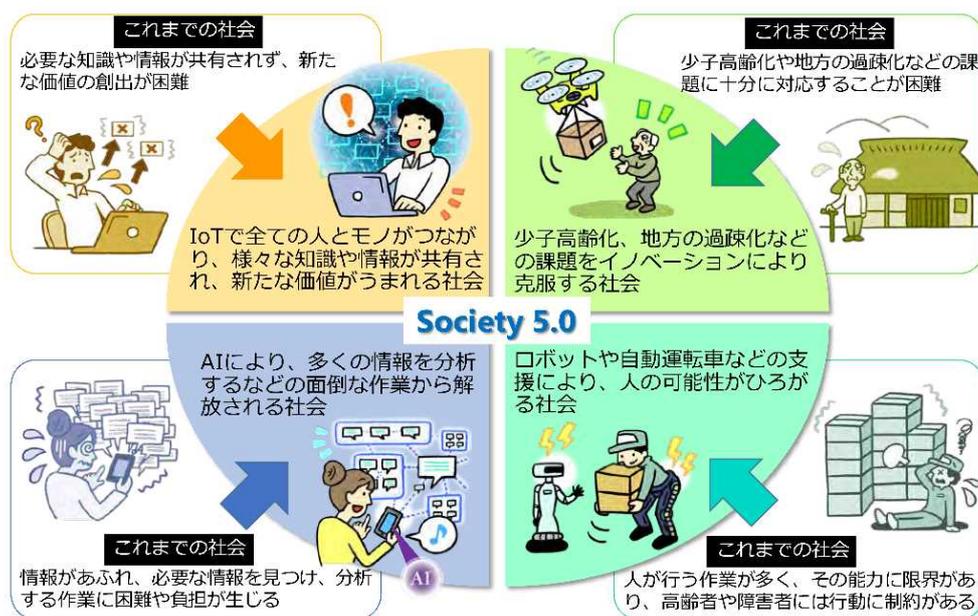
近年、あらゆるものがインターネットにつながる技術（IoT）や人工知能（AI）技術などの飛躍的な進展や、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした、デジタル化・オンライン活用の急速な浸透により、人々の暮らしや消費行動、産業構造など、社会全体に大きな変化が起こっています。

国においては、目指すべき未来社会の姿としてSociety 5.0が提唱され、「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せを実現できる社会」を目指すこととされており、先行的な実現の場として「スマートシティ」の取組が進められています。

さらに、令和4年(2022年)6月には、デジタル田園都市国家構想基本方針が閣議決定され、デジタルインフラの整備を通じて、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を積極的に推進し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこととされており、また、同年12月には、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定され、デジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化させることとしています。

人口減少が進み、産業をはじめとした様々な分野で人手不足が危惧される中、本市においても、デジタル技術を活用しながら、業務効率化や市民の利便性向上を図るとともに、地域産業や防災・減災のDX推進など、社会課題の解決や魅力向上に向けた取組を加速させていく必要があります。

Society 5.0で実現する社会



出典：内閣府HP

5 グローバリゼーションの広がり

平成15年(2003年)に政府はビジット・ジャパン・キャンペーンを立ち上げ、国を挙げて観光の振興に取り組み、観光立国を目指す方針を示し、海外に向けた観光プロモーションを行ってきた結果、令和元年(2019年)には訪日外国人旅行者が3,188万人まで増加しました。

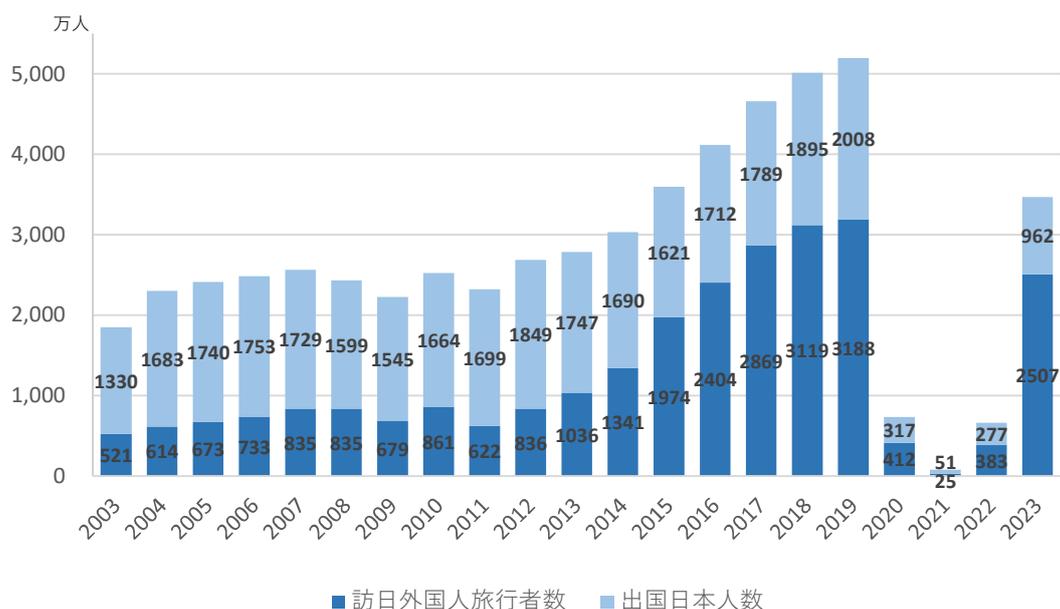
令和2年(2020年)からは、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による渡航制限などで大幅に訪日外国人旅行者が減少しましたが、パンデミックの終息に伴って順調に回復しており、令和5年(2023年)の訪日外国人旅行者は2,500万人余りと、新型コロナウイルス感染症拡大前の8割近くの水準まで回復しました。

徳島市内を訪れる外国人旅行者についても全国と同様の傾向にあり、令和元年(2019年)時点における外国人宿泊者数は、年間4.5万人に迫る水準に達していたものが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い大幅に落ち込んだものの、令和5年(2023年)には新型コロナウイルス感染症拡大前の8割程度に当たる3.6万人を超えるまでに回復しています。

令和5年(2023年)3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画(第4次)」では、3つのキーワード「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」を打ち出し、令和7年(2025年)までに達成すべき訪日外国人の旅行消費額単価20万円(一人当たり)などの目標を掲げており、今後、地域経済の活性化を図る上でもインバウンドの観光は欠かすことのできない要素となっています。

また、令和6年(2024年)6月には、技能実習制度を廃止して、新たに「育成就労制度」を創設する法案が可決・成立するなど、人口減少が進む中、観光面に止まらず、雇用面でもグローバリゼーションの動きが広まっています。

訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移



出典：日本政府観光局(JNTO)より作成

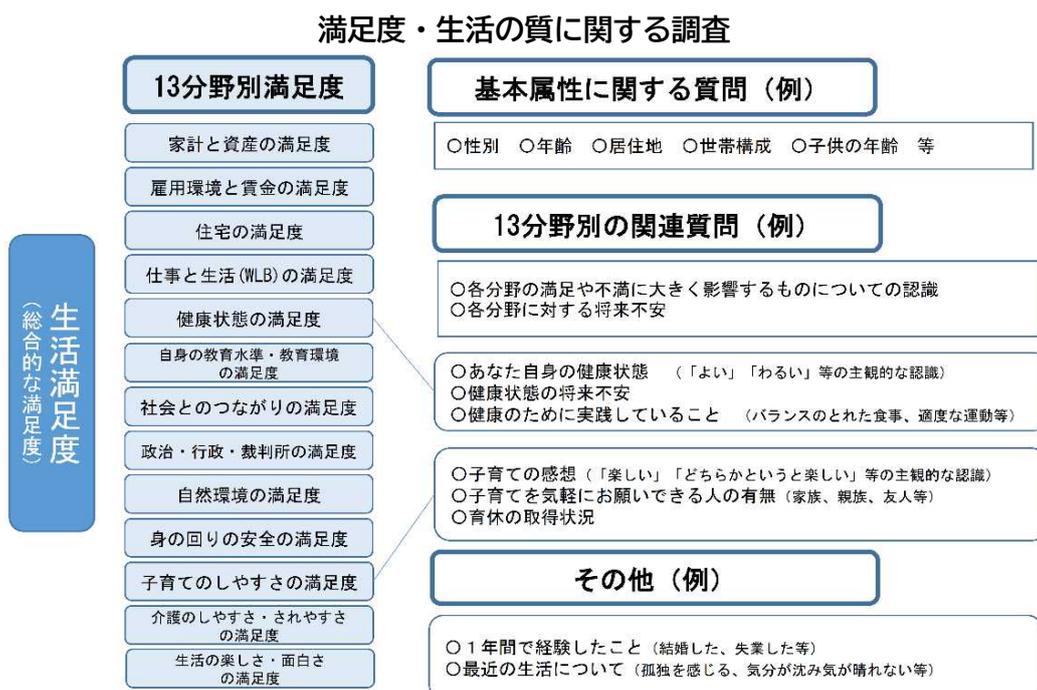
6 ウェルビーイング志向の高まり

これまで経済的豊かさを国や地域ごとに比較するための指標として、GDP（国内総生産）が広く使われてきましたが、生活の豊かさや幸福度を計測する場面においても使われるケースがあり、人々の生活の質がどれくらい向上しているかといった豊かさを計測するには十分ではないという議論があり、身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあることを意味するウェルビーイングに対する関心が高まっています。

平成27年(2015年)には、SDGs（持続可能な開発目標）の中にウェルビーイングに関する目標が組み込まれ、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、一人ひとりの状況にフォーカスするよう社会の風潮が変化してきており、我が国においても、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年(2021年)6月閣議決定）において「政府の各種基本計画等についてウェルビーイングに関するKPIを設定する」との方針が示され、内閣府が「満足度・生活の質に関する調査」を毎年実施しているなど、「心の豊かさ」を重視する取組が進められています。

また、令和6年(2024年)6月10日に開催された、デジタル田園都市国家構想実現会議では、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」として、「一人ひとりが多様な幸せを実現する社会を目指すことが重要である」との方針が示されており、ウェルビーイングに関する取組は、今後、ますます重要性を増していくと考えられます。

本市は、SDGsに積極的に取り組む都市として、令和4年(2022年)5月に国から「SDGs未来都市」に選定されており、子どもや女性をはじめ、多様な人々の声を市政に生かしながら、他の地方都市のモデルとなる先進的な取組を推進し、誰一人取り残されることなく、多様な幸せを実現できる社会を目指していくことが求められています。



出典：内閣府「満足度・生活の質に関する調査報告書2023」

第2章

徳島市の現況

1 徳島市の特性

(1) 沿革

今から約 440 年前、豊臣秀吉によって行われた四国攻め時の功績により阿波に入国した蜂須賀家政が川に囲まれた地の利を生かして湍津の地に徳島城を築城し、城下町が形成されたのが本市の都市としてのはじまりで、塩田と新田開発、藍づくりなどの商業的農業の発展を図り、阿波の政治・経済の中心として栄え、藍産業の興隆により全国的にも有数の商業都市に発展し、明治 22 年(1889 年)10 月の市制施行時(人口 60,861 人 面積 11.57 km²)には全国第 10 位の大都市でした。

大正 15 年(1926 年)の名東郡斎津村、沖洲村の合併編入から昭和 42 年(1967 年)の名東郡国府町の合併編入まで、計 13 町村の合併編入などにより市域拡大を図ってきたことで、令和 6 年(2024 年)4 月 1 日現在の住民基本台帳人口は 245,618 人、市域は 191.52 km²となっています。

昭和 20 年(1945 年)7 月 4 日の徳島大空襲で市街地の大半を焼失しましたが、戦後、市民の旺盛な復興意欲と抜本的な都市計画により徳島駅舎や駅前が整備され、近代的な都市へと変貌を遂げました。

昭和 30 年代には、今切川流域に工場誘致を行い、今切工業団地の発展の端緒を開きました。昭和 39 年(1964 年)には本市を中心とする吉野川下流地区の 4 市 11 町村が徳島県から新産業都市に指定され、高度経済成長の流れの中、徳島県の近代的な工業の中核地域として発展しました。

昭和 60 年(1985 年)6 月には大鳴門橋、平成 10 年(1998 年)4 月には明石海峡大橋の開通により本州と陸路でつながり、平成 27 年(2015 年)3 月には四国横断自動車道(鳴門 JCT～徳島 IC 間)、令和 4 年(2022 年)3 月には徳島南部自動車道(徳島 JCT～徳島津田 IC 間)が開通し、近畿圏との交流の活発化や四国 4 県を結ぶ 8 の字ネットワークの整備の推進など、今後ますます本格的な高速交通・広域交流時代が到来しようとしています。

| | |
|--------|------------------------------|
| 1889 年 | 市制施行 |
| 1926 年 | 名東郡斎津村、沖洲村を編入 |
| 1928 年 | 境界変更により板野郡川内村の一部を編入 |
| 1933 年 | 市役所が幸町に移転 |
| 1937 年 | 名東郡加茂名町・八万村・加茂町を編入 |
| 1945 年 | 徳島大空襲により市街地の大半を焼失 |
| 1947 年 | 初の公選制による市長誕生 |
| 1951 年 | 勝浦郡多家良村・勝占村を編入 |
| 1955 年 | 名東郡新居町・上八万村、名西郡入田村、板野郡川内村を編入 |
| 1966 年 | 板野郡応神村を編入 |
| 1967 年 | 名東郡国府町を編入 |
| 1984 年 | 市役所現庁舎が開庁 |

(2) 地理的特性

本市は、市の北部を流れる四国一の大河・吉野川とその支流が育てた三角州に発達した、四国の東部に位置する徳島県の県庁所在地で、東西 16.4km、南北 19.45km にわたり、現在の市域面積は 191.52 km² となっています。

年間を通じて比較的温暖な気候に恵まれ、東部は紀伊水道に臨み、南部は山々の緑を背にした自然豊かな都市で、本市の象徴ともいべき眉山、城山が市の中心部にあるほか、吉野川をはじめとする大小あわせて 134 もの河川が市内を流れているなど、本市は、他都市に類をみない水とともに発展してきた「水都」です。

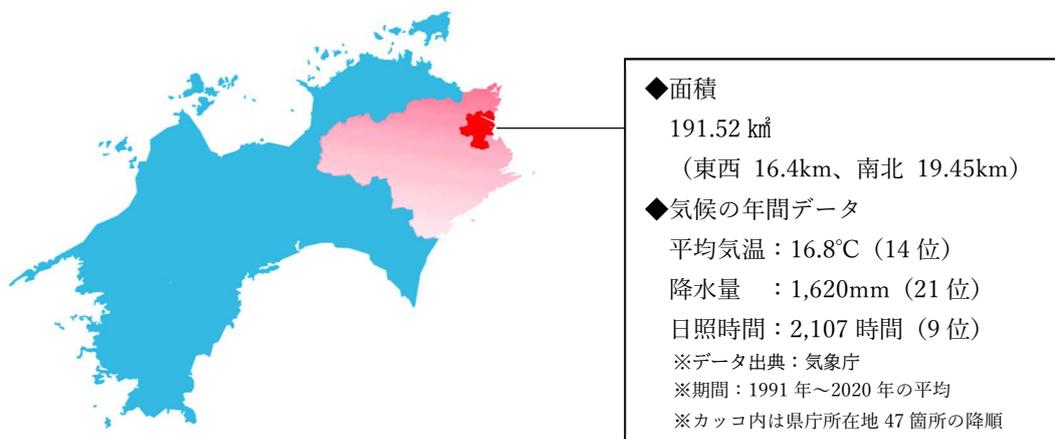
特に中心市街地には、新町川と助任川に囲まれた「ひょうたん島」の愛称で親しまれている地域があり、その周囲を巡る周遊船が運航されているほか、緑やLEDの光による水の魅力を演出する景観づくりが行われるなど、水を生かした個性的な市街地が形成されています。

また、郊外においても網の目状に流れる鮎喰川や勝浦川、園瀬川などの中小河川、大神子海岸や小松海岸、中津峰山を中心とする緑豊かな山地など、貴重な自然が残されています。

交通機関は、4つのJR路線（高徳線・徳島線・牟岐線・鳴門線）が運行しており、市内の主な幹線道路には網羅的に路線バスが運行されていますが、鉄道沿線や幹線道路から離れると交通機関が限られてしまうことから、市民の主な交通手段は自家用車となっています。また、市域の大半が平野であり、学生をはじめ、日常の移動手段として自転車も活発に利用されています。

明石海峡大橋の開通により関西圏と直結したため、関西からの玄関口としての役割を果たしており、特に、バスターミナルが設置されたJR徳島駅前には、関西をはじめ、関東や中国地方とも交通ネットワークを結ぶ拠点となっています。

また、市中心部から約 10km の位置に徳島阿波おどり空港が立地していることから、東京や福岡など国内主要都市へのアクセスも良好です。



(3) 文化的特性

本市には、世界に誇る伝統芸能である「阿波おどり」があります。その起源としては諸説存在しますが、いずれの説からも400年を超える歴史があり、盛んになったのは蜂須賀家政が徳島入りをし、藍・塩などで富を蓄積した頃からといわれています。

昭和の一時期、戦争のために中断されていましたが、戦後まもなく再開され、「何はなくても阿波おどり」の心意気で燃え上がる、今では徳島市民にとってなくてはならない暮らしの一部となっています。

阿波おどりが開催されている8月の5日間には、県内外はもちろんのこと海外からも大勢の観光客が訪れるなど、世界にもその名を知られた徳島の夏祭りとなっています。

また、国の重要無形民俗文化財にも指定されている阿波人形浄瑠璃は、藩政時代初期に農民の娯楽と慰安のためにはじまったとされています。藩政の末期には67もの人形座があったと言われ、現在では犬飼の農村舞台でその面影を見ることができます。

阿波おどりと阿波人形浄瑠璃のほかにも、四国八十八箇所霊場に代表される多くの寺社や染料として全国に知られている阿波藍を使った伝統工芸品の阿波正藍しじら織、さらには、木工業製品など、徳島の風土と歴史が育んだ数多くの個性的・伝統的な文化が息づいています。



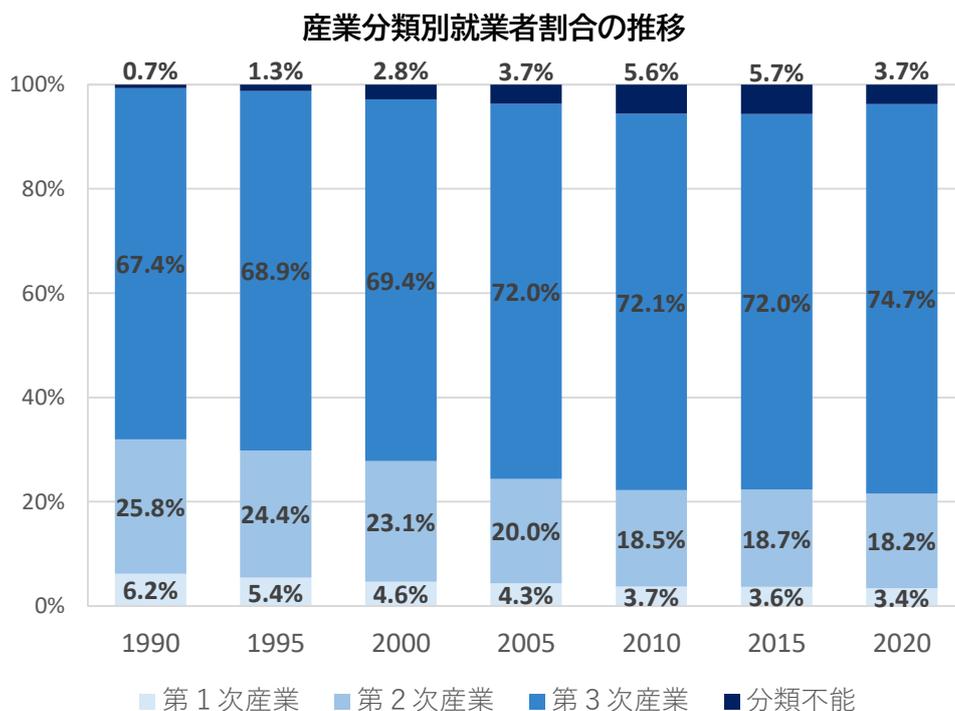
(4) 産業構造的 특성

本市の第1次産業は、吉野川がもたらす肥沃な土壌や温暖な気候などの恵まれた環境を生かして古くから農業が盛んで、サツマイモや生しいたけ、ブロッコリーなどの栽培が盛んに行われており、全国的にも有名です。また、徳島県は野菜や果物などの農作物の種類が豊富であり、京阪神への一大供給産地であることから「関西の台所」として発展してきました。

第2次産業については、製造業における付加価値額等の割合は、化学工業が非常に高く本市の産業における強みとなっているほか、歴史的に木工・藍染などの伝統産業が発展し、木工業については、デザインや塗装技術は全国でもトップクラスの技術を有し、鏡台、家具、仏壇等に代表される木工業製品の産地になっています。

しかし、第1次産業、第2次産業とも、就業者人口比率の推移を見ると、平成2年(1990年)から令和2年(2020年)の間に、第1次産業は6.2%から3.4%に、第2次産業は25.8%から18.2%へ減少を続けています。

一方、第3次産業については、平成2年(1990年)から令和2年(2020年)の間に、就業者人口比率が67.4%から74.7%へ増加しており、特に医療・福祉サービス関連産業の割合が高くなっています。



出典：総務省「国勢調査」

2 人口の見通し

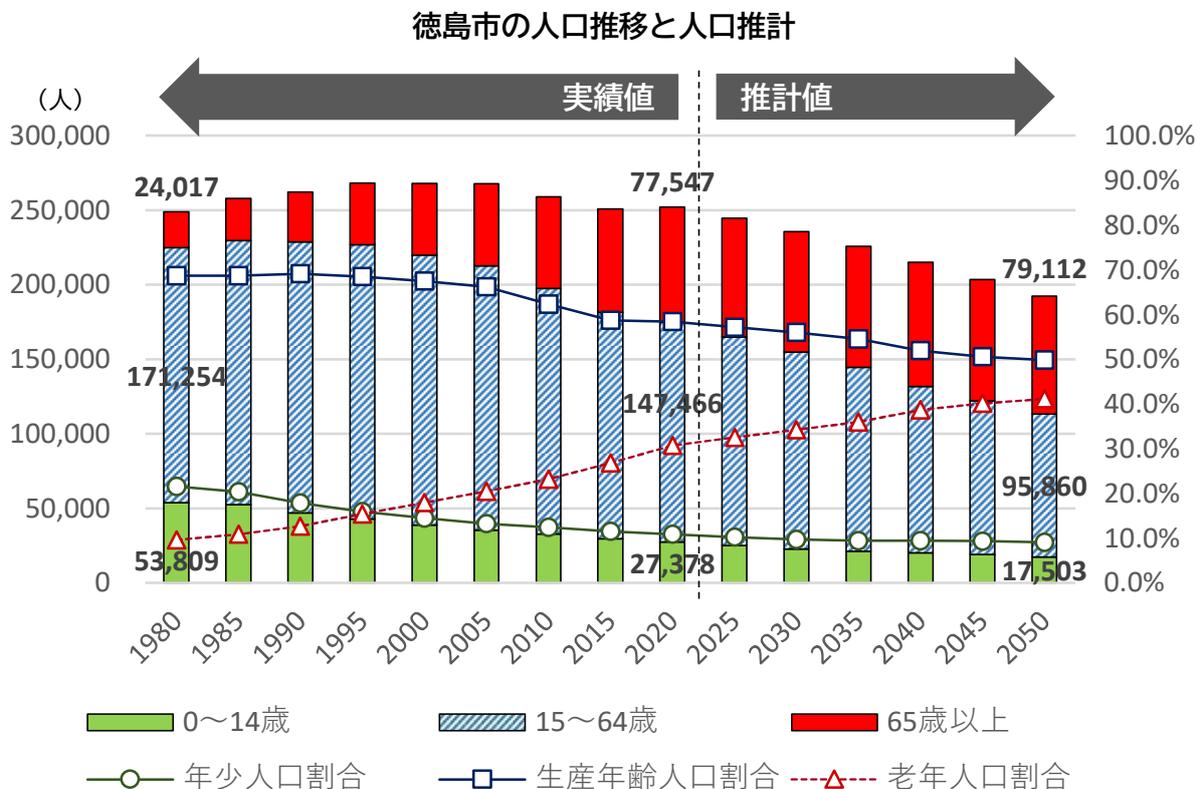
(1) 人口推移と推計人口

社人研の推計によると、令和 32 年(2050 年)時点における本市の人口は 192,475 人となっており、令和 2 年(2020 年)からの 30 年間で 23.7%の人口減少が見込まれています。

年代別に人口増減を見ると、令和 2 年(2020 年)から令和 32 年(2050 年)にかけて 0～14 歳の人口は▲9,875 人と 36%の減少、15～64 歳の人口は▲51,606 人と 35%の減少となっている一方、65 歳以上の人口は 1,565 人増加する見込となっています。

年齢階級別人口構成比を見ると、令和 2 年(2020 年)から令和 32 年(2050 年)にかけて 15～64 歳の割合が 10%近く減少する一方、65 歳以上の割合は 10%以上増加すると見込まれており、令和 2 年(2020 年)時点では、約 2 人の現役世代で 1 人の高齢者を支えていた社会が、令和 32 年(2050 年)になるとほぼ 1 人の現役世代で 1 人の高齢者を支えていかなければならない社会となります。

人口減少・少子高齢化の進行により、産業の担い手不足や生産性の低下、地域経済の縮小やインフラ管理コストの増大、セーフティネットの弱体化、空き家の増加、地域コミュニティの弱体化など、様々な分野において大きな影響があると想定されます。



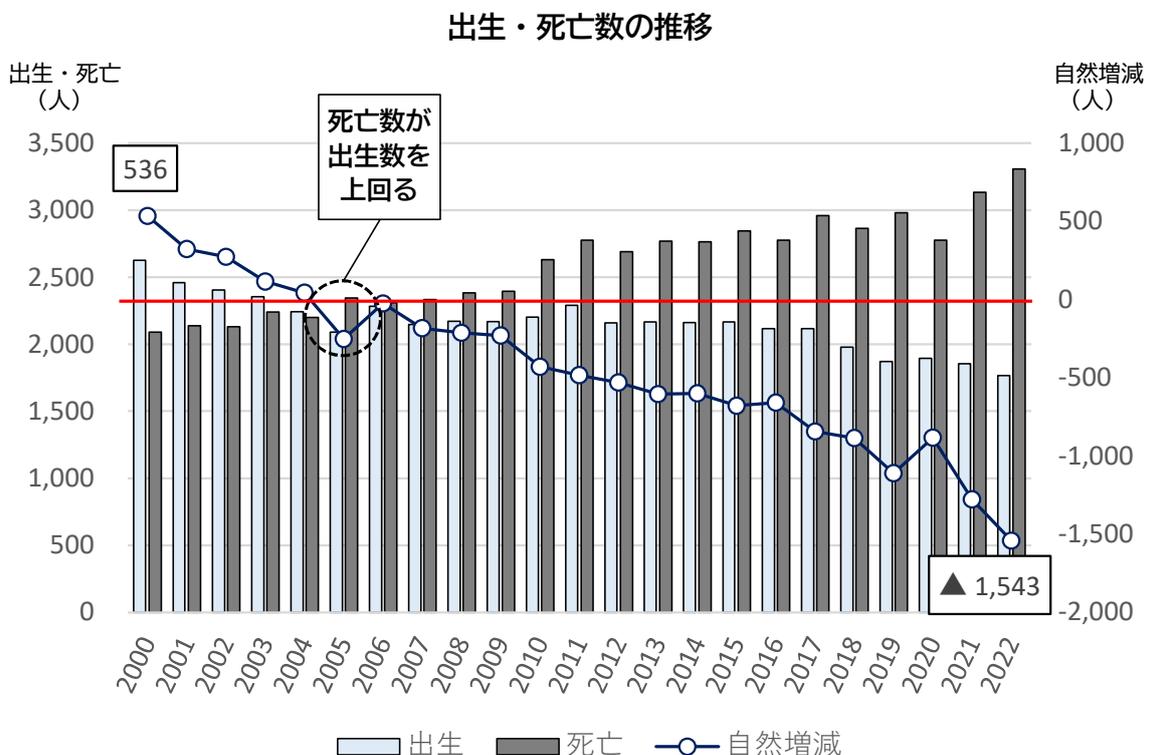
出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 出生・死亡数の推移

出生数の推移を見ると、平成12年(2000年)に2,627人であったものが、平成17年(2005年)までの5年間で▲537人の2,090人と急速に減少しています。その後、平成18年(2006年)から平成29年(2017年)にかけては、概ね横ばいの状態を保つことができていましたが、平成30年(2018年)には2,000人を割り込み、令和4年(2022年)には1,765人まで減少しています。

死亡数を見ると、平成12年(2000年)は2,091人であったものが、平成17年(2005年)に2,343人となり、以後、出生数を上回った状態で増加し続けており令和3年(2021年)に3,000人を超え、令和4年(2022年)には3,308人まで増加しています。

自然増減数についても、平成12年(2000年)の536人から平成16年(2004年)までは自然増の状態であったものが、平成17年(2005年)に死亡数が出生数を上回って以降は右肩下がりの傾向が続いており、令和2年(2020年)に一時的に出生数が増加したものの、その後、減少傾向が拡大し、令和4年(2022年)には1,543人の自然減となっています。



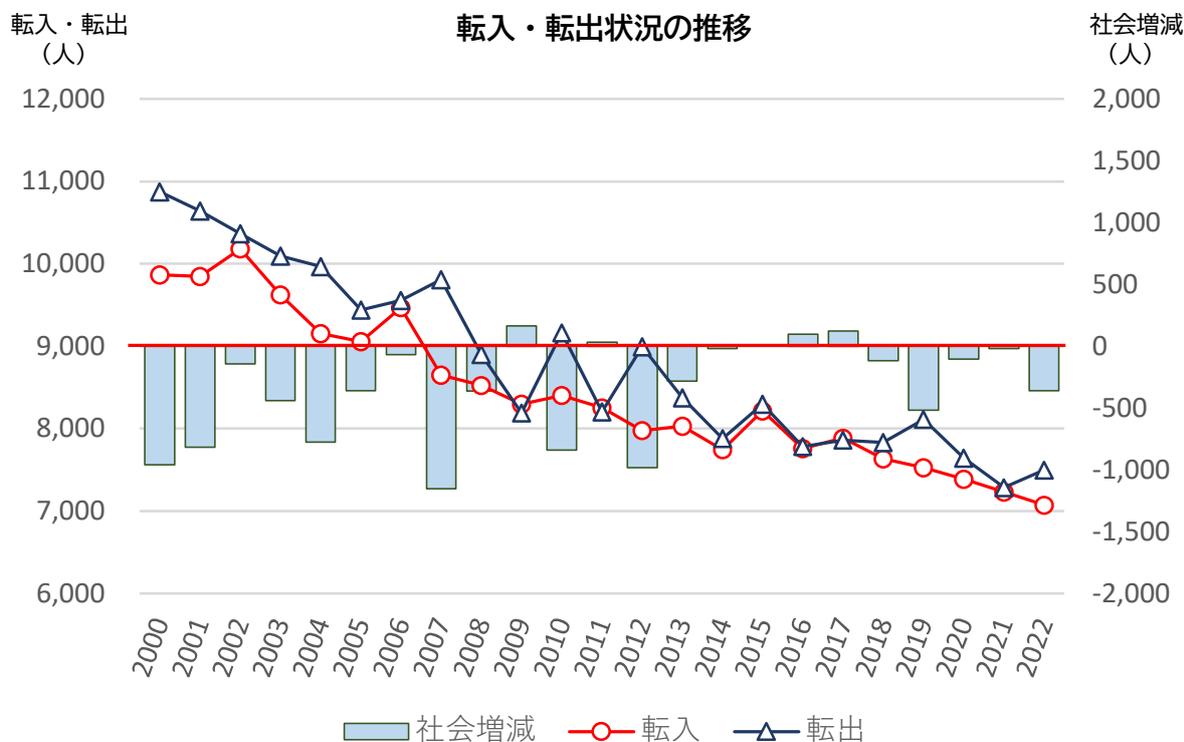
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

(3) 転入・転出数の推移

転入数と転出数の推移を見ると、平成12年(2000年)から令和4年(2022年)にかけて、転入数は9,865人から7,071人と28.3%の減少、転出数は10,871人から7,496人と31.0%の減少となっており、転入数、転出数ともに減少傾向となっています。

社会増減の状況を見ると、平成12年(2000年)から平成25年(2013年)にかけては、平成19年(2007年)の1,154人をピークに社会減が多くなっていましたが、平成27年(2015年)に均衡の状態となり、平成28年(2016年)から平成29年(2017年)の間は社会増に転じるなど、好転の兆しが見られたものの、令和元年(2019年)には転出者数が大きく増加し、516人の社会減となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限等の影響もあり、令和2年(2020年)から令和3年(2021年)にかけて、転出数が減少し、転入数と転出数の差が小さくなっていましたが、令和4年(2022年)には、転入数が7,232人から▲161人の7,071人と減少する一方、転出数は7,285人から211人増加の7,496人となり、425人の転出超過となっています。



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

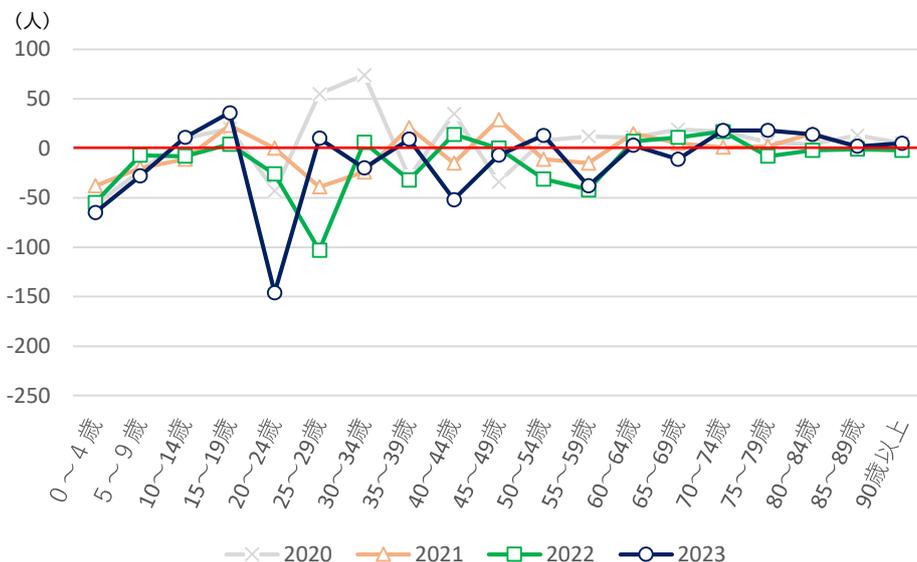
社会増減数は、転入者数及びその他記載数の合計から転出者及びその他削除数の合計を減じた数

(4) 男女・年齢階級別人口移動の状況

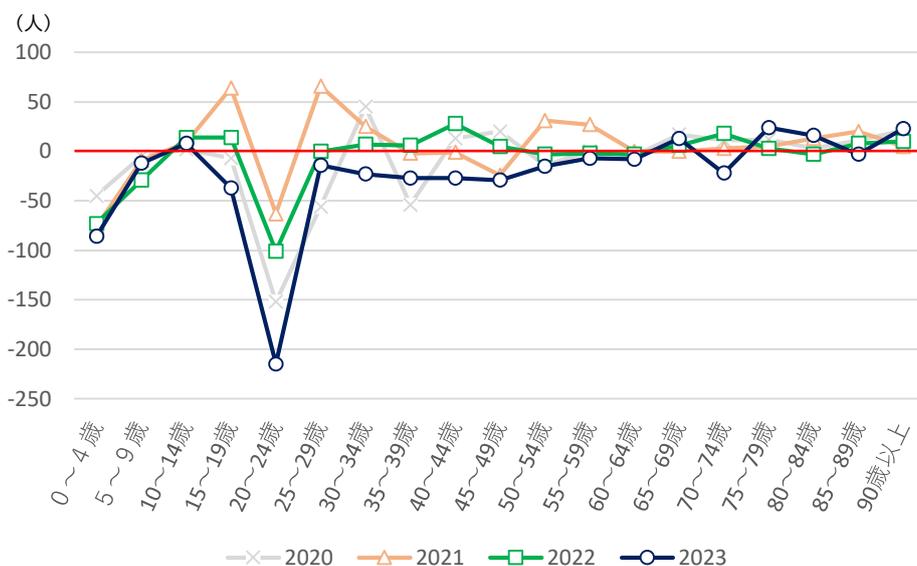
令和2年(2020年)から令和5年(2023年)の男女・年齢階級別人口移動の状況を見ると、各年の状況にばらつきはあるものの、概ね0～4歳で転出超過だったものが、10～19歳で転入超過に転じ、20～24歳で再び大きく転出超過となり、その後、徐々に転入・転出が均衡に向かうという傾向となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなった令和5年(2023年)の状況を見ると、20～24歳で男性は146人の転出超過であるのに対し、女性は215人の転出超過となっており、男性よりも女性の方が転出超過の傾向が強くなっています。

年齢階級別人口移動の状況（男性）



年齢階級別人口移動の状況（女性）



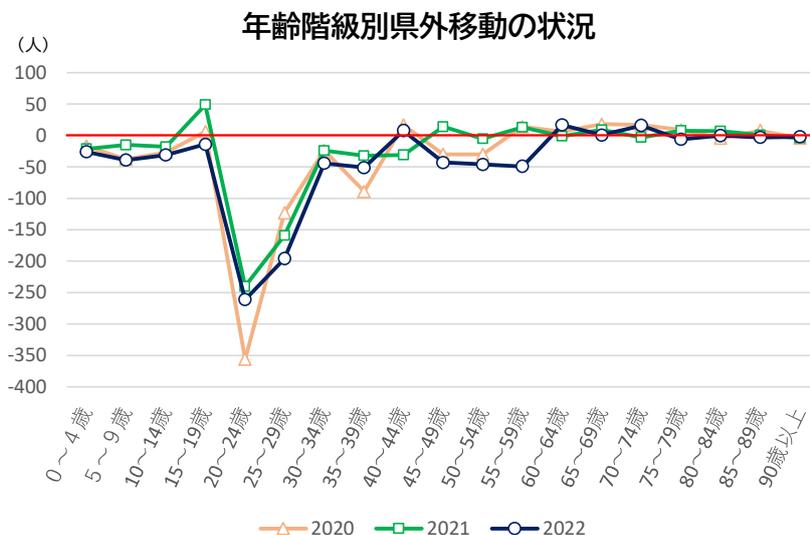
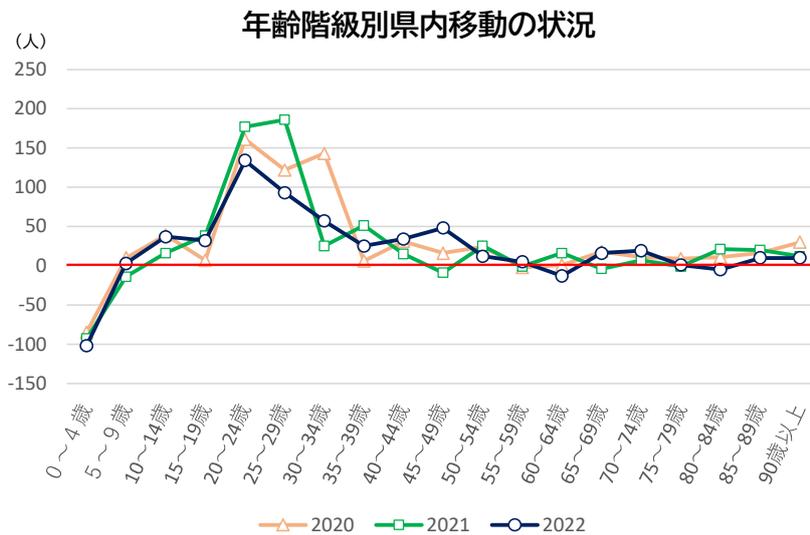
出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(5) 県内外・年齢階級別人口移動の状況

年齢階級別人口移動の状況について、県内・県外の別に見ると、県内移動は転入超過の状態であり、特に、20～29歳で転入超過数が多くなっています。

ほとんどの階級で転入超過となっているものの、0～4歳は転出超過の状態となっており、子どもが生まれたことをきっかけに、市外に転出する世帯が一定数あるものと推測されます。

一方、県外移動を見ると大幅な転出超過の状態であり、県内移動とは反対に20～29歳で大幅な転出超過となっており、大学卒業や就職などのタイミングで、県内から本市に一定の人口流入があるものの、それを大幅に上回る人口が県外に流出してしまっている状態となっています。

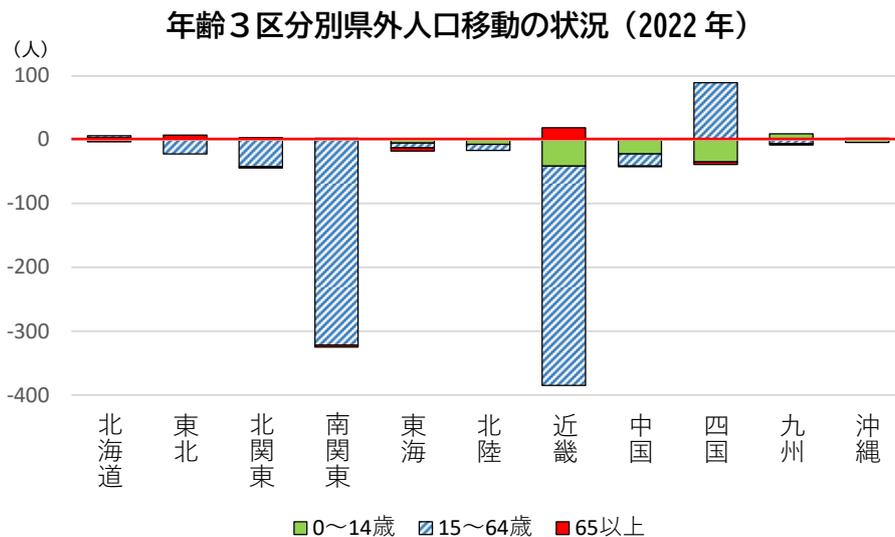
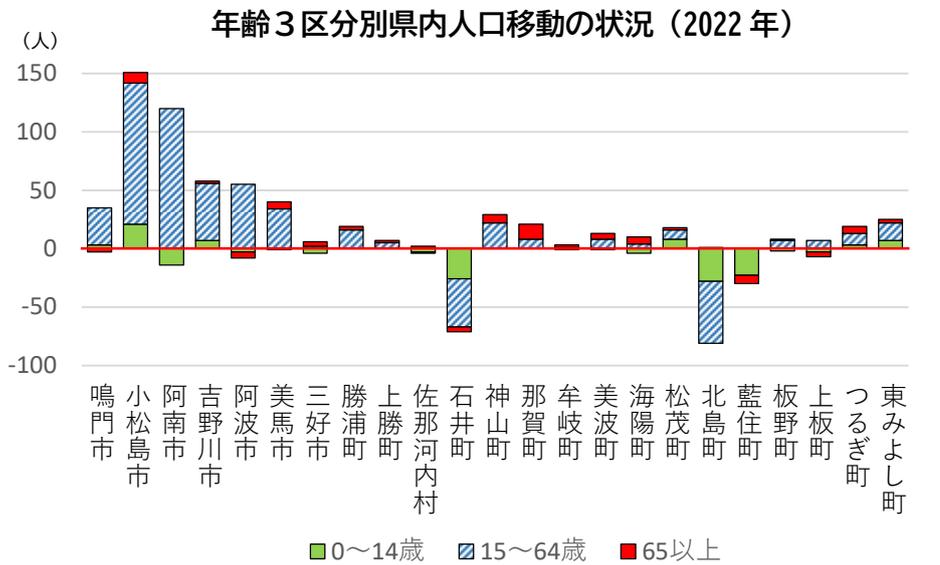


出典：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成「住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表」

(6) 県内外・年齢3区分別人口移動の状況

県内における人口移動の状況を詳しく見ると、本市への転入超過は、小松島市が最も多く、次いで阿南市、吉野川市、阿波市の順になっており、本市からの転出超過は、北島町が最も多く、次いで石井町、藍住町となっています。どの年齢区分も概ね同じ傾向ですが、阿南市は、15～64歳の生産年齢人口が大幅な転入超過である一方、0～14歳の年少人口は転出超過となっています。

県外移動の状況を見ると、大阪府を中心とした近畿地方と東京都を中心とした南関東地方への転出超過が突出して多くなっており、大都市部への人口流出が明らかとなっています。



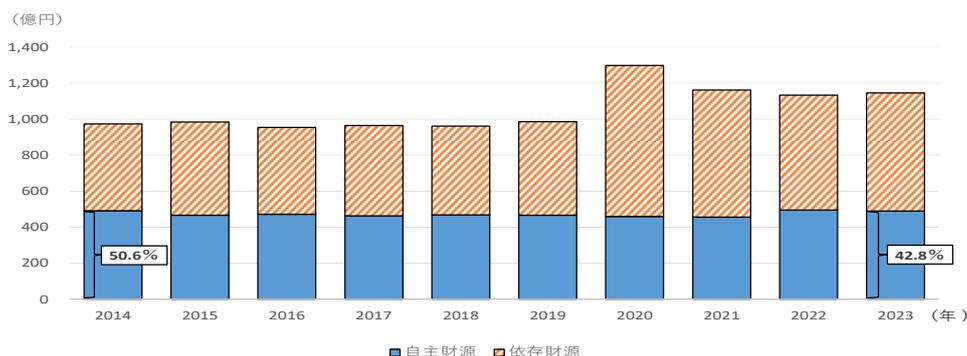
出典：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成「住民基本台帳に基づく都道府県及び市区町村別詳細分析表」

3 財政状況

(1) 歳入の推移

平成 26 年度(2014 年度)からの推移を見ると、市税に代表される「自主財源」の歳入総額に占める割合は、平成 26 年度(2014 年度)の 50.6%をピークに減少傾向にあり、令和 5 年度(2023 年度)決算では 42.8%まで減少しています。

相対的に、地方交付税や国庫・県支出金に代表される「依存財源」の割合が高くなっており、年々、行政の自主性や安定性の確保が難しくなっています。

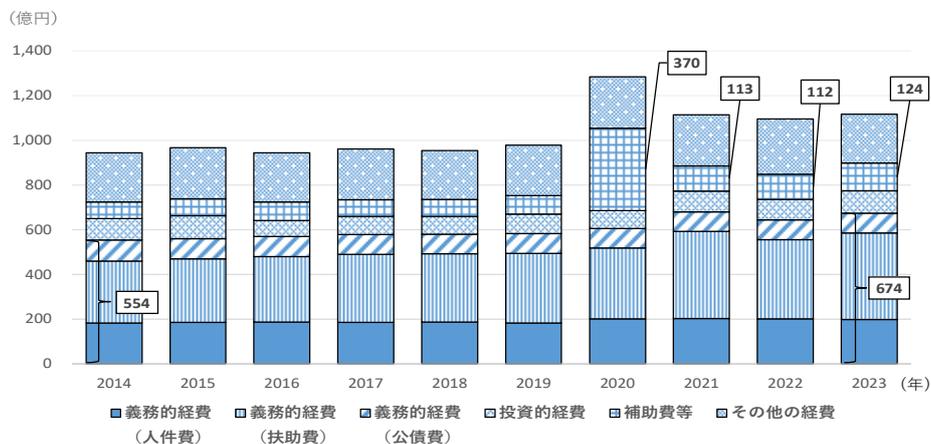


※「自主財源」…地方公共団体が自主的に収入できる財源(市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料等)
「依存財源」…市の都合で増減できない財源(地方譲与税、地方交付税、国庫・県支出金、市債等)

(2) 歳出の推移

平成 26 年度(2014 年度)からの推移を見ると、行政運営上、毎年、固定的に必要となる人件費、公債費、扶助費で構成される「義務的経費」は、社会保障費の増大に伴い、扶助費が例年増加しており、義務的経費全体で平成 26 年度(2014 年度)の 554 億円から、令和 5 年度(2023 年度)は 674 億円と、10 年間で 120 億円増加しています。

また、補助費等については、新型コロナウイルス感染症対策のための特別定額給付金給付事業などにより、令和 2 年度(2020 年度)は 370 億円と突出しており、令和 3 年度(2021 年度)以降も、国の物価高騰対策などにより 100 億円を超えて推移しています。

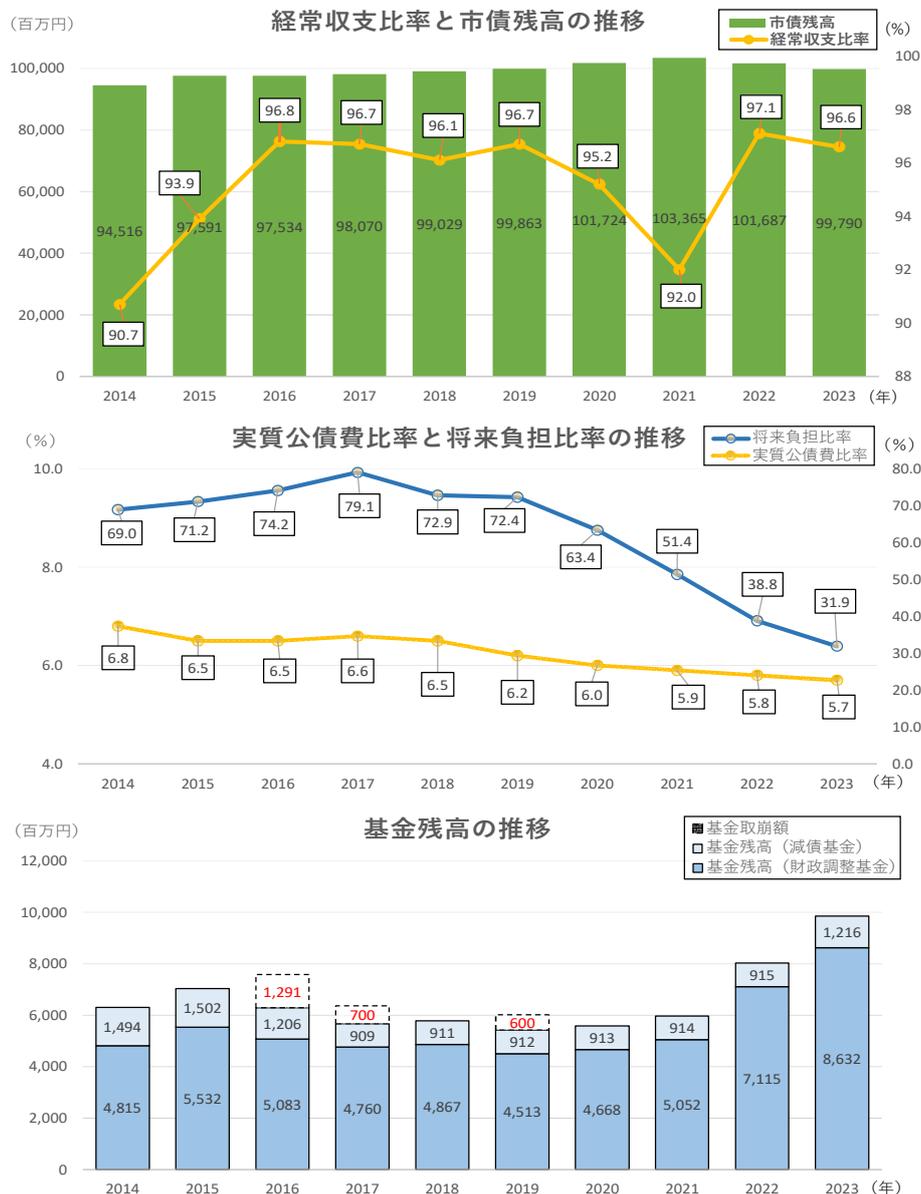


(3) 主な財政指標

財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」が、平成26年度（2014年度）の90.7%から令和5年度（2023年度）の96.6%へと、10年間で5.9ポイント悪化するなど、財政の硬直化が進んでおり、政策的判断により投入できる財源が圧迫されています。

市の借金である「市債残高」は、平成26年度（2014年度）の945億円から令和5年度（2023年度）の998億円へと、10年間で53億円増加しているものの、市債の返済額の大きさを標準財政規模に対する割合で表した「実質公債費比率」や、将来負担すべき負債の大きさを標準財政規模に対する割合で表した「将来負担比率」は着実に減少しています。

市の貯金である「基金残高（財政調整基金・減債基金）」は、令和元年度（2019年度）に取り崩したのを最後に、4年連続で取り崩しを行なっておらず、平成26年度（2014年度）から令和5年度（2023年度）の10年間で35億円増加しています。



第3章

総合計画の策定方針

1 計画策定の趣旨

人口減少、少子高齢化の急速な進行やA Iをはじめとする技術革新など、様々な課題に対応すべく、本市では、令和3年(2021年)3月に策定した「徳島市総合計画2021」に基づき、諸施策に取り組んできました。

しかしながら、依然として人口減少に歯止めがかかっておらず、産業をはじめとした様々な分野において人手不足が深刻化する中、市民生活にも多大な影響を与えている物価高騰や地球温暖化による気候変動などの課題も山積しています。

このように、変化し続ける状況の中、将来にわたって持続可能な地域社会を維持し、誰もが誇れる徳島をつかっていくためには、社会情勢や環境の変化を的確に捉え、新たな方針や目標に向かって政策を推進する必要があることから、徳島市全体としてのまちづくりの指針となる「新たな総合計画」を策定するものです。

2 計画の役割

総合計画は、本市の目指すべき将来像やその実現に向けた政策等を明らかにし、市政を長期的な視点で総合的かつ計画的に推進していくために策定する本市の最上位計画と位置付けられる計画です。

なお、都市計画の指針である「徳島市都市計画マスタープラン」や国土強靱化の指針である「徳島市国土強靱化地域計画」などと、十分に整合・調和を図るものとします。

3 総合計画と総合戦略の一体化

東京一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)(以下「法」という。)に基づき、これまで本市は「徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を総合計画とは別に策定し、人口減少の克服を目指す取組を進めてきましたが、今後、人口減少対策とまちづくり双方の観点から、よりスピード感を持って施策を展開していくため、新たな総合計画は、法に基づく地方版総合戦略と一体化した計画として策定します。

4 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「アクションプラン」で構成します。

基本構想

令和7年度(2025年度)から概ね10年後を展望し、まちづくりの基本理念と将来像を定め、これを実現するための政策を明らかにしたものです。

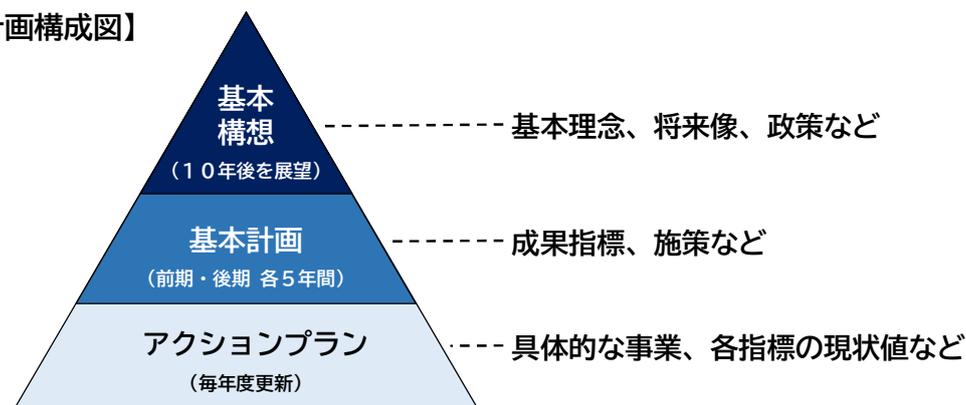
基本計画

前期(令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度))と後期(令和12年度(2030年度)から令和16年度(2034年度))で構成し、将来像の実現に向けて、取り組むべき施策を体系的に示し、各施策の推進方針と達成すべき目標を明らかにしたものです。

アクションプラン

基本計画に基づく施策を計画的かつ効率的に実施するため、各年度における具体的な事業を明らかにしたもので、計画期間は基本計画と同様とし、毎年度、見直しを行います。

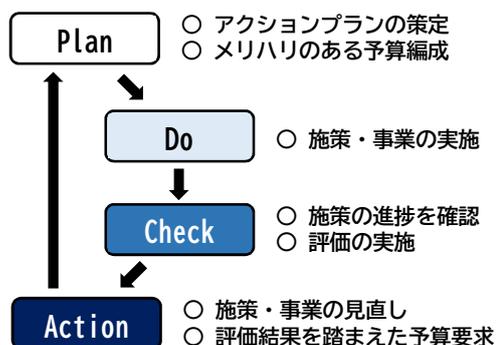
【計画構成図】



5 計画の進捗管理

計画の推進に当たっては、行政のみならず、官民の様々な分野の連携が重要であるため、外部の学識経験者や有識者等の視点を踏まえながら、進捗管理を行うこととします。

また、取組の効果を客観的に検証できる目標指標を設定し、検証と見直し(PDCAサイクル)を行うことで、実効性の向上と市政の透明化を図ります。



第4章

基本構想

1 まちづくりの基本理念

基本理念1 将来にわたって持続可能なまちづくり (Sustainable)

気候変動など世界共通の問題が山積している一方、我が国においては当分の間、人口減少・少子高齢化が続き、経済規模の縮小が危惧される中、将来にわたって、社会や経済の機能をいかに維持していくかが課題となっています。

高度経済成長・人口増大期に本市の市街地は郊外へと拡散しましたが、今後は都市機能の集約を図りながら、豊かで便利な市街地を維持するとともに、DXの推進などによる業務効率化や生産性向上を通じて、人口減少社会にあっても都市の活力を維持し、県都として徳島経済をリードしていくことが重要です。

そのため、経済と環境、社会の三側面におけるバランスを上手く保ちながら、「将来にわたって持続可能なまちづくり」を推進します。

基本理念2 安心して暮らせる強靱なまちづくり (Resilience)

全国的に大規模地震が相次ぎ、本市でも南海トラフ地震の発生確率が上昇するなど、防災に対する関心がさらに高まる一方で、長らく続いた新型コロナウイルス感染症の流行は、我が国の社会・経済システムの脆弱性を露呈させました。

災害や感染症の発生といった非常時でも国民生活や経済活動における混乱を防ぎ、最低限の社会・経済機能を維持できる強靱な社会を形成するとともに、平常時においても一人ひとりの状況に応じたセーフティネットを構築し、SDGsに掲げられた「誰一人取り残さない社会」の実現に取り組むことが重要です。

そのため、全ての市民が生まれ育った場所で心穏やかな生活を送れるよう、「安心して暮らせる強靱なまちづくり」を推進します。

基本理念3 多様な幸せを実現できるまちづくり (Well-being)

近年、企業のあり方や個人のワーク・ライフ・バランスが見直される中、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあり、生活の豊かさや幸せを実感できることが重要であるとする「ウェルビーイング」志向が高まっています。

そうした中、今後の社会においては、年齢や性別、国籍、子どもの有無など、個々人の違いに関わらず、互いの個性を認め合う「多様性」や一人ひとりの状況に応じて適切な挑戦の機会を提供する「公平性」、全ての人々が個性を発揮し、社会に貢献できる環境をつくる「包括性」などの視点が、さらに重要性を増してきます。

そのため、誰もが生涯を通じて自分らしく生き、活躍できるよう、「多様な幸せを実現できるまちづくり」を推進します。

2 将来像



おどる街 つながる笑顔 水都とくしま

四国最大の河川・吉野川とその支流が育てた大地に形成された徳島市。

かつて蜂須賀家政公が川に囲まれた地の利を生かして徳島城を築城し、その周りに城下町が形成されたのが都市のはじまりで、豊富な水資源を生かした藍産業の隆盛により全国有数の商業都市に発展するなど、歴史的に見ても川とまちのつながりが深い「水都」です。

これまで本市は、この水都で育まれた阿波おどりや藍染、阿波人形浄瑠璃など独自の伝統文化を守り育てながら、他都市にはない個性的で、魅力的なまちづくりに取り組んできました。

しかしながら、近年、気候変動による自然災害の甚大化や相次ぐ紛争、エネルギー問題といった世界的課題に加え、我が国においては、人口減少・少子高齢化に伴う社会経済の担い手不足や大規模災害への危機感の増大などの課題が、ますます顕在化してきています。

こうした中、本市にはSDGs未来都市として、将来にわたって持続的に発展し、誰もが安心して、幸せに暮らすことができる、地方都市のモデルを構築する役割が求められています。

そこで、本市が目指す将来像を「おどる街 つながる笑顔 水都とくしま」と定め、世界に誇る「阿波おどり」などの伝統文化や豊かな水辺空間など、本市ならではの魅力を生かしながら、誰もが自分らしく躍動し、誇りを持って住み続けることができる、笑顔の絶えないまちづくりを推進します。

3 政策

| | |
|------------|----------------------|
| 政策1 | 魅力あふれる都市空間の創造 |
|------------|----------------------|

人口減少が進行し、人口密度の急速な低下が想定される中、地域の生活サービスを維持し、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりに取り組みます。

また、徳島市ゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、これまで以上に脱炭素に取り組む環境配慮型の都市づくりを進め、都会的な利便性と自然が調和した、魅力あふれる都市空間の創造に取り組みます。

| | |
|------------|---------------------|
| 政策2 | 持続可能な徳島経済の創出 |
|------------|---------------------|

人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小などの諸課題に対応し、本市で働き、安心して暮らすことができる経済基盤の確立を図り、将来にわたって持続可能な地域経済社会の形成を目指します。

特に、人口減少が進む中においても、地域産業の振興や交流人口・関係人口のさらなる拡大などを推進し、「地域経済の好循環」の実現を図ります。

そのため、阿波おどりははじめ地域資源を活用した観光振興などによる域外からの外貨の獲得やアントレプレナー、企業・事業者等の成長支援などにより地域経済を活性化するとともに、企業・事業者等の生産性向上や域内での経済活動の活発化・域内経済への波及促進など市内需要の増加に取り組みます。

| | |
|------------|---------------------|
| 政策3 | 安全安心な生活環境の整備 |
|------------|---------------------|

南海トラフ地震発生確率の上昇や激甚化する豪雨災害など非常事態への不安感が増大していることに加え、近年は、特殊詐欺被害が過去最高を更新するなど、日常生活においても市民の安全を脅かす事態が発生しています。

こうした不安を解消し、市民の生命と財産を守り抜くため、災害時を想定したインフラ整備や地域防災力の向上、また、防犯対策の推進、消費者教育の普及などにより、安全安心な生活環境の整備に取り組みます。

| | |
|------------|---------------------|
| 政策4 | 生涯健やかな暮らしの実現 |
|------------|---------------------|

人口減少・少子高齢化の進行により、社会保障を支える現役世代の負担感が年々上昇している一方で、人生100年時代を迎える中、社会的支援を必要とする人々はさらに増加していくものと見込まれています。

このような時代にあっても、誰もが住み慣れた地域で健康的に、また、心穏やかに過ごせるよう、多様な主体と連携しながら自助、共助、公助によるセーフティネットを維持・強化し、生涯健やかな暮らしの実現に取り組みます。

| | |
|------------|---------------------|
| 政策5 | こどもまんなか社会の推進 |
|------------|---------------------|

少子化が急速に進んでいる我が国においては、地域社会や企業など様々な場面で年齢、性別を問わず、全ての人々が子どもや子育て中の人々を応援するといった社会全体の意識改革を進めることが重要です。

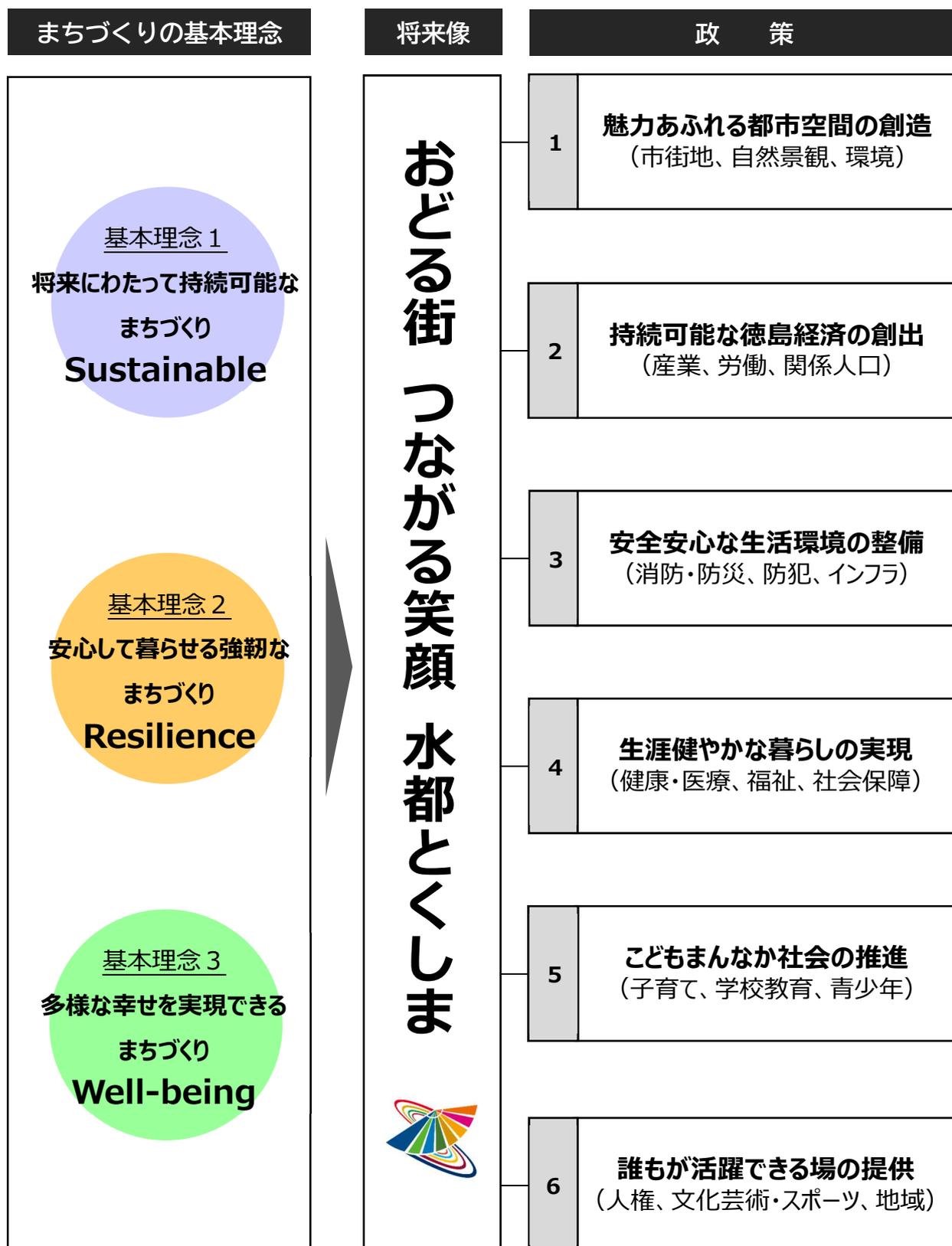
そのため、常に子どもの最善の利益を第一に考え、家庭環境や発育状況、障害の有無や国籍などに関わらず、誰一人取り残さない子ども・子育て支援や教育環境の充実を図ることで、こどもまんなか社会の推進に取り組みます。

| | |
|------------|---------------------|
| 政策6 | 誰もが活躍できる場の提供 |
|------------|---------------------|

経済的な成功よりも健康的な生活を志向する人々が増加し、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中で、一人ひとりが生きがいを持ち、生涯にわたって自分らしく活躍できる社会を形成することの重要性が高まっています。

こうした社会背景を踏まえ、一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会の土壌を育むとともに、文化芸術やスポーツ、まちづくりなど、それぞれが望む分野において、誰もが活躍できる場の提供に取り組みます。

4 政策体系



5 行政運営

(1) 基本姿勢

市民一人ひとりの立場に寄り添った、誰からも信頼される公平・公正な市役所を目指して、徹底した情報公開により、市政の透明化を図るとともに、職員の意識改革に取り組むなど、市民がまちづくりの主役となる行政運営を行います。

(2) 行政運営方針 ～質の高い市民サービスを創り続ける行財政経営の実践～

人口減少に歯止めがかからず、社会経済の担い手不足が深刻化する中、気候変動による自然災害の甚大化や歴史的な円安、物価高騰など、行政を取り巻く課題は山積しています。

こうした社会環境の変化とともに進展する行政需要の拡大や市民ニーズの多様化・複雑化に的確に対応し、将来像「おどる街 つながる笑顔 水都とくしま」を実現するためには、それを支える健全な行財政経営が欠かせません。

限られた経営資源を有効活用し、将来にわたって質の高い市民サービスを創り続けるため、行政運営方針となる「持続可能な市民サービスの構築」、「健全な財政基盤の確立」及び「行政運営機能の強化」に基づき、行政改革を推進するとともに、強靱な財政基盤を確立します。

方針1 持続可能な市民サービスの構築

人口減少・少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化や市民の価値観、ライフスタイルの変容等、社会情勢の変化を的確に捉え、将来にわたって質の高い市民サービスを提供するため、市政情報の透明化や行政手続の簡素化など、市民の利便性向上を図るとともに、持続可能な行政サービスのあり方を検討し構築します。

方針2 健全な財政基盤の確立

総合計画の着実な推進を下支えし、新たな一般廃棄物中間処理施設の整備など、市民サービスの維持・向上に資する新規事業に取り組める強靱な財政基盤を確立するため、市税等の自主財源の確保や保有財産の有効活用など、更なる財源確保に努めます。

また、市民ニーズや社会環境の変化を的確に捉え、選択と集中によりワイズスペンディング（効果的・効率的な支出）を徹底することで、歳入規模に見合った歳出構造を構築します。

方針3 行政運営機能の強化

デジタル技術や民間活力・ノウハウを活用し、内部事務の効率化・高度化を図ることで、行政運営機能の強化に取り組むとともに職員配置の適正化を図ります。

また、官民連携など多様な主体との連携を進めるとともに、職場環境の充実や個々の職員力の強化に取り組み、多様化する行政需要や新たな行政課題に的確に対応できる組織体制を構築します。

第5章
前期基本計画
(令和7年度～11年度)

1 施策体系とSDGsの関係

■「施策体系」と「SDGs17の目標」との対応表



| 基本理念 | 将来像 | 政策 | 施策 | |
|---|-----------------------------------|--|---|--|
| <p>基本理念1 将来にわたって 持続可能な まちづくり Sustainable</p> | <p>おどる街 つながる笑顔 水都とくしま</p> | <p>政策1 魅力あふれる 都市空間の創造</p> | <p>01 コンパクトで機能的なまちづくり</p> <p>02 多機能な都市空間の創出</p> <p>03 環境の保全と向上</p> <p>04 循環型社会・廃棄物処理の推進</p> <p>05 汚水対策の推進</p> | |
| | | <p>政策2 持続可能な 徳島経済の創出</p> | <p>06 農林水産業の振興</p> <p>07 商工業等の振興</p> <p>08 働く環境づくりの推進</p> <p>09 観光・交流の促進</p> <p>10 全国との多様なつながりの拡大</p> | |
| | | <p>政策3 安全安心な 生活環境の整備</p> | <p>11 防災・減災対策の推進</p> <p>12 消防・救急体制の充実</p> <p>13 生活安全の推進</p> <p>14 生活道路の整備</p> <p>15 上水道の整備</p> <p>16 雨水対策の推進</p> <p>17 住環境の整備</p> | |
| <p>基本理念2 安心して 暮らせる 強靱な まちづくり Resilience</p> | | <p>政策4 生涯健やかな 暮らしの実現</p> | <p>18 健康づくりの推進</p> <p>19 社会保障の充実</p> <p>20 地域福祉の充実</p> <p>21 高齢者福祉の充実</p> <p>22 障害者福祉の充実</p> | |
| | | <p>政策5 こどもまんなか 社会の推進</p> | <p>23 子ども・子育て支援の充実</p> <p>24 「生きる力」を育む学校教育の推進</p> <p>25 信頼される教育環境の実現</p> <p>26 心豊かでたくましい青少年の育成</p> | |
| | | <p>政策6 誰もが活躍 できる場の提供</p> | <p>27 人権尊重・多文化共生社会の実現</p> <p>28 男女共同参画社会の実現</p> <p>29 文化芸術・スポーツの振興</p> <p>30 生涯を通じた学びと文化財の継承</p> <p>31 地域自治・協働の推進</p> | |
| | | <p>基本理念3 多様な幸せを 実現できる まちづくり Well-being</p> | | |
| | | | | |

| 1 貧困 | 2 飢餓 | 3 保健 | 4 教育 | 5 ジェンダー | 6 水・衛生 | 7 エネルギー | 8 経済成長と雇用 | 9 インフラ、産業化、イノベーション | 10 不平等 | 11 持続可能な都市 | 12 持続可能な生産と消費 | 13 気候変動 | 14 海洋資源 | 15 陸上資源 | 16 平和 | 17 実施手段 |
|------|------|------|------|---------|--------|---------|-----------|--------------------|--------|------------|---------------|---------|---------|---------|-------|---------|
| | | | | | | | ● | ● | | ● | | ● | | | | ● |
| | | | | | | | | ● | | ● | ● | | | ● | | |
| | | ● | ● | | ● | ● | | | | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |
| | | | ● | | | ● | | | | ● | ● | | | | | |
| | ● | | | | ● | | | | | ● | | | ● | | | |
| | | | | | | | ● | ● | | | ● | | | | | |
| | | | | ● | | | ● | ● | | | | | | | | |
| | | | | | | | ● | | | ● | ● | | | | | ● |
| | | | | | | | ● | | | ● | | | ● | | | ● |
| | | ● | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | ● | |
| | | ● | ● | | | | | ● | | ● | ● | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | ● | ● | ● | | | | ● | | ● | ● | | | | | ● | |
| | ● | ● | ● | | | | | | ● | | | | | | ● | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | ● | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ● | ● | | | | ● | | ● | | | | | | | |
| | | ● | ● | | </ | | | | | | | | | | | |

2 総合的な成果指標

本市が目指す将来像の実現に向けた総合計画の進捗状況を把握するため、前期計画期間（5年間）における総合的な成果指標と数値目標を設定します。

【政策】

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 魅力あふれる都市空間の創造 | ④ 生涯健やかな暮らしの実現 |
| ② 持続可能な徳島経済の創出 | ⑤ こどもまんなか社会の推進 |
| ③ 安全安心な生活環境の整備 | ⑥ 誰もが活躍できる場の提供 |

(1) 徳島市に住み続けたい市民の割合

関連政策 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

| 当初値 | 方向 | 目標値 | 設定理由 |
|----------|----|-----------|---|
| 82.6% | ↑ | 90.0% | まちを将来にわたって維持していくには、現在、まちに住んでいる人々が生活に満足し、これからも住み続けたいと思ってくれることが重要であるため。 |
| R5(2023) | | R11(2029) | |

(2) 出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合

関連政策 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

| 当初値 | 方向 | 目標値 | 設定理由 |
|----------|----|-----------|--|
| 42.9% | ↑ | 65.0% | 未来を担う子どもや子育て世帯の幸せを実現できる社会を形成していくためには、出産や子育てに負担を感じない環境を整えていくことが重要であるため。 |
| R5(2023) | | R11(2029) | |

(3) まちなか歩行者通行量（平日と休日の平均）

関連政策 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

| 当初値 | 方向 | 目標値 | 設定理由 |
|----------|----|-----------|---|
| 13,801人 | ↑ | 21,000人 | まちなかに活気が戻ったと実感するには、ハード整備に留まらず、様々なソフト施策の展開や個別店舗の充実などを絡めながら、歩行者数の増加を図ることが重要であるため。 |
| R5(2023) | | R11(2029) | |

(4) 地区別津波避難計画策定率

関連政策 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

| 当初値 | 方向 | 目標値 | 設定理由 |
|----------|----|-----------|---|
| 78.9% | ↑ | 100% | 避難拠点の耐震化などは進んでおり、今後はスムーズに避難場所まで移動できるよう、事前のシミュレーションが重要であるため。 |
| R5(2023) | | R11(2029) | |

(5) 49歳以下人口の社会増減数

関連政策 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

| 当初値 | 方向 | 目標値 | 設定理由 |
|----------|----|-----------|--|
| ▲714人 | ↑ | ±0人 | 本市における人口減少スピードを緩和するには、若い世代や子育て世代の人口流出に歯止めをかけることが重要であるため。 |
| R5(2023) | | R11(2029) | |

(6) 個人市民税所得割が課される19歳以上の市民の割合

関連政策 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

| 当初値 | 方向 | 目標値 | 設定理由 |
|----------|----|-----------|---|
| 46.4% | ↑ | 50.0% | 人口減少・少子高齢化が進む中で社会・経済を安定させるには、年齢や性別にかかわらず、支える側の人口割合を増やすことが重要であるため。 |
| R5(2023) | | R11(2029) | |

(7) 納税義務者一人当たりの課税対象所得

関連政策 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

| 当初値 | 方向 | 目標値 | 設定理由 |
|----------|----|-----------|--|
| 3,488千円 | ↑ | 3,800千円 | 本市で将来にわたって豊かな生活を営めるようにするには、域内経済循環を高め、市民所得の向上を図ることが重要であるため。 |
| R5(2023) | | R11(2029) | |

(8) 市内延べ宿泊者数

関連政策 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

| 当初値 | 方向 | 目標値 | 設定理由 |
|----------|----|-----------|--|
| 567,282人 | ↑ | 780,000人 | インバウンドを含めた宿泊客を獲得することは外貨の獲得につながり、宿泊業のみならず、飲食業や小売業など幅広い業種への経済好循環をもたらすことが期待できるため。 |
| R5(2023) | | R11(2029) | |

(9) 新規大学卒業予定者の県内就職割合

関連政策 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

| 当初値 | 方向 | 目標値 | 設定理由 |
|----------|----|-----------|--|
| 41.5% | ↑ | 47.0% | 大学卒業後、就職時に多くの若者が県外へ流出しているが、持続可能なまちとするためには、地域の産業を支える地域づくり人材の確保が重要であるため。 |
| R5(2023) | | R11(2029) | |

3 施策構成と見方

将来像の実現に向けて、政策に基づき取り組む
具体的な施策の名称です。

施策の推進を通じて、実現を目指す
まちの姿を示しています。

施策01 コンパクトで機能的なまちづくり

【目指す姿】

中心市街地では、JR徳島駅と阿波おどり会館を結ぶ都心軸であるシンボルゾーンを核として、集約された都市機能と眉山や河川網による自然環境が調和し、にぎわいにあふれた「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」都市空間がつくられ、交流人口と定住人口がともに増加し、人々の活気であふれています。

また、各地域においては、適正な土地利用が図られ、特色ある地域づくりが進められるとともに、利便性の高い交通ネットワークが機能的に形成され、地域間交流が活発に行われています。

【展開方針】

1 県市協調による中心市街地のにぎわいづくり

「徳島市中心市街地活性化基本計画」で目指す、「人と人がつながり、新たな挑戦や投資が生まれる街」の実現に向け、「ひょうたん島」を中心とした本市ならではの水辺の景観などの資源を生かしつつ、楽しみながら回遊できるまちづくりを進めます。

2 集約型都市構造の構築

高次都市機能が集積した中心拠点と身近な地域拠点が、利便性の高い公共交通により効率的に結ばれた集約型都市構造の構築を図ります。また、徳島市3D都市モデルを活用し、産官学連携のもと、まちづくり分野のDXを推進します。

3 地域公共交通の整備

公共交通の使いやすさや利用者サービスの向上等に取り組むとともに、地域の実情に応じた移動手段の導入・運行について、地域との連携や民間活力を活用しながら支援していくことで、世代を超えてさまざまなニーズや社会情勢に柔軟に対応できる、持続可能な公共交通の再構築を図ります。

4 広域道路網の整備促進

四国横断自動車道の周辺対策等を行うとともに、国や県が行う環状道路整備への協力を通じて広域道路網の整備を促進させ、人と物の交流の促進を図ります。

「目指す姿」の実現に向けた施策の
展開方針を示しています。

施策が達成に寄与すると考えられるSDGsのゴールを示しています。

施策の成果を把握するためのKPI（重要業績評価指標）を示しています。

施策を体系付けている政策の名称です。


 政 策 1 魅力あふれる都市空間の創造

【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|---------------------------------|---------|----|----------|
| 市内中心部の住民基本台帳人口の年間増減率（直近3年平均）（%） | -1.86 | ↗ | -0.45 |
| ランドマーク施設来館者数（アミコビル・阿波おどり会館）（千人） | 3,232 | ↗ | 3,800 |
| 市バスの一日平均乗車人員（人） | 8,091 | ➡ | 8,091以上 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|-------------------------------|---|
| ひょうたん島川の駅ネットワーク構想の推進（都市建設政策課） | 官民が協力してひょうたん島周辺をはじめ川の各所に川の駅等を整備し活用することで、人の流れを生み出し、にぎわい創出を図ります。 |
| 新町西地区市街地再開発事業（都市建設政策課） | まちなか居住の促進や中心市街地のにぎわい創出を図るため、新町西地区市街地再開発組合が取り組んでいる市街地再開発事業を支援します。 |
| 鉄道高架事業関連まちづくり計画の検討（都市建設政策課） | 鉄道高架事業と合わせて一体的なまちづくりを行うため、関連まちづくり計画の見直しを行います。 |
| 3D都市モデルの活用（都市計画課） | 本市の様々な都市活動データや施設情報等を統合する情報基盤として令和5年度(2023年度)に整備した「3D都市モデル」について、民間での活用を促進し、まちづくり分野のDXを推進します。 |
| 地域公共交通の再構築（地域交通課） | 持続可能で利便性の高い公共交通を目指して、路線バス網の整理再編や地域の実情に応じた移動手段の導入・運行に係る支援等に取り組むことにより、公共交通の再構築を図ります。 |
| 高規格道路等の整備促進（道路建設課） | 高規格道路等の整備を促進するため、国、県への要望活動や周辺対策事業を実施することにより利便性の高い高速交通ネットワーク網の形成に努めます。 |

【関連計画・方針】

徳島市都市計画マスタープラン、徳島市立地適正化計画、
 徳島市中心市街地活性化基本計画、徳島駅周辺まちづくり計画、
 ひょうたん島川の駅ネットワーク構想、徳島市地域公共交通計画

施策に関する個別計画を示しています。

前期計画期間（令和7年度～11年度）の間に、重点的に実施する事業を示しています。

4 施策

施策01 コンパクトで機能的なまちづくり

【目指す姿】

中心市街地では、JR徳島駅と阿波おどり会館を結ぶ都心軸であるシンボルゾーンを核として、集約された都市機能と眉山や河川網による自然環境が調和し、にぎわいにあふれた「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」都市空間がつくられ、交流人口と定住人口がともに増加し、人々の活気であふれています。

また、各地域においては、適正な土地利用が図られ、特色ある地域づくりが進められるとともに、利便性の高い交通ネットワークが機能的に形成され、地域間交流が活発に行われています。

【展開方針】

1 県市協調による中心市街地のにぎわいづくり

「徳島市中心市街地活性化基本計画」で目指す、「人と人がつながり、新たな挑戦や投資が生まれる街」の実現に向け、「ひょうたん島」を中心とした本市ならではの水辺の景観などの資源を生かしつつ、楽しみながら回遊できるまちづくりを進めます。

2 集約型都市構造の構築

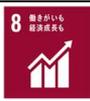
高次都市機能が集積した中心拠点と身近な地域拠点が、利便性の高い公共交通により効率的に結ばれた集約型都市構造の構築を図ります。また、徳島市3D都市モデルを活用し、産官学連携のもと、まちづくり分野のDXを推進します。

3 地域公共交通の整備

公共交通の使いやすさや利用者サービスの向上等に取り組むとともに、地域の実情に応じた移動手段の導入・運行について、地域との連携や民間活力を活用しながら支援していくことで、交通局廃止後も世代を超えてさまざまなニーズや社会情勢に柔軟に対応できる、持続可能な公共交通の再構築を図ります。

4 広域道路網の整備促進

四国横断自動車道の周辺対策等を行うとともに、国や県が行う環状道路整備への協力を通じて広域道路網の整備を促進させ、人と物の交流の促進を図ります。

| | | | | | | |
|---|---|---|--|---|------------|-----------------|
|  8 働きがいも 経済成長も |  9 産業と技術革新の 高度化をつくらう |  11 住み続けられる まちづくりを |  13 気候変動に 具体的な対策を |  17 パートナーシップで 目標を達成しよう | 政 策 | 1 魅力あふれる都市空間の創造 |
|---|---|---|--|---|------------|-----------------|

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|----------------------------------|---------|----|----------|
| 市内中心部の住民基本台帳人口の年間増減率（直近3か年平均）（%） | -1.86 | ↗ | -0.45 |
| ランドマーク施設来館者数（アミコビル・阿波おどり会館）（千人） | 3,232 | ↗ | 3,800 |
| 市バスの一日平均乗車人員（人） | 8,091 | → | 8,091以上 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|-----------------------------------|---|
| ひょうたん島川の駅ネットワーク構想の推進 （都市建設政策課） | 官民が協力してひょうたん島周辺をはじめ川の各所に川の駅等を整備し活用することで、人の流れを生み出し、にぎわい創出を図ります。 |
| 新町西地区市街地再開発事業 （都市建設政策課） | まちなか居住の促進や中心市街地のにぎわい創出を図るため、新町西地区市街地再開発組合が取り組んでいる市街地再開発事業を支援します。 |
| 鉄道高架事業関連まちづくり計画の検討 （都市建設政策課） | 鉄道高架事業と合わせて一体的なまちづくりを行うため、関連まちづくり計画の見直しを行います。 |
| 3D都市モデルの活用 （都市計画課） | 本市の様々な都市活動データや施設情報等を統合する情報基盤として令和5年度(2023年度)に整備した「3D都市モデル」について、民間での活用を促進し、まちづくり分野のDXを推進します。 |
| 地域公共交通の再構築 （地域交通課） | 持続可能で利便性の高い公共交通を目指して、路線バス網の整理再編や地域の実情に応じた移動手段の導入・運行に係る支援等に取り組むことにより、公共交通の再構築を図ります。 |
| 高規格道路等の整備促進 （道路建設課） | 高規格道路等の整備を促進するため、国、県への要望活動や周辺対策事業を実施することにより利便性の高い高速交通ネットワーク網の形成に努めます。 |

【関連計画・方針】

徳島市都市計画マスタープラン、徳島市立地適正化計画、
徳島市中心市街地活性化基本計画、徳島駅周辺まちづくり計画、
ひょうたん島川の駅ネットワーク構想、徳島市地域公共交通計画

施策02 多機能な都市空間の創出

【目指す姿】

社会が成熟化し、市民の価値観が多様化する中、緑とオープンスペースが持つ多彩な機能性が「都市」「地域」「市民」のために最大限引き出されるとともに、景観意識の高まりにより、魅力あるまちなみが形成されるなど、都市空間の活性化が図られています。

【展開方針】

1 都市公園などのストック効果の向上

既存の都市公園などについて、誰もが公平に楽しめるインクルーシブな遊び場の形成や、防災性の向上、環境維持・改善効果などを高めることで多機能化を図り、ストック効果の向上を目指します。

2 眉山公園の再整備

眉山山頂周辺を「見るだけでなく、楽しみながら滞在できる緑と景観のシンボル」と位置づけ、関係者と連携のうえ眉山公園の再整備を図ります。

3 緑化推進事業への参加者数促進

緑とオープンスペースへの魅力をより多く情報発信するとともに、美化意識・愛護心を啓発する他事業との連携も図りながら推進します。

4 良好な都市空間の形成

「徳島市景観計画」に基づき、都市の魅力を高めるための景観形成に取り組みます。



政 策

1 魅力あふれる都市空間の創造

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|--------------------|---------|----|----------|
| ストック効果が向上した公園数（公園） | 12 | ↗ | 17 |
| 眉山公園の年間入園者数（万人） | 26.7 | ↗ | 30.0 |
| 緑化推進事業参加者数（人） | 4,185 | ↗ | 4,600 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|----------------------------------|--|
| 都市公園のストック効果向上 （公園緑地課） | 都市公園の施設について、より多機能な施設（インクルーシブ遊具、防災ベンチ、循環型トイレ等）に更新します。 |
| 緑化推進事業 （公園緑地課） | 公園などへの美化意識・愛護心の啓発を図り、市民と協働したまちづくりを推進します。 |
| 眉山未来プロジェクト（眉山活性化推進事業） （公園緑地課） | 市民参加型で「眉山活性化基本方針」を策定し、まちの人たちが必要とする眉山の魅力づくりをハード・ソフトの両面から推進することで、目標像「見るだけでなく、楽しみながら滞在できる緑と景観のシンボル」の達成を目指します。 |
| 景観形成の推進 （都市建設政策課） | 景観まちづくりセミナー等の開催により市民の景観に対する意識を高め、吉野川や新町川、眉山や城山などの自然と調和した良好な景観の保全、創造を進めます。 |

【関連計画・方針】

徳島市緑の基本計画、徳島市景観計画



【目指す姿】

市域全体で自主的な環境保全活動が促進され、令和32年(2050年)までに徳島市から排出される温室効果ガスを実質ゼロにすることが可能な環境が構築されるとともに、人と自然が共生できる健全な環境が保たれています。

【展開方針】

1 環境保全施策の総合的な推進

「第3次徳島市環境基本計画」に掲げた取組や目標を確実に実行し、本市の環境施策について総合的・計画的に取組を進めるなど生活環境の向上に努めます。また、市域の水質や大気などの環境保全に向けて環境監視を行うほか、工場・事業場への立入調査などによる規制・指導の充実を図ります。

2 地球温暖化対策の推進

「第3次徳島市環境基本計画」の中で定めた温室効果ガス排出量削減目標の達成を目指し、適切な情報の提供や普及啓発活動を通じて市民・事業者の省エネ行動の定着を図るほか、省エネ機器や再生可能エネルギーの利用を促進します。

さらに、ゼロカーボンシティの実現に向け、シンボルゾーンを核とする脱炭素まちづくりを推進し、地域経済循環を高めながら温室効果ガスの排出量削減に取り組むことで、市全域における脱炭素の取組を加速させます。

3 市民による環境問題への取組に対する支援

環境問題に関する情報発信や環境学習の場を提供するほか、市民の自主的な環境保全活動が連鎖的に広がるよう人材育成や活動支援に努めます。また、市民・事業者・市がそれぞれの立場に応じて連携して取り組める仕組みづくりを推進します。



政 策

1 魅力あふれる都市空間の創造

【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|----------------------------|------------|----|----------|
| 市域からの温室効果ガス総排出量（万トン - CO2） | 171.0 (R3) | ↘ | 129.5 |
| 住宅用太陽光発電システム設置件数（件） ※累計 | 7,459 | ↗ | 10,500 |
| 子ども環境リーダー認定数（件） ※累計 | 971 | ↗ | 1,700 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|-----------------------------|--|
| 環境基本計画推進事業 （環境保全課） | 第3次徳島市環境基本計画に掲げた施策（取組）の実施状況をまとめた環境報告書の作成等を行い、計画に掲げた取組を推進します。また、目標、進捗状況を把握し、継続的改善につなげます。 |
| 良好な水質、大気環境等の保全事業 （環境保全課） | 市域の水質や大気などの環境監視を行うほか、工場・事業所への立入調査による規制・指導を行い、良好な生活環境を確保します。 |
| 地球温暖化対策推進事業 （環境保全課） | ゼロカーボンシティの実現に向け、市域の温室効果ガスの総排出量を削減するために、市民・事業者のさらなる省エネ行動の定着を図るほか、省エネ機器や再生可能エネルギーの利用促進を図ります。 |
| 環境保全啓発事業 （環境保全課） | 市民や事業者の自主的な環境保全活動が連鎖的に広がるよう、出前環境教室の開催や地域の環境改善に取り組む人材等の育成・活動支援を推進します。 |

【関連計画・方針】

第3次徳島市環境基本計画（徳島市地球温暖化対策推進計画を含む）、
第5次徳島市エコオフィスプラン

施策04 循環型社会・廃棄物処理の推進

【目指す姿】

廃棄物を適正に処理するとともに、リデュース（廃棄物の発生・排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の意識が浸透し、廃棄物の少ない、限りある資源を効率的に利用する循環型社会が実現しています。

【展開方針】

1 ごみの発生・排出抑制の推進

市民や事業者と協働して、ごみの発生・排出抑制の施策に取り組むとともに、環境教育・普及活動を推進します。

2 再資源化の推進

資源物の拠点回収や回収団体への支援のほか、様々な資源回収の取組を推進することにより、再生品の利用・普及を促進します。

3 ごみ処理施設の整備

一般廃棄物を将来にわたり安定的に処理できる環境を維持するため、稼働中のごみ処理施設の適切な点検・維持補修に努めるとともに、余熱を利用した発電等、循環型社会の構築にも貢献できる新たなごみ処理施設の整備を推進します。



政 策

1 魅力あふれる都市空間の創造

【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|--------------------|---------|----|----------|
| 市民一人一日当たりのごみ排出量（g） | 953.4 | ↘ | 863.4 |
| リサイクル率（%） | 13.3 | ↗ | 17.6 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|------------------------------|--|
| 一般廃棄物処理基本計画の推進 （環境政策課） | 平成29年(2017年)6月に策定した徳島市一般廃棄物処理基本計画(H29～R13)について、令和5年(2023年)9月に改定した内容に基づき、さらなる廃棄物の減量及び適正処理を推進します。 |
| 資源分別収集の推進 （環境政策課） | 市民が排出する資源物について、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、新聞紙、雑誌・ダンボール・紙パックの4分別で収集を実施。また、直接持ち込みできる施設であるエコステーションの常設や、集団回収運動事業の継続実施により、資源物の再資源化を図ります。 |
| 家庭ごみ・事業系ごみの減量化 （環境政策課） | 市民や事業者に対して、ごみの排出や分別について啓発を行うことにより、ごみの減量化を図ります。 |
| ふれあい収集事業 （環境政策課） | 一定の条件を満たす高齢者等のごみ出し支援が必要な家庭を対象にごみを分別収集し、状況に応じて声掛けも行うふれあい収集事業を実施します。 |
| 一般廃棄物中間処理施設整備事業 （環境施設整備室） | 市民が排出した一般廃棄物を将来にわたり安定的に処理するため、老朽化している現施設に代わり、余熱利用による発電や、環境学習などの機能を有した、新たな一般廃棄物中間処理施設の整備に取り組みます。 |

【関連計画・方針】

徳島市一般廃棄物処理基本計画、徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画

施策05 汚水対策の推進

【目指す姿】

生活排水などが適切に処理され、計画的な施設整備や維持管理が行われることで、衛生的な生活環境が守られています。

【展開方針】

1 適切な汚水処理の推進

令和4年度(2022年度)に改定した「徳島市汚水適正処理構想」を踏まえ、集合処理区域において下水道の整備を図っていくほか、個別処理区域においては、合併処理浄化槽の設置促進、生活排水対策の普及啓発活動を進めていきます。

2 下水道施設の老朽化対策

「第2期徳島市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な改築を実施し、下水道機能の確保を図ります。

3 下水道施設の地震対策

耐震診断を順次実施し、想定される被害の程度や要求機能の緊急度を踏まえ、施設ごとの優先順位を定めて地震対策を効果的・効率的に行います。

4 効率的な事業経営

「徳島市公共下水道事業経営戦略」の見直しを行い、経営基盤の強化や効率的な事業経営を図ります。



政 策

1 魅力あふれる都市空間の創造

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|---|----|---------|----|------------|
| 汚水処理人口普及率（％） | | 85.7 | ↗ | 89.7 |
| 第2期徳島市下水道ストックマネジメント計画（R6～R10）に基づく改築工事実施延長・施設数（m・施設） | m | — | ↗ | 1,803（R10） |
| | 施設 | — | ↗ | 22（R10） |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|---------------------|---|
| 浄化槽設置推進事業（環境保全課） | 市民が単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を行う際に、徳島市が補助金を交付することにより、合併処理浄化槽への普及を図ります。 |
| 下水道施設老朽化対策事業（上下水道局） | 第2期徳島市下水道ストックマネジメント計画の改築計画に基づき、下水道施設の改築工事を順次実施します。 |
| 下水道施設地震対策事業（上下水道局） | 被災時における下水道機能を確保するため、管路・処理場・ポンプ場施設の耐震化を図ります。 |

【関連計画・方針】

徳島市国土強靱化地域計画、徳島市污水適正処理構想、徳島市公共下水道事業計画、第2期徳島市下水道ストックマネジメント計画、第3次徳島市生活排水対策推進計画、徳島市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）、徳島市下水道総合地震対策計画、徳島市下水道施設耐水化計画

施策06 農林水産業の振興

【目指す姿】

持続可能で魅力ある地域農業の確立を目指して、担い手の確保・支援、ICTなどの先端技術の活用による省力化、高付加価値化などによる生産性の向上に取り組んでいます。

また、農業用排水路や農林道などの基盤整備が進み、本市の豊かな自然環境と効率的な生産環境、そして良好な農山村の生活環境が維持されています。

【展開方針】

1 多様な担い手の確保・支援

持続可能な力強い農業を実現させるため、担い手として地域の中核的役割を担う農業者や新しく農業を志す人を育成・支援し、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図ります。

2 スマート農業の推進

農業従事者の高齢化や担い手不足等の課題を抱える中で、ロボット技術やAIを活用したスマート農業を推進し、作業の省力化や高品質生産などの生産性向上を目指します。

3 森林の整備

森林環境譲与税を活用し、森林の持つ多面的機能を向上させるため、間伐等の森林整備を進めます。

4 農業生産基盤の整備

国内外の産地間競争の激化等に対応し、効率的かつ安定的な農業生産を行うため、農業用排水路や農道などの生産基盤の整備を進めます。



政 策

2 持続可能な徳島経済の創出

【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|------------------------------|---------|----|----------|
| 新規就農者の定着度（％） | 98.0 | ↗ | 100 |
| 研修会や機器貸出後での機器導入に関する関心度の割合（％） | 20.0 | ↗ | 38.0 |
| 間伐等の森林整備実施面積（ha）※累計 | 2.5 | ↗ | 15.0 |
| 農業生産基盤の年間整備延長（m） | 1,500 | → | 1,500 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|--------------------------|--|
| 新規就農者育成総合対策事業 （農林水産課） | 新たに地域農業を担う農業者となることを志向する就農希望者や新規就農者へ経営の発展に係る資金の交付や指導を行い、将来的に地域の中心的役割を担う人材を育てます。 |
| スマート農業推進支援事業 （農林水産課） | 農業における担い手不足や高齢化が進行しているため、熟練者の知識や労働力の不足を補うスマート農業の実装に対する機運の醸成を図ります。 |
| 森林整備推進事業 （農林水産課） | 本市における森林所有者への意向調査、森林境界の明確化、そして間伐等の森林整備を実施し、森林の持つ多面的機能の向上を図ります。 |
| 農業生産基盤整備事業 （耕地課） | 農業の振興を図るため、農業生産基盤（農業用排水路・農道）の整備を行います。 |

【関連計画・方針】

徳島市農業振興ビジョン

施策07 商工業等の振興

【目指す姿】

本市の企業等の競争力強化に向けて、AIやIoTなどの技術革新を取り入れた新産業創出や生産性向上などが図られ、持続可能な地域経済が実現しています。

また、商店街をはじめとする商業地において、魅力的な店舗等が集積し、多くの人々が集まり、まちのにぎわいづくりに寄与しているとともに、中央卸売市場が生鮮食料品の流通拠点として、市民・県民に親しまれ、地域や社会に貢献しています。

【展開方針】

1 中小企業等の振興、起業・創業支援

新たな価値の創造に向けて、中小企業等の新たな事業の創出やイノベーションを促すIT等の環境整備を支援するとともに、官民連携して、起業家のスタートアップや事業継続等を支援します。

また、中小企業等の成長を促し地域産業の持続性を高めるため、DX促進を通じた販路拡大など域外需要を取り込む支援を行い域外所得の獲得強化を図ります。

2 経営基盤の強化支援

事業者が抱える経営課題を解決し、経営安定化や事業拡大に取り組む事業者を支援するとともに、本市産業の礎となる人材の確保・育成等に対する支援を行い、安定的な経営基盤の確立を図ります。

3 魅力的な商業地の形成

地域のニーズに応じた魅力ある商店の集積を促進し、地域商業団体等の行う取組を支援することで、商店街や個店それぞれの魅力を生かしたにぎわいのある商業地の形成に取り組めます。

4 中央卸売市場機能の充実

市場関係者等との連携による市場見学会を実施するなど、市場の人・物・情報といった資源を活用した更なるPR事業・食育事業を推進するとともに、社会情勢の変化や本市場の課題に対応するため、市場整備に取り組めます。



政 策

2 持続可能な徳島経済の創出

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|-------------------|------------|----|----------|
| 市内製造品出荷額等（億円） | 4,628 (R4) | ↗ | 5,208 |
| 事業所新設支援件数（件）※累計 | — | ↗ | 60 |
| 中央卸売市場における取扱数量（t） | 85,246 | ↗ | 87,000 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|--------------------------|---|
| 産業支援交流センターの運営 （経済政策課） | 事業者や起業家等の支援を通じて、本市の産業振興を図るため、指定管理者と連携して、関係機関等との共同によるセミナーの開催やコワーキングスペースなどの施設の提供を実施します。 |
| 中小企業経営支援事業 （経済政策課） | 中小企業等の成長を促し、経営力強化を図るため、中小企業等が行う販路拡大、EC参入及びDX促進などの取り組みを支援します。 |
| 中心市街地出店支援事業 （経済政策課） | 中心商業地区の空き店舗に新たに店舗する際に必要な改装経費の一部を補助し、活力ある商業集積地を形成することで、徳島駅前周辺をはじめ中心市街地における商業機能の活性化を図ります。 |
| 市場施設整備事業 （中央卸売市場） | 施設の耐震化・老朽化対策に加え、流通の効率化や品質管理水準の高度化等、市場機能の充実により食の安定供給を図るため、市場整備に取り組みます。 |

施策08 働く環境づくりの推進

【目指す姿】

雇用の場の創出、意欲的に仕事に取り組める組織風土の醸成及び家庭と仕事の両立の実現に向けた仕組みの整備により、地元での就労意欲が高まることで、人材の流出が抑制され、年齢、性別、障害の有無、国籍等を問わず多様な人材が地元で就労し、それぞれの才能や個性を十分に生かし、活躍することができる環境が整っています。

また、新規就労に向けた支援体制や相談体制が構築され、個人の特性及びスキル、環境等希望する条件に合った企業に就労することができています。

【展開方針】

1 雇用の場の創出

県や関係機関と連携し、雇用創出効果の高い工場や情報通信関連事業所等の効果的な企業誘致に取り組みます。

2 多様な人材が活躍できる環境の確保

年齢・性別・障害の有無・国籍等を問わず多様な人材が活躍できる社会の実現を目指して、多様な人材が意欲的に仕事に取り組める職場風土の醸成や、働き方の仕組みの整備向上を図ります。

3 多様な人材の就業促進

多様な背景を持つ、働く意欲のある誰もが就業できるよう支援するとともに、次代を担う若者の職業観等の醸成に取り組むなど、就業促進を図ります。



政 策

2 持続可能な徳島経済の創出

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|---------------------------------|----------|----|-----------|
| 雇用拡大人数（雇用奨励金適用人数）（人）※累計 | 439 | ↗ | 499 |
| ダイバーシティ経営に取り組んでいる市内企業等数（事業者）※累計 | 12 | ↗ | 48 |
| 15歳以上人口に占める就業者の割合（％） | 56.5（R2） | ↗ | 57.5（R12） |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|------------------------|--|
| 企業誘致・雇用拡大等推進事業（経済政策課） | 本市経済の活性化や雇用創出に効果の高い業種の立地を促進するため、雇用奨励金等の奨励措置を設けるなど企業誘致の推進を図ります。 |
| ダイバーシティ経営企業応援事業（経済政策課） | ダイバーシティ経営を行っている市内中小企業等を認定することにより、多様な人材が意欲的に仕事に取り組める職場風土の醸成や、働き方の仕組みの整備向上を図ります。 |
| 女性・若者活躍推進支援事業（経済政策課） | 出産・育児等のために離職した女性や40歳未満の男性の就労支援として、セミナーや他団体との連携による就職面接会の開催などを行います。 |

施策09 観光・交流の促進

【目指す姿】

阿波おどりのほか、眉山や新町川等の豊かな自然に加え、温かいもてなしの心など、徳島市の魅力が多くの人に知られ、国内外の多くの観光客が何度でも訪れています。

また、DMOをはじめ、徳島東部地域の構成自治体及び観光に関連する事業者など多様な関係者が連携し、徳島の魅力が観光客に提供されることで広域周遊が促進され、観光による恩恵を事業者や市民がそれぞれに享受する好循環が生まれています。

【展開方針】

1 阿波おどりの振興

伝統芸能としての「阿波おどり」を継承していくとともに、観光資源としての「阿波おどり」の更なる振興を図るとともに、阿波おどり会館の魅力向上に向けた取組を行い、阿波おどりに関する情報の国内・国外への発信に努めます。

2 魅力ある観光地域づくりの推進

DMOや宿泊業及び旅行業などの関連事業者と連携を行い、訪日外国人観光客や、急速に多様化・変化する旅行者のニーズに対応することができる、観光地域づくりに取り組みます。

また、新たな観光資源の掘り起こしや、眉山や新町川などの既存の観光資源の磨き上げを行うとともに、受入れ体制の強化や観光情報の国内・国外への発信に努めます。

3 コンベンションの誘致推進

県観光協会やDMOと連携しながら、コンベンションの誘致に努め、観光などに関する情報提供や支援を行うことにより、本市の魅力を感じ、リピーターとしての再訪につながるよう努めます。

4 動物や自然を身近で感じる動物園の運営

イベント等を充実させるほか、入園者施設及び動物福祉に配慮した獣舎等の整備を推進することで、動物園の魅力向上に努めます。

5 効果的な魅力発信

「阿波おどり」や「豊かな自然」をはじめとした本市固有の魅力を効果的・戦略的に情報発信・PRすることにより本市のイメージアップとブランドイメージの創出を図り、誘客やワーケーション誘致などにつながるよう努めます。



政 策

2 持続可能な徳島経済の創出

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|-------------------------|---------|----|----------|
| 観光客入り込み数（万人） | 125 | ↗ | 233 |
| 阿波おどり会館・ロープウェイの利用者数（万人） | 32 | ↗ | 38 |
| 動物園の年間入園者数（万人） | 14 | ↗ | 20 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|----------------------------|---|
| 阿波おどり「絆」強化事業 （にぎわい交流課） | 2025 大阪・関西万博やワールドマスターズゲームズ 2027 関西などによるインバウンド需要を見据え、全国の阿波おどり公式アンバサダーと連携し、企画展の開催やSNS等での情報発信を行い、阿波おどりの魅力を国内外に広く発信します。 |
| 阿波おどり会館の魅力向上 （にぎわい交流課） | 阿波おどり会館の管理・運営を行っている指定管理者と連携し、阿波おどり公演やリニューアルされた阿波おどりミュージアムの魅力発信による観光客の誘致を図ります。 |
| 徳島東部地域DMOの運営 （にぎわい交流課） | 自然や伝統文化を生かした新たな観光コンテンツの造成や徳島の魅力を磨き上げたツアー情報の発信など、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地域づくり」の推進を行います。 |
| 観光客誘致対策事業 （にぎわい交流課） | 国内外の主要都市でのイベント開催に合わせて、阿波おどり披露や観光ブースや物産等を設置し効果的な観光PRを実施します。 |
| コンベンション誘致支援事業 （にぎわい交流課） | 全国規模のコンベンション等を誘致することで、徳島の知名度を高めるとともに、地域経済の活性化を図ります。 |
| とくしま動物園魅力創出事業 （とくしま動物園） | イベント等を充実させるほか、入園者施設及び動物福祉に配慮した獣舎等の整備を推進します。 |

【関連計画・方針】

徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン、とくしま動物園事業実施計画

施策10 全国との多様なつながりの拡大

【目指す姿】

本市ならではの魅力が全国に広がり、個人や企業を問わず、様々な機会を通じて多様な人々とつながることにより、本市へ居住（移住）や投資をしたいと思う人が増えるなど、持続可能な地域の発展に向けた好循環が生まれています。

【展開方針】

1 移住・定住の促進

東京圏をはじめとする大都市圏への人口の集中が問題となっている一方で、テレワークの普及等により地方回帰の機運が高まっているため、移住先として本市が選ばれるための戦略的な情報発信、移住相談や移住支援の充実を図るとともに、「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、日常生活に必要な機能が継続された住みやすい地域を圏域全体で形成することにより、移住・定住を促進します。

2 関係人口の創出・深化

豊かな自然、特産物、歴史・文化等の魅力ある地域資源を生かし、ふるさと納税の推進による本市への来訪・興味を持つきっかけづくりや本市に関わる機会の提供など本市とのつながりを構築し、移住関心層の裾野拡大や地域の新たな担い手づくりに向けて、関係人口の創出等を図り、関係性を継続・強化していけるよう取り組みます。

3 公民連携によるSDGsの推進

ダイバーシティ（多様性）とパートナーシップ（公民連携）を原動力とする「徳島市SDGs未来都市計画」に基づき、民間事業者等との連携により、地方都市の課題解決モデルとなる先駆的・実験的な取組を実施し、本市への全国的な注目を集めます。



政 策

2 持続可能な徳島経済の創出

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|----------------------------------|---------|----|----------|
| 移住交流支援センター公式LINE友だち登録者数（人） | 402 | ↗ | 1,000 |
| ふるさと納税による寄附件数（件） | 32,838 | ↗ | 75,000 |
| 徳島市SDGs 公民連携プラットフォームプロジェクト掲載数（件） | 8 | ↗ | 15 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|---------------------------|---|
| 移住支援策の推進 （企画政策課） | 移住交流支援センターにおいて、事前相談から移住後の支援まできめ細やかに対応するとともに、移住サイトや各種SNS等での情報発信、本市に来訪して移住後の暮らしを具体的に想像できる機会の提供、移住支援金の支給等に取り組み、移住を促進します。 |
| 徳島東部地域定住自立圏の推進 （企画政策課） | 東部地域12市町村が連携して事業を実施し、住民の利便性向上や圏域内市町村の行政運営機能の強化を図り、圏域内の人口規模を確保していきます。 |
| ふるさと納税の推進 （企画政策課） | ふるさと納税制度を活用し、本市のまちづくりへの支援を募るとともに、特産品等によるお礼の品の拡充に取り組み、本市のPRを積極的に推進します。 |
| SDGs 推進事業 （企画政策課） | 連携協定によるパートナーシップ（公民連携）を拡大するとともに、徳島市SDGs 公民連携プラットフォームを通じて、情報発信を積極的に行います。 |

【関連計画・方針】

徳島市SDGs 未来都市計画、徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン

施策11 防災・減災対策の推進

【目指す姿】

市民一人ひとりが高い防災意識を持ち、自主防災組織等の相互連携が図られ、災害に対する備えが充実しています。

また、いざ大規模災害が起こっても、迅速に情報を収集・共有して負傷者等を発見・救助、被災者を的確に避難誘導することができ、避難所の防災機能も充実しており、南海トラフ地震に対する防災体制が整備され、誰もが安心して日常生活を過ごしています。

【展開方針】

1 防災体制の強化

市の防災体制を強化するため、職員の災害対応能力の向上や防災マニュアル等の充実に取り組むとともに、危機管理センターの機能活用を最大限図ります。

2 防災DXの推進

防災情報システムの機能強化や一体化、災害時における情報通信ネットワークの構築や情報収集用カメラの充実等に取り組み、防災DXを推進します。

3 地域の総合的な防災力の向上

住民や企業の防災・危機管理意識の向上や自主防災組織等の充実・活性化、防災サポーターの登録・育成により、地域の総合的な防災力を向上させます。

4 避難対策の充実

防災マップの公表や防災研修等を通じて、市民へ地域の災害リスクを周知するとともに、避難所の防災機能向上に取り組み、避難対策を充実させます。



【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|-------------------------------------|----------|----|----------|
| 職員防災訓練の達成率（％） | — | ↗ | 100 |
| 危機管理部門における防災DXの進捗率（％） | 20.0 | ↗ | 100 |
| 避難場所の確認などにハザードマップを活用したことのある市民の割合（％） | 47.1(R3) | ↗ | 70.0 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|-----------------------------|--|
| 職員防災訓練の充実 （危機管理課） | 職員の災害対応能力を向上させるため、職員防災訓練の充実を図ります。 |
| 災害時情報通信ネットワークの構築 （危機管理課） | ネットワークカメラや災害用ドローン、スターリンク等を組み合わせた自営の災害時情報通信ネットワークの構築を図ります。 |
| 市民総合防災訓練の実施 （防災対策課） | 地域の防災力向上を図るため、実践的な市民総合防災訓練を実施します。 |
| 避難所の防災機能向上 （防災対策課） | 備蓄食料や飲料水、防災資機材等の適正な維持に努めるとともに、避難者の生活環境改善や感染症対策に係る物資の整備を図ります。 |
| 地区別津波避難計画の策定支援 （防災対策課） | 津波による人的被害を軽減するため、地区別津波避難計画の策定を支援します。 |

【関連計画・方針】

徳島市国土強靱化地域計画、徳島市地域防災計画、徳島市国民保護計画

施策12 消防・救急体制の充実

【目指す姿】

市民はもとより本市を訪れる全ての人に、質の高い消防・救急サービスが提供されるとともに、市民自らが、防火・防災意識の高揚を図り、住宅防火対策を実践し、みんなで安全・安心に取り組むまちとなっています。

【展開方針】

1 救急需要対策の推進

増大する救急需要に対応するため、救急救命士の養成や救急隊の増隊により、救急体制の充実強化に努めるとともに、幅広い世代に対して、応急手当の普及啓発を推進するほか、救急車の適正利用について、広く周知を図ります。

2 防火安全対策の推進

地域ぐるみで助け合いができるよう、自主防災組織や幼・少年消防クラブ、女性防火クラブ等の活動支援と育成指導に取り組むとともに、幼稚園や学校、地域住民を対象とした防火・防災教室を開催し、防火・防災意識の高揚を図ります。

また、事業所に対するきめ細やかな防火指導により、自主的な防火・保安全管理体制の確立に努めるとともに、地域住民に対して、住宅用火災警報器の設置や適正な維持管理について、広く周知を図ります。

3 消防団の活性化

消防団員が活動しやすい環境づくりや入団促進に向け、装備の充実や処遇の改善を図るとともに、大学や企業等とも連携して消防団の活動を市民にPRするなど、消防団員の確保に努めます。

また、児童・生徒等に対する防災教育への消防団員の積極的な参画を図るほか、女性や若手団員の活躍を推進し、地域防災の担い手育成に取り組みます。

4 消防力の強化

誰もが安全・安心に暮らせるよう、消防局が保有する施設及び車両・装備等の充実強化や、消防活動能力の向上に取り組むなど、質の高い消防・救急サービスの提供に努めます。



政 策

3 安全安心な生活環境の整備

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|----------------------|---------|----|----------|
| 応急手当に関する講習等への参加者数（人） | 8,826 | ↗ | 10,000 |
| 防火・防災訓練等への参加者数（人） | 38,264 | ↗ | 40,000 |
| 消防団員の定員に対する充足率（%） | 88.5 | ↗ | 90.3 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|-----------------------------|---|
| 次世代の救急救命育成事業 （消防局警防課） | 次世代を担う小・中学生及び高校生を対象に、救命講習を実施し、命の大切さや応急手当の重要性を広く浸透させるよう取り組みます。 |
| 住宅防火対策の推進事業 （消防局予防課） | 住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理について、人の集まる場所での街頭広報や、単身高齢者世帯への住宅防火訪問等により周知を図ります。 |
| 子どもの防火・防災啓発推進事業 （消防局予防課） | 小学生等を対象にした移動消防署や防火・防災教室、こども消防カーニバルを開催し、子どもの防火・防災意識の啓発に取り組むとともに、消防に対する興味や関心を高め、将来の消防・防災の担い手の育成に努めます。 |
| 消防団入団促進事業 （消防局総務課） | 消防団員の確保を図るため、大学や企業と連携して消防団の活動を市民にPRし、入団促進に取り組みます。 |
| 消防車両及び装備等の整備 （消防局警防課） | 消防局が保有する消防ポンプ自動車、救急車及び各種装備について、適切な点検整備に努めるとともに、計画的な更新を行い、消防活動体制の維持を図ります。 |

【関連計画・方針】

徳島市国土強靱化地域計画、徳島市立地適正化計画

施策13 生活安全の推進

【目指す姿】

自立した消費者による消費者市民社会が実現され、誰もが安全・安心な消費生活を営んでいます。

また、市民の防犯や交通安全に対する意識が向上し、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちとなっています。

【展開方針】

1 消費者啓発の推進

消費生活に関する最新情報の収集や啓発パンフレット等による情報提供及び各種講座等による消費者教育など、消費者団体等と連携を図り、啓発活動を推進します。

2 消費生活相談の充実

消費生活センターにおいて、関係機関と連携し、消費生活に関するトラブルの防止や被害に関する相談に対応するとともに、高齢者を対象とした見守り体制を活用し、消費生活センターの周知を図ります。

3 防犯の推進

関係団体や地域と連携し、夜間の犯罪防止や通行の安全を図るため、町内会等が行う防犯灯の設置・維持管理などに対して支援を行います。

4 交通安全対策の推進

高齢者に重点を置いた交通安全対策を推進するとともに、徳島駅前広場及びその周辺の放置自転車対策を継続して行い、自動車運転者だけでなく、歩行者や自転車利用者についても交通ルールの周知とマナーの向上を図ります。



政 策

3 安全安心な生活環境の整備

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|-----------------------------------|---------|----|----------|
| 知能犯（詐欺）認知件数（件）※暦年 | 107 | ↘ | 40 |
| 「消費生活に関する理解度が深まった」と回答した参加者の割合（％） | 87.8 | ↗ | 100 |
| 交通安全や防犯対策により安全に暮らせるまちと感じる市民の割合（％） | 39.5 | ↗ | 50.0 |
| 交通事故発生件数（件）※暦年 | 900 | ↘ | 700 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|------------------------------------|--|
| 消費者啓発事業 （市民生活相談課） | 情報誌・啓発冊子の発行やホームページの内容充実及び消費生活講座等の開催を通じて、消費生活に関する情報提供や周知啓発を行います。 |
| 防犯灯電灯料金の助成 （市民生活相談課） | 町内会等が維持管理する防犯灯の電灯料金を助成することにより、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図ります。 |
| L E D防犯灯更新工事費の助成 （市民生活相談課） | 町内会等が維持管理する既存のL E D防犯灯について、灯具の更新工事費を助成することにより、町内会等の負担を軽減します。 |
| 交通安全教室及び交通安全キャンペーンの実施 （市民生活相談課） | 交通安全教室や交通安全キャンペーンの実施と多様な情報発信を行い、交通安全知識の普及を推進します。特に高齢者を対象とした交通安全教育や啓発に重点的に取り組みます。 |

施策14 生活道路の整備

【目指す姿】

災害に強く、人にやさしい道路環境が整備され、誰もが安全で快適に道路や橋を利用できています。

また、市民と行政が連携して適切な道路の維持管理をしています。

【展開方針】

1 道路の適切な管理

道路の点検・診断・措置・記録などのメンテナンスサイクルを確立し、災害時対応も想定に入れた予防保全型の管理を行います。また、市民が道路を身近に捉え、大切にすることを意識を培うため、市民と行政が連携・協力する仕組みづくりを検討します。

2 橋りょうの適切な管理

橋りょう（橋長2m以上）の定期点検結果を踏まえ、「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」を見直すとともに、この計画に基づいた橋りょうの長寿命化を行います。

また、「徳島市橋梁耐震化計画」に基づき緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化を図ります。

3 都市計画道路の整備推進

内環状線道路整備の一環として、住吉万代園瀬橋線を整備し、災害時であっても複数の輸送ルートを確認できるような事業を推進します。

4 自転車利活用の推進

「徳島市自転車活用推進計画」に基づき、自転車通行空間を整備するとともに、この計画の進捗管理を行い、自転車利活用に推進します。



政 策

3 安全安心な生活環境の整備

【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|---------------------------------|----------|----|----------|
| 市道の改良率（道路幅4m以上の道路の割合）（%） | 64.1（R4） | ↗ | 66.3 |
| 緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化率（%） | 82.0 | ↗ | 92.0 |
| 都市計画道路（住吉万代園瀬橋線 南昭和工区）の整備進捗率（%） | 48.8 | ↗ | 100 |
| 自転車通行空間の整備（km） | 4.1 | ↗ | 22.4 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|-----------------------|---|
| 道路ストック長寿命化事業（道路維持課） | 道路ストック（舗装・照明灯・道路標識等）の点検を実施し、道路ストックの損傷状況や健全度、道路の重要性を踏まえた長寿命化修繕計画を策定した上で、計画に基づく定期点検並びに維持・修繕工事を行います。 |
| 橋りょうの長寿命化及び耐震化（道路建設課） | 「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」、「徳島市橋梁耐震化計画」に基づき、橋りょうの長寿命化及び耐震化対策を行います。 |
| 都市計画道路の整備（道路建設課） | 内環状線道路整備の一環として、住吉万代園瀬橋線の整備を行います。 |
| 自転車通行空間の整備（道路建設課） | 徳島市自転車活用推進計画に基づき、計画的に自転車通行空間を整備し、安全で快適な自転車ネットワークを構築します。 |

【関連計画・方針】

徳島市国土強靱化地域計画、徳島市立地適正化計画、徳島市橋梁耐震化計画、徳島市橋りょう長寿命化修繕計画、徳島市自転車活用推進計画

施策15 上水道の整備

【目指す姿】

市民がいつでもどこでも安全・安心においしい水を飲むことができます。

また、災害等でも水道施設への被害が最小限にとどめられ、被災した場合でも迅速な復旧ができるとともに、環境に配慮した事業運営や安定的かつ効率的な事業経営ができています。

【展開方針】

1 安全「いつでも安心して使える水道水の供給」

水道は、生命や健康に直接関わる重要なライフラインであり、市民の皆さまに安全・安心な水道水をお届けすることが水道事業の使命です。目標を達成するため、水源から蛇口に至る全ての過程での水質向上を目指し、水質監視・検査を強化します。

2 強靱「どんなときでも供給できる強靱な水道の構築」

日常生活に欠かせない重要なライフラインである水道を、平常時はもとより、地震や豪雨等による大規模災害が発生しても、市民の皆さまにお届けすることを目標とします。目標達成には、施設の老朽化対策や耐震化を進めるとともに、万が一、水道施設が被災した場合でも、迅速な復旧や応急給水が可能な体制作り（ソフト、ハード両面）が不可欠となります。

3 持続「将来にわたり運営可能な水道の構築」

人口減少社会の到来や節水型社会への移行など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増しても、安全と安心を確保し、お客さまに満足していただける水道水の供給を継続することを図ります。



政 策

3 安全安心な生活環境の整備

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|----------------------------|---------|----|----------|
| 上水道普及率（％） | 93.5 | ↗ | 94.0 |
| 有収率（水道料金徴収の対象となった水量の割合）（％） | 94.7 | ↗ | 96.0 |
| 基幹管路の耐震管率（％） | 51.5 | ↗ | 53.3 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|-------------------------|--|
| 鉛製給水管対策 （上下水道局） | 老朽管更新事業等による配水管布設替にあわせて解消や鉛製給水管取替工事助成制度により鉛製給水管の取替を行うことで早期解消を目指します。 |
| 基幹管路の整備及び耐震化 （上下水道局） | 災害時にも十分機能する水道施設の構築を図るため、効果的・効率的な基幹管路の耐震化に取り組みます。 |
| 漏水防止対策の推進 （上下水道局） | 市内全域の配水管・給水管の漏水調査を効果的・効率的に行い、漏水量の削減を図り、有収率の向上に努めます。 |
| 水質監視・検査の強化 （上下水道局） | 色、濁り、消毒の効果について、毎日検査を市内 19 箇所で実施します。（14 箇所を委託業務、5 箇所を水質自動測定装置で測定） |
| 施設の省エネルギー対策 （上下水道局） | 水道事業は、多くのエネルギーを消費するため、温室効果ガス排出量の削減と効率的で経済的な水運用を行うことで省エネルギー化を推進します。 |

【関連計画・方針】

徳島市水道ビジョン 2019

施策16 雨水対策の推進

【目指す姿】

多発する集中豪雨への雨水対策が進み、浸水被害から市民の生命・財産が守られています。

また、河川や排水施設、下水道施設の適切な管理が図られています。

【展開方針】

1 流域治水の推進

流域治水プロジェクトに基づき、都市下水路、雨水貯留施設、排水施設の整備や、下水道ポンプ場の耐水化など雨水対策を行います。

2 下水道施設の適切な管理

第2期ストックマネジメント計画（R6～R10）に基づき、老朽化した下水道施設の計画的な点検、調査、改築を行います。

3 下水道施設の耐震対策

近い将来発生が予想される南海トラフ地震に備え、下水道施設の耐震性能を評価したうえで、必要な耐震対策を講じます。

4 下水道DXの推進

下水道事業における業務の効率化と施設管理の高度化を図るため、下水道台帳（施設情報、維持管理情報等）の電子化を行います。



政 策

3 安全安心な生活環境の整備

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|--|---------|----|----------|
| 都市浸水対策整備面積（ha）（全体面積：3,275ha） | 2,462 | ↗ | 2,468 |
| 第2期都市下水路ストックマネジメント計画（R6～R10）に基づくポンプ場施設改築工事の実施数（施設） | — | ↗ | 8（R10） |
| 第2期下水道ストックマネジメント計画（R6～R10）に基づくポンプ場施設改築工事の実施数（施設） | — | ↗ | 1（R10） |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|------------------------|---|
| 雨水貯留施設整備事業（河川水路課） | 沖洲地区における浸水被害の軽減を図るため、既設水路を改良した雨水貯留施設の整備を行います。 |
| 都市下水路ポンプ場改築更新事業（河川水路課） | 第2期都市下水路ストックマネジメント計画（R6～R10）に基づき、老朽化したポンプ場施設の改築更新を行います。 |
| 公共下水道ポンプ場改築更新事業（上下水道局） | 第2期下水道ストックマネジメント計画（R6～R10）に基づき、老朽化したポンプ場施設の改築更新を行います。 |
| 都市下水路ポンプ場耐震対策事業（河川水路課） | 都市下水路ポンプ場施設の耐震性能を評価したうえで、必要な耐震対策を講じます。 |

【関連計画・方針】

徳島市国土強靱化地域計画、徳島市立地適正化計画、徳島市公共下水道事業計画、徳島市都市下水路事業計画、第2期徳島市下水道ストックマネジメント計画（R6～R10）、第2期徳島市都市下水路ストックマネジメント計画（R6～R10）

施策17 住環境の整備

【目指す姿】

長年放置された危険な空き家が除却され、快適な住宅環境が整備されています。

また、高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親家庭が優先して入居できる市営住宅が安定的に供給され、市民の安全・安心な暮らしを支えています。

【展開方針】

1 住環境に関する総合的な推進

「徳島市国土強靱化地域計画」及び「徳島市住生活基本計画」に基づく取組を推進し、市民が安心して安全に生活できる住まいづくりやまちづくりを計画的かつ総合的に推進します。

2 空き家対策の推進

国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」や本市の「徳島市空家等対策計画」に基づき、長年、放置され管理不十分な危険な空き家に対する対応等に取り組みます。

3 住宅セーフティネットの機能確保

住宅の確保について配慮が必要な高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親家庭等に対して、市営住宅を供給します。



政 策

3 安全安心な生活環境の整備

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|--|-----------|----|----------|
| 既存木造住宅の耐震改修工事等件数（件）※累計 | 1,414(見込) | ↗ | 2,020 |
| 空家等実態調査で空家等と判定された建物のうち、除却が確認された建物の件数（件）※累計 | 21 | ↗ | 150 |
| 市営住宅の募集戸数（供給総戸数）（戸）※累計 | 78 | ↗ | 348 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|--------------------------|--|
| 既存木造住宅耐震化促進事業 (建築指導課) | 既存木造住宅の耐震改修、耐震シェルター設置や住替え(除却)の支援に取り組み、快適な住環境の整備を図ります。 |
| 危険廃屋解体支援事業 (建築指導課) | 危険な空き住宅の除却を支援し、快適な住環境の整備を図ります。 |
| 特定空家等除却支援事業 (住宅課) | 特定空家等の除却を支援し、快適な住環境の整備を図ります。 |
| 空き家管理相談事業 (住宅課) | 空き家の所有者や管理者を対象とした相談会を実施し、その処分や適切な管理を促すことで、快適な住環境の整備を図ります。 |
| 市営住宅供給事業 (住宅課) | 市営住宅の入居者募集及び特定目的住宅の割当を年3回(6月、10月、2月)実施することで、市営住宅の安定的供給を図ります。 |

【関連計画・方針】

徳島市国土強靱化地域計画、徳島市住生活基本計画、徳島市空家等対策計画

施策18 健康づくりの推進

【目指す姿】

市民一人ひとりが自分や家族の健康を大切に、ライフコースに応じた健康づくりに取り組むことで、誰もが生涯を通じて健康的な生活を送り健康寿命が延伸しています。

また、夜間・休日の初期医療及び救急医療体制が引き続き維持され、市民の医療を受ける機会が確保されています。

【展開方針】

1 妊娠期からの健康づくり

妊娠届や妊産婦健診の結果などの情報をもとに、妊娠期から産後、子育て期にわたる身体的、精神的な健康づくりに努めます。

2 子どもの健康づくり

乳幼児健診・相談を通して、乳幼児期の食生活や歯の健康を含む規則正しい生活習慣の確立に向けた取組や乳幼児期からの肥満による生活習慣病を予防していく取組を行います。あわせて予防接種の実施により感染症から子どもの健康を守ります。

3 若い世代からの健康づくり

糖尿病をはじめとする生活習慣病を予防するために、健診結果をもとに保健指導を行い、「糖尿病有病者及び予備群」「メタボリックシンドローム該当者及び予備群」の減少に努めます。また、がん検診の受診啓発やがん検診受診後に精密検査が必要となった方への精密検査の受診勧奨、COPD予防のため禁煙の啓発等にも努めます。

4 健康寿命の延伸に向けた健康づくり

生活習慣病重症化予防を行うことで、心疾患・脳血管疾患・腎疾患を予防し健康寿命の延伸に努めます。

5 地域医療体制の充実

徳島県や医療関係機関との連携により、救急医療施設の健全な運営を維持し、市民が適切に救急医療を受けられるように整備していきます。

また、市民に対して救急医療体制の役割・機能・利用方法等について、一層の周知を図ることにより、適正・適切な利用を促進します。



【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|-------------------|---------|----|----------|
| 妊婦健康診査受診率（％） | 84.6 | ↗ | 85.0 |
| 幼児健康診査受診率（％） | 97.0 | ➡ | 97.0 |
| 大腸がん検診受診率（％） | 5.3 | ↗ | 9.0 |
| 糖尿病有病者及び予備群の割合（％） | 20.1 | ↘ | 19.0 |
| 市民病院の救急患者数（人/月平均） | 572 | ➡ | 580 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|--------------------------|--|
| 妊婦健康診査事業 （子ども健康課） | 妊娠期は女性にとって多大な心身の変化を伴うものであるため、定期的な健康診査を実施し、正常な妊娠の継続と母子の健康の保持増進を図ります。 |
| 幼児健康診査事業 （子ども健康課） | 幼児の心身の発育・発達遅滞や、発達障害等を早期に発見し、適切な指導を実施します。生活習慣の自立、虫歯予防、栄養等についても指導し、家族の健康増進を図ります。 |
| がん検診事業 （健康長寿課） | 死因1位であるがんの早期発見、早期治療を目的に、がん検診を実施しています。また、がん検診の受診率向上に向けて、受診機会の拡大や受診勧奨を推進します。 |
| 重症化予防事業 （健康長寿課） | 特定健診の結果、糖尿病・慢性腎臓病・脂質異常等のハイリスク者を対象に重症化予防教室や個別健康相談・保健指導を実施し、脳血管疾患や心疾患等の重症化につながらないよう努めます。 |
| 市民病院における救急医療事業 （市民病院） | 救急車等で搬送される傷病患者及び地域の医療機関から紹介される救急患者を受け入れ、多診療科が密に連携した二次救急医療を提供します。また、救急医療体制を維持するため、安定した医師の確保を図るとともに、地域医療機関や救急隊員等との連携に努めます。 |

【関連計画・方針】

徳島市健康づくり計画(第3次)・徳島市自殺対策計画(第2次)「とくしま・えがお21(第3次)」、第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期特定健康診査等実施計画、徳島市民病院経営強化プラン

施策19 社会保障の充実

【目指す姿】

経済的な事情を理由として地域社会から孤立することなく、安心して健やかに暮らすことができている。

また、医療保険制度の健全な運営や社会保障制度の周知・啓発が図られ、誰もが生涯にわたり希望を持って健やかに暮らせるまちとなっています。

【展開方針】

1 生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援制度の周知・普及を通じた要保護状態に至る前の生活困窮者からの相談受付を充実するとともに、個別の困窮実態に応じた支援を推進します。

2 生活保護受給者の健康管理・就労支援

生活保護受給者に対する健康保持・増進、疾病予防の意識付けを行い、健康状態の改善による自立阻害要因の解消に努めるとともに、就労機会の確保に取り組みます。

3 特定健康診査の充実

特定健康診査の受診により糖尿病や脂質異常症などに代表される生活習慣病等を早期発見することで市民の健康増進を図り、医療費の適正化につなげるため、受診率の向上に取り組みます。

4 特定保健指導の充実

健診結果に基づいた保健指導により、生活習慣病の発症及び重症化の予防を行い、医療費の適正化につなげるため、保健指導の充実を図ります。



【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|-------------------------|---------|----|----------|
| 被保護者受診行動等変容割合（％） | 10.0 | ↗ | 25.0 |
| 被保護者に対する就労指導による保護廃止率（％） | 9.0 | ↗ | 10.0 |
| 特定健康診査受診率（％） | 36.2 | ↗ | 60.0 |
| 特定保健指導実施率（％） | 62.6 | ↗ | 68.0 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|-----------------------------|--|
| 生活困窮者自立支援事業 （生活福祉第一・第二課） | 相談体制の充実・周知に取り組み、生活困窮者の相談機会の確保を図るとともに適切な支援を行います。 |
| 被保護者就労支援事業 （生活福祉第一・第二課） | 就労支援員とケースワーカーの協働により、被保護者の就労活動を支援するとともに、ハローワーク等の関係機関とも連携し、支援の充実を図ります。 |
| 特定健康診査事業 （保険年金課） | 40歳から74歳までを対象とした特定健診を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防し、医療費の適正化につなげます。 |
| 特定保健指導事業 （保険年金課） | 健診結果に基づいた保健指導により、生活習慣病の発症や重症化を予防し、医療費の適正化につなげます。 |

【関連計画・方針】

第3期徳島市地域福祉計画、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画

施策20 地域福祉の充実

【目指す姿】

市民一人ひとりが福祉活動に関心を持ち、自主的に身近な地域の生活課題に住民主体で取り組むことにより、全ての人が年齢や障害の有無などに関わらずともに支え合い、安心して暮らしています。

【展開方針】

1 互助・共助の推進

住民、社会福祉施設、NPO・ボランティアグループ、福祉サービス事業者などが連携し、地域における生活課題に住民主体で取り組む仕組みづくりを推進し、地域に暮らす市民の「互助・共助」の意識啓発活動や、あらゆる世代の市民が福祉への理解と関心を深めるための広報活動に努めます。

2 多様なニーズに応えられる福祉サービスの確保

町内会や地域団体、ボランティア団体等と連携し、日常生活の支援や災害への備えなど市民一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスの確保に努めます。

3 地域福祉の担い手の育成

あらゆる世代の市民に対する福祉活動の周知、啓発に努めるとともに、ボランティア団体やNPO法人などの地域福祉の担い手の育成に努めます。

4 要支援者を地域で支える体制づくり

災害時における支援体制を充実させるため、要支援者への手助けとなる避難行動要支援者名簿の整備や、災害時に要支援者が円滑に避難できるよう、行政・地域団体等が連携し、避難方法等をまとめた要支援者の個別避難計画作成を推進します。

5 社会福祉法人等の適正な運営

質の高い安定した福祉サービスを提供するため、社会福祉法人等に対し、相談や指導監査を行います。



政 策

4 生涯健やかな暮らしの実現

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|-----------------------|---------|----|----------|
| 福祉活動を目的としたNPO法人数（団体） | 84 | ↗ | 100 |
| 民生委員・児童委員の充足率（％） | 99.61 | ↗ | 100 |
| 避難行動要支援者の個別避難計画作成率（％） | 20.2 | ↗ | 30.0 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|----------------------------------|--|
| 避難行動要支援者支援事業 （健康福祉政策課） | 要支援者の個別避難計画作成を支援するとともに、地域団体等への要支援者名簿情報の提供を進め、災害時における要支援者の避難支援体制を整備します。 |
| 高齢者・障害者等の権利擁護 （健康福祉政策課） | 成年後見制度利用促進のために設置した中核機関において、権利擁護に関する相談及び支援、普及活動を行い、権利侵害の予防や救済を図ります。 |
| 災害ボランティアコーディネーターの養成 （健康福祉政策課） | 災害ボランティアコーディネーターを養成し、災害時における地域の支援活動体制の構築を進めます。 |

【関連計画・方針】

第3期徳島市地域福祉計画

施策21 高齢者福祉の充実

【目指す姿】

高齢者が生きがいを持ち、積極的に社会参加を行い、健康で生き生きと暮らしています。

また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられる支援体制が整っています。

【展開方針】

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの深化・推進をはかることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現を目指します。

また、そこで暮らす高齢者を支える体制を強化するとともに、認知症の人が希望をもって暮らせる共生の地域づくりを目指します。

2 高齢者を支える介護体制づくり

元気な時から切れ目なく、住民が主体的に参加できる介護予防の環境づくりに努めるとともに、介護が必要な人に過不足のない適切なサービスが提供されるよう持続可能な介護保険制度の推進を目指します。

3 高齢者の活躍推進

シニアクラブ、シルバー人材センターへの支援を行うなど、高齢者の活動場所や、活躍機会の充実を図ることで、高齢者が生きがいを持って社会参加し、充実した生活を送ることができる地域づくりを推進します。



政 策

4 生涯健やかな暮らしの実現

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|-----------------------|----------|----|----------|
| 認知症サポーターの養成者数（人） | 18,528 | ↗ | 24,520 |
| 新規要介護等認定者の平均年齢（歳） | 81.2 | ↗ | 82.0 |
| 収入のある仕事をしている高齢者の割合（％） | 25.4（R4） | ↗ | 29.8 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|---------------------------|--|
| 認知症総合支援事業 （健康長寿課） | 認知症基本法の趣旨に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症サポーターなどの支援体制を構築し、認知症に関する普及啓発を行います。 |
| 地域介護予防活動支援事業 （健康長寿課） | 住民が主体的に参加できる通いの場等を充実させるとともに、フレイル予防等の自立支援の取組を推進し、介護予防活動の地域展開を図ります。 |
| シニアクラブ活動支援 （高齢介護課） | 高齢者の社会参加を目指した、生きがいと健康づくりを推進するため、自主的な活動団体であるシニアクラブの育成を図ります。 |
| シルバー人材センター運営支援 （高齢介護課） | 高齢者の就業機会を創出し、活力ある地域社会づくりに貢献する徳島市シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の生きがい対策や社会参加の促進を図ります。 |

【関連計画・方針】

第3期徳島市地域福祉計画、徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

施策22 障害者福祉の充実

【目指す姿】

誰もが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための意識が醸成され、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、地域社会でいきいきと活躍できる環境が整っています。

【展開方針】

1 障害者の社会参加の促進

障害者の社会活動への参加意欲を高めるため、参加手段を確保するとともに、スポーツ大会や文化活動等への支援を行います。

また、障害者が必要とする情報を十分に取得・利用できるよう、ICT機器の利活用を支援する体制を整備するとともに、意思疎通支援者の養成や派遣を実施し、障害者の情報格差を解消するための取組を促進します。

2 障害者の福祉に関する相談機能の充実

障害者が自らサービスを選択し、生活環境を構築しやすくするために、総合的な相談機能の充実、障害者への差別の解消や虐待防止、権利擁護の推進を図るとともに、各種社会福祉サービスを着実に進めていきます。

3 障害者の就労・生活の支援

障害者がその希望や特性に応じて働く機会や場を選択できるよう、地域における雇用と福祉の関係機関が連携し、就労に向けた支援から就職後の定着支援までの包括的な就労支援体制を整備するとともに、生産活動及び創作的活動の機会の提供により、障害者の経済的な安定を図りながら社会との交流ができる場所を提供します。

4 障害者が暮らしやすい環境づくり

障害者の身体機能や生活方法に適した住まいの確保、バリアフリーに対応した暮らしやすい住まいの普及・改善を推進するとともに、グループホーム・福祉ホームの利用推進を図ります。

また、地域での見守り体制の構築、きめ細やかな防災・防犯対策の推進など、ハード・ソフト両面の対策を行い、地域社会の全ての人々が障害者に対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発・広報活動等に取り組めます。



政 策

4 生涯健やかな暮らしの実現

【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|----------------------------|---------|----|----------|
| 移動支援事業（個別支援型）の利用者数（人） | 622 | ↗ | 751 |
| 障害者相談支援事業（一般相談）延べ利用者数（人） | 32,539 | ↗ | 41,000 |
| 就労移行支援及び就労継続支援の利用者数（人） | 1,083 | ↗ | 1,274 |
| 「障害者差別解消法」について知っている人の割合（％） | 15.4 | ↗ | 24.0 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|--------------------------|--|
| 移動支援事業【個別支援型】 （障害福祉課） | 単独で移動が困難な障害者又は障害児に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加を目的とした外出時の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促進します。 |
| 障害者相談支援事業 （障害福祉課） | 障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及びその他障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、障害者やその家族が適切なサービスを利用できるような確かつ総合的な相談体制を確保します。 |
| 地域生活支援拠点等整備事業 （障害福祉課） | 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。 |
| 障害者の就労促進 （障害福祉課） | 障害者を対象とした就労移行支援や就労継続支援等の障害福祉サービスや、地域活動支援センター及び障害者地域共同作業所に対する支援を通じて、障害者の就労促進を図ります。 |
| 障害者等理解促進・啓発事業 （障害福祉課） | 障害者に対する理解と認識を深めるため、パンフレット等の作成・配布等を行い、様々な機会を通じて啓発事業（講演会・研修等）を実施します。 |

【関連計画・方針】

第3期徳島市地域福祉計画、徳島市障害者計画、徳島市障害福祉計画

施策23 子ども・子育て支援の充実

【目指す姿】

待機児童が解消され、妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく地域の子ども・子育て支援が行われるなど、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが等しく保障され、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。

【展開方針】

1 就学前教育・保育の充実

保護者の就労や家族の状況などに関わらず、安心して子どもを預けることができる多様な教育・保育施設や安全・安心に過ごせる子どもの居場所としての児童館等を充実し、全ての子どもが質の高い教育・保育が受けられる環境の整備を図ります。

また、障害の有無に関わらず教育・保育を受けられる環境づくりや、徳島県中央こども女性相談センターなどとも連携しながら、児童虐待の防止に取り組みます。

2 待機児童の発生しない状況の維持・継続

教育・保育施設の受け入れ態勢を整備し、適切な供給体制を確保するとともに、教育・保育の担い手となる保育士等の処遇改善や就労促進等、保育士確保に向けた取組を中心に、待機児童の発生しない状況の維持・継続を目指します。

また、保育所等の利用希望者に対する空き情報の提供のほか、利用希望者のニーズに応じて保育所等以外の各種子育て支援事業に関する情報提供や相談・助言等を行うなど、利用者支援の取組を積極的に実施します。

3 切れ目のない支援と経済的・精神的支援の拡充

妊娠初期から子育て期にわたり、安心した毎日を過ごせるよう、妊娠届出時より妊婦や子育て世代に寄り添い継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型支援と給付金による経済的支援を効果的に組み合わせることにより、支援の充実を図ります。

また、改正児童福祉法に基づき、令和6年(2024年)4月に設置したこども家庭センターにおいて母子保健・児童福祉両部門の連携協働を深め、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を行います。

さらに、保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費助成等の支援を充実するとともに、ひとり親家庭など各家庭に応じた継続的な相談・支援を行う環境整備を推進します。



政 策

5 こどもまんなか社会の推進

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|-------------------------|---------|----|----------|
| 保育所等利用待機児童数(毎年4/1基準)（人） | 0 | ➡ | 0 |
| 学童保育クラブ数（クラブ） | 53 | ↗ | 58 |
| 妊娠届出時の妊婦面談率（%） | 100 | ➡ | 100 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|-------------------------------|--|
| 市立教育・保育施設の再編計画の推進 (子ども政策課) | 持続可能な教育・保育サービス提供体制を構築し、地域のセーフティネットとしての役割を果たすため、市立施設の集約を図ります。 |
| 保育士確保の実施 (子ども政策課) | 保育士 I J U 等就労支援事業や、労務負担軽減のための助成事業、学生への出前講座の開催など、公・民・学の連携により、市全体の保育士の確保を図ります。 |
| 学童保育事業 (子育て支援課) | 保護者が昼間家庭に居ない児童に、放課後に安全・安心な生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的とし、学童保育施設の計画的な整備を推進します。 |
| 妊婦等包括相談支援事業 (こども家庭センター) | 子育て家庭の孤立を防ぎ、妊娠時からの支援を強化するため、定期的な面談などを通じた継続的な情報発信などの伴走型相談支援を経済的支援と一体的に実施します。 |
| 養育費確保支援事業 (こども家庭センター) | ひとり親家庭の養育費を確保するため、公正証書の作成、弁護士相談費用、養育費保証会社との契約金の一部を助成します。 |
| 子ども医療費助成 (子育て支援課) | 疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、18歳までの子どもの医療費の一部を助成します。 |

【関連計画・方針】

第3期徳島市地域福祉計画、第3期徳島市子ども・子育て支援事業計画、
第2期徳島市立教育・保育施設再編計画

施策24 「生きる力」を育む学校教育の推進

【目指す姿】

子どもたち一人ひとりが、自分の良さや可能性を認識するとともに、多様な学びの場において、自ら学び、考え、行動する力が育ち、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」に裏付けられた「生きる力」を身に付けています。

【展開方針】

1 義務教育の充実

一人ひとりに応じた「わかる授業」の実現を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進することで、「確かな学力」を育成するとともに、道徳教育等を通じて子どもたちの情操を培い、「豊かな心」を育むことで、子どもの最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図ります。

また、運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成し、心身の健康の増進と体力の向上を図るとともに、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校給食や食育に取り組み、「健やかな体」を育成します。

これらの実現に向け、意欲的に学ぶことのできる学級づくりや一人ひとりの存在や思いが大切にされる教育環境づくりを推進するため、教員の指導力向上を図ります。

2 幼児教育の充実

一人ひとりの発達段階における行動の理解と予想に基づき計画的に教育環境を構成し、心身の調和的な発達を促す教育の充実を図ります。

また、発達や学びの連続性を確保するために、幼稚園と保育所、認定こども園間及び、小学校教育との連携及び接続の強化に取り組むとともに、生活の連続性を確保するために、家庭・地域社会との連携強化に取り組めます。

3 高等学校教育の充実

高大連携事業を含めた市高レインボウプランでは、様々な探究活動を積極的に取り入れ、地域理解力・企画立案力・協働実践力を養成し、次世代を担う若者を育成します。

また、教育ICTの積極的活用による「主体的・対話的で深い学び」を推進し、生徒の思考力や表現力を育成するとともに、情報教育を充実させます。

4 多様な教育ニーズと社会の変化への対応

障害や不登校等の多様なニーズに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに、子どもたち一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図ります。

また、国際化、情報化などの社会の変化に対応する教育を推進するため、関連する教科が相互に連携した教育活動を展開するとともに、ICTの活用が日常化するよう、1人1台端末を利用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

**政 策**

5 こどもまんなか社会の推進

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|----------------------------------|-----|---------|----|----------|
| 自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合（％） | 小学校 | 80.4 | ↗ | 88.0 |
| | 中学校 | 77.6 | ↗ | 85.0 |
| 学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合（％） | 小学校 | 87.0 | ↗ | 94.2 |
| | 中学校 | 81.4 | ↗ | 89.2 |
| 子どもたちが充実した学校生活を送っていると感じる市民の割合（％） | | 60.7 | ↗ | 71.5 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|------------------------------------|---|
| 学びサポーター配置事業 （学校教育課） | 児童生徒一人ひとりに合ったきめ細かな対応を実現するため、退職教員や教員志望の学生等、学校教育活動を支援する人材を配置することで、学力の向上を図ります。 |
| 教職員に対する研修の実施 （学校教育課） | 教職員を対象とした研修会の開催や校（園）内研修への講師派遣等を通じて、各学校段階における教育の質の向上を図ります。 |
| 学校給食食育推進事業 （体育保健給食課） | 学校給食を通じて、地産地消の推進や食品ロス削減など食に対して様々な取組を充実させることにより、子どもたちの健やかな成長を支えます。 |
| 幼児教育施設と小学校間の連携推進 （学校教育課・子ども保育課） | 幼児教育施設と小学校との合同研修や合同行事などの開催を通じて、幼児教育施設から小学校への円滑な接続を促進します。 |
| 学校支援助教員の配置 （学校教育課） | 特別な支援を必要とする児童生徒の特性に応じた指導充実を図るため、教員免許を有する学校支援助教員を小中学校に配置します。 |
| I C T支援員の配置 （教育研究所） | I C Tを活用した学習活動において教員を支援するI C T支援員を配置することで、学校教育へのI C Tの浸透を推進します。 |

【関連計画・方針】

第4期徳島市教育振興基本計画、第2期徳島市立教育・保育施設再編計画、徳島市食育推進計画（第3期）

施策25 信頼される教育環境の実現

【目指す姿】

安全・安心で質の高い学校づくりを進めるとともに、教育内容・方法の多様化に対応した施設・設備の充実を図ることで、園児及び児童生徒が安心して快適に学ぶことのできる教育環境を実現しています。

「地域とともにある学校」による地域総ぐるみでの連携・協働が図られ、全ての園児及び児童生徒が地域コミュニティの中で共感的・協調的な関係を築いています。

学校における働き方改革の更なる加速化により、教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子どもに向き合うことができる体制が整備され、教育の質向上及び全ての子どもが健やかに成長できる教育環境が保障されています。

【展開方針】

1 教育環境の充実

幼児・児童生徒数の変動による教育環境の変化に対応するとともに、活力ある教育活動を展開していくために、幼稚園については、第2期徳島市立教育・保育施設再編計画に則り、幼保連携型認定こども園への再編を進めます。

また、小中学校については、児童生徒の教育条件をより良くすることを目的に、適正規模・適正配置等に関する検討を進めます。

2 信頼される学校づくりの推進

校舎等の長寿命化を計画的に実施することで、学校施設の安全・安心を確保します。

また、教育環境の質的向上を図るため、体育館への空調設備の整備、トイレの洋式化、照明設備のLED化、バリアフリー化対策、防犯対策等の整備に努めます。

「地域とともにある学校」の実現に向け、コミュニティ・スクールの取組を一層推進し、子どもたちを地域全体で育む学校を核とした地域づくりに取り組みます。

3 教育の組織運営体制等の充実

学校における働き方改革として、慣例にとらわれない廃止等を含む業務の適正化や、教員業務支援員（スクールヘルパー）をはじめとする支援スタッフの配置、校務のデジタル化等の学校DXの推進、部活動の地域移行等、様々な取組を総合的に進めることで、教師の負担軽減を図り、教師がより児童生徒への指導や教材研究等の本来業務に注力できる環境を整えます。



政 策

5 こどもまんなか社会の推進

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|-------------------------------------|---------|----|----------|
| 安全で快適な教育環境と感じる市民の割合（％） | 66.4 | ↗ | 72.0 |
| 学校施設の長寿命化対策実施校数（校）※累計 | 3 | ↗ | 14 |
| 学校と地域が一体となって子どもたちを育てていると感じる市民の割合（％） | — | ↗ | 80.0 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|---------------------------------|--|
| 校舎長寿命化改修事業 （教育委員会総務課） | 校舎の屋上防水及び外壁の改修に加えて、機能・性能の向上を図るために建物内部の改修や、水道・電気、ガス等のライフライン設備の更新、照明器具のLED化、バリアフリー化対策等を実施し、施設の長寿命化を図ります。 |
| 教員業務支援員（スクールヘルパー）の配置 （学校教育課） | 授業準備や採点業務、来客・電話対応等をサポートする教員業務支援員を小中学校に配置し、教師の負担軽減を図ります。 |
| 副校長・教頭マネジメント支援員の配置 （学校教育課） | 副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するため、退職校長等の副校長・教頭マネジメント支援員を小中学校に配置します。 |

【関連計画・方針】

第4期徳島市教育振興基本計画、第2期徳島市立教育・保育施設再編計画、
徳島市学校施設の長寿命化計画、
徳島市教育委員会学校における働き方改革プラン（第3期）

施策26 心豊かでたくましい青少年の育成

【目指す姿】

家庭・学校・地域社会・行政の連携により、社会全体の教育力を向上させ、その中で、青少年が大人たちとともに、様々な交流と体験を通して豊かな人間性や社会性を身に付けています。

また、青少年の非行やいじめ・不登校などが未然に防止されるとともに、安全確保と健全育成のための相談・支援体制と環境が整備されています。

【展開方針】

1 家庭教育の充実

家庭教育は子どもの基礎的な資質や能力を育むために重要であり、その自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会を増やし、情報の提供に努めます。

2 青少年活動の充実

青少年に多様な体験活動の機会を提供するほか、社会教育関係団体等が実施する青少年活動の支援に努めます。

3 健全育成体制の充実と環境整備

青少年を見守る体制を充実させるとともに、有害環境浄化活動を推進します。また、地域における安全の確保に取り組みます。

4 いじめ・不登校への対応

いじめ・不登校の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラー等とも連携を図り、児童生徒の相談・支援体制の充実及び啓発活動を行います。



政 策

5 こどもまんなか社会の推進

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|--|-----------|----|----------|
| 青少年が健全に成長していると感じる市民の割合（％） | 55.0 | ↗ | 68.0 |
| 本市主催の青少年行事参加者の満足度（％） | 100 | → | 100 |
| 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた割合（％） | 39.4 (R4) | ↗ | 80.0 |
| すだち学級や、学生メンタルサポーター派遣事業の利用者のうち「好ましい変化がみられるようになった」児童生徒の割合(%) | 70.5 | ↗ | 80.0 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|-------------------------------------|--|
| 青少年行事の実施 （社会教育課） | 子どもたちに日頃経験できない興味深い体験の場を提供するとともに、青少年等を対象とした活動を行う団体を支援することにより、青少年活動の裾野を広げ、社会性を養う機会を提供します。 |
| 市民総ぐるみ青少年健全育成事業 （青少年育成補導センター） | 徳島市青少年健全育成協議会に委託し、各地区（26 地区）で青少年活動（親子スポーツ大会、レクリエーション、文化・奉仕活動等）や家庭教育活動（地区懇談会、非行防止に関する講演会等）を開催します。 |
| いじめ問題等対策事業 （青少年育成補導センター） | 家庭・学校・地域社会が連携し、深刻化するいじめに対応するために、リーフレット作成配付、講演会・研修会開催等を行い、いじめ防止啓発を図ります。 |
| 不登校対策推進事業 （教育研究所） | 教職員への研修やリーフレットの配付により、不登校支援の充実を図ります。また、校内教育支援センターやすだち学級にて、児童生徒の学校復帰や社会的自立への支援を行います。 |
| 学生メンタルサポーター（SMS） 派遣事業 （教育研究所） | ひきこもりがちな児童生徒の家庭に臨床心理学を専攻する大学院生を派遣し、児童生徒の学校復帰や社会的自立への支援を行います。 |

【関連計画・方針】

第4期徳島市教育振興基本計画

施策27 人権尊重・多文化共生社会の実現

【目指す姿】

一人ひとりが相手を思いやり、多様性などそれぞれの違いを認め合うことにより、お互いの命の尊さや人権を尊重し、国籍や民族の違いを越え、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちとなっています。

【展開方針】

1 人権啓発の推進

国、県及び徳島市人権教育・啓発推進協議会との連携を図りながら、人権啓発活動のリーダー育成などにより、市民主体の積極的な人権教育・啓発が行われる体制の構築に取り組みます。

2 学校教育における人権教育の推進

各教科等の教育活動全体を通じて人権教育を推進します。

一人ひとりを大切にする教育方針の下で、人権感覚を身に付け、誰もが自分のよさや可能性を発揮できる学習活動につなげるための環境整備など、人権尊重を基盤とする教育の展開に努めます。

また、全ての教職員が豊かな人権感覚を身に付け、資質や指導能力を向上させることを目的として研修の充実や効率化を図ります。

3 社会教育における人権教育の推進

市民一人ひとりに人権尊重意識が定着することを旨とするとともに、様々な人権課題への理解と問題解決を図るため、人権に関する多様な学習機会の提供に努めます。

計画性のある学習教材等の情報提供や、教育集会所、公民館等の社会教育施設間の相互協力及び学校・家庭・地域等による官民連携等を一層強化することで、全ての人のライフステージに対応した人権教育・啓発に関する各種事業の総合的な取組を展開します。

4 国際化への対応

在住外国人を対象とした相談業務や語学教室の開催、生活用品の貸出等を通じて、転入外国人が安心して暮らせる環境の充実に努めます。

学校においては、ALTの派遣を通じて、児童生徒に多様な文化や価値観、考え方に対する理解を促進するとともに国際協調の精神を養うほか、来日後間がない外国人児童生徒等を対象に生活言語と学習言語の習得に向けた日本語支援を実施するなど、受入体制の整備に努めます。



政 策

6 誰もが活躍できる場の提供

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|--------------------------------|---------|----|----------|
| 本市主催の人権教育・啓発に関する啓発事業等への参加者数（人） | 35,466 | ↗ | 41,000 |
| 人権教育促進事業の参加者数（人） | 7,746 | ↗ | 9,000 |
| 人権が尊重されていると感じる市民の割合（％） | 40.3 | ↗ | 47.0 |
| 国際化が進んでいると思う市民の割合（％） | 18.4 | ↗ | 30.0 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|-------------------------------|--|
| 人権啓発・研修活動の推進 （人権推進課） | 市民（各地区住民団体）や企業を対象に人権問題に対する意識啓発を目的とした講演会等を開催します。 また、自主的な研修会開催に対する助成等を行います。 |
| 人権教育推進事業 （学校教育課） | 市立学校（園）の教員を対象に、人権教育について知識を深め、指導力を向上させることを目的に研修を実施します。 |
| 国際理解教育推進事業 （教育研究所） | 外国語によるコミュニケーション能力の基礎と国際協調・国際理解の精神を養うため、市立学校へA L Tを派遣します。 |
| 帰国・外国人児童生徒等受入れ支援事業 （学校教育課） | 来日後間がない外国人児童生徒等を対象に日本語支援員を派遣し、生活言語の習得を支援します。 |
| 日本語支援サポーター事業 （学校教育課） | 来日後間がない外国人児童生徒等を対象に日本語支援員を派遣し、学習言語の習得を支援します。 |
| 人権教育促進事業 （社会教育課） | 講座やイベントの開催等を通して地域住民の交流や、相互理解を深めるとともに、地域社会への参加を促します。 |
| 在住外国人相談支援事業 （総務課） | 「在住外国人相談支援事業」を委託事業として実施します。 |

【関連計画・方針】

徳島市人権教育・啓発推進指針、第4期徳島市教育振興基本計画

施策28 男女共同参画社会の実現

【目指す姿】

男女の固定的性別役割分担意識が解消され、互いに人権を尊重しながら責任を分かちあい、性別に関わりなく、一人ひとりの多様な個性や能力が十分に発揮されるとともに、女性が社会のあらゆる分野の方針（意思）の決定や実施の場に参画し活躍できるまちになっています。

【展開方針】

1 男女共同参画の視点に立った意識啓発

固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の正しい理解や考え方が浸透するよう、様々な機会や媒体を通じ、広報や啓発活動を推進します。また、男女共同参画に関する情報や学習機会の提供に向けた取組を推進します。

2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野において方針決定過程などに女性が参画できるよう、積極的な女性の登用を推進します。

また、学習機会の提供等による女性の能力開発や人材育成支援など女性の参画拡大につながる取組を推進します。

3 働く場における女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和が図られるよう、意識啓発を推進し、社会的機運の醸成に取り組みます。

また、男性の家庭生活への積極的な参画を促すとともに、男女がともに仕事や家庭生活、地域活動などに参画できる環境づくりを推進します。

4 相談体制の充実

DVや家庭内の問題などについて、相談者が安心して相談できるよう、相談窓口の周知や相談員等の資質の向上に向けた取組を推進します。

また、関係機関等との連携を強化し、相談体制の充実に取り組みます。



政 策

6 誰もが活躍できる場の提供

【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|-------------------------------------|-----------|----|----------|
| 固定的性別役割分担意識の考え方に反対する市民の割合(%) | 77.1 | ↗ | 83.1 |
| 市の審議会等への女性委員の登用割合(%) | 36.1 | ↗ | 42.1 |
| DV相談窓口について「知っているところはない」と回答した人の割合(%) | 12.8 (R3) | ↘ | 6.0 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|-----------------------------------|--|
| 男女共同参画啓発事業 (男女共同参画センター) | 男女共同参画に関する情報の収集及び提供、ポータルサイトや広報紙などの活用、セミナーやワークショップ、学習会の実施など男女共同参画の広報、啓発活動を推進します。 |
| 男女共同参画連携事業 (男女共同参画センター) | 男女共同参画社会の実現をめざし、経済団体、大学、NPO、企業等の多種多様な団体等と連携・協力し、男女共同参画に関する取組を推進します。 |
| ワーク・ライフ・バランス啓発事業 (男女共同参画センター) | 誰もが希望に応じた多様な働き方を通じて仕事と家庭生活を両立できるよう啓発するとともに、男性の家事や育児、介護等への参画を促進するため、市民や企業等に対して、制度の周知や意識啓発を行います。 |
| 女と男（ひととひと）生き方相談事業 (男女共同参画センター) | 市民により身近な相談窓口として、DVや夫婦、家族の問題、人間関係など様々な悩み相談について、相談者が安心して相談できるよう専門相談員を配置し、一般相談やカウンセリングを実施します。 |

【関連計画・方針】

第4次男女共同参画プラン・とくしま

施策29 文化芸術・スポーツの振興

【目指す姿】

多くの市民が、文化芸術に親しみ、心豊かで充実した生活を送ることができる、文化的な魅力にあふれるまちが実現しています。

市民のスポーツに対するニーズの多様化に対応できる指導者や地区体育協会・地域スポーツクラブが充実し、市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて運動やスポーツを楽しみ、わくわくする生活を送ることができています。

また、全国規模のスポーツ大会の開催やプロスポーツ等の応援機運の醸成により、質の高いスポーツに触れる機会が充実しています。

【展開方針】

1 文化芸術活動の充実・支援

文化芸術に触れる機会や文化芸術活動の体験機会を提供し、市民の主体的な文化芸術活動の活性化や、徳島らしい文化芸術活動の振興に取り組みます。

2 担い手の育成・交流

学校等と連携した文化芸術プログラムや、市民参加型事業などを展開し、文化芸術活動への興味や関心を向上させ、文化の裾野を広げることで、文化芸術活動の担い手の育成に取り組みます。

3 文化芸術に親しむ環境づくり

県市協調による県都にふさわしい文化芸術の創造拠点整備や、市民が文化芸術活動を展開するためのサポート体制の充実等を通じて、文化振興の環境づくりに取り組みます。

4 プロスポーツ応援に親しむ機会の充実

官民が連携し、幅広い市民が身近にプロスポーツを観戦できる環境づくりやプロスポーツ選手との触れ合いにより、スポーツ振興および地域が一体となった応援機運の醸成に努めます。

5 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

スポーツ・レクリエーション施設の長寿命化を図るとともに、市民ニーズを把握し、利便性と機能性の向上に努めます。



政 策

6 誰もが活躍できる場の提供

【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|-------------------------------------|---------|----|----------|
| 文化芸術に親しめる環境が整っていると感じる市民の割合（％） | 26.8 | ↗ | 30.0 |
| 学校等と連携した文化芸術プログラム参加人数（人） | 2,067 | ↗ | 2,500 |
| 定期的に文化芸術活動（鑑賞を含む）を行っていると感じる市民の割合（％） | 26.2 | ↗ | 29.0 |
| プロスポーツ等応援企画参加者数（人） | 583 | ↗ | 1,700 |
| スポーツ・レクリエーション施設の利用者数（万人） | 117 | ↗ | 154 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|------------------------------------|---|
| 文化芸術との出会い創造事業 （文化スポーツ振興課） | 普段、文化・芸術に触れる機会の少ない子どもたちや市民に生の芸術を届けるとともに、地域で活躍しているアーティストに活動の場を提供します。 |
| 県市協調による新ホール整備 （文化スポーツ振興課） | 市民県民の文化芸術活動の創造拠点となる新ホール整備を県市協調で推進します。 |
| プロスポーツ応援事業 （文化スポーツ振興課） | 官民が連携し、市民が身近にプロスポーツを観戦できる環境づくりとして応援イベントを開催し、ホームゲームの無料招待や優待にてプロスポーツに触れる機会を提供します。 |
| 徳島市スポーツ施設個別施設計画推進事業 （文化スポーツ振興課） | 個別施設計画に基づき、施設の計画的な維持管理、改修を実施することで長寿命化等を図り、市民がスポーツに親しめる環境の維持に努めます。 |

【関連計画・方針】

徳島市文化振興ビジョン、徳島市スポーツ施設個別施設計画

施策30 生涯を通じた学びと文化財の継承

【目指す姿】

様々な社会教育施設を中心に、あらゆる機会に、あらゆる場所において、生涯にわたって自由に学ぶことができる環境が充実しており、学習を通して生活の充実が図られ、生きがいを持って心豊かな生活を送っています。

また、郷土の長い歴史の中で培われてきた様々な文化財の価値を、多くの市民と共有し次世代へ継承するために、適切に保護するとともに、市民が様々な機会において文化財に接することができる環境を創出し、積極的に活用することで文化財を生かしたまちづくりを推進しています。

【展開方針】

1 生涯学習活動の推進

各種社会教育施設を核として、工夫を凝らしたイベントや講座等を開催することにより、新たな参加を促すとともに、多様な学習の機会を提供し、心豊かな生活が送れるよう支援します。

また、地域人材等を活用し、学習推進者となる人的資源の拡充を目指します。

2 生涯学習施設の整備・充実

市民の学習ニーズ等の動向を踏まえ、各種社会教育施設の整備や機能の充実を図るとともに、指定管理者と連携を図りながら、多様な学習機会の提供に努めます。

3 文化財の保存と活用の推進

文化財は、地域の歴史や文化の成り立ちを理解するために重要な財産であり、その価値を継承するために必要となる整備を行うとともに、関係団体の協力を得ながら、文化財の保存と活用を推進します。

4 文化財に親しむ機会の充実

歴史や文化に関心を持ってもらうため、指定・登録された歴史的建造物や重要文化財等についての様々な情報を発信し、きっかけづくりを行うとともに、まちづくり施策と関連づけて地域の歴史や文化を体感できるイベントを開催することなどにより、地域の文化財に親しむ機会の充実を図ります。



政 策

6 誰もが活躍できる場の提供

【K P I（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|-----------------------------------|---------|----|----------|
| 主な生涯学習活動への参加者数（万人） | 3.4 | ↗ | 4.0 |
| 図書の貸出冊数（万冊） | 99.6 | ↗ | 103.8 |
| 文化財の指定・登録等の件数（件）※累計 | 163 | ↗ | 166 |
| 徳島市では地域の歴史や伝統が継承されていると感じる市民の割合（%） | 49.1 | ↗ | 52.0 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|----------------------------------|--|
| 学習機会の提供支援事業 （社会教育課） | 社会教育施設等で市民のニーズに応じた講座、展覧会、イベントなどを開催し、自ら学ぶ機会の充実に努めます。 |
| 図書館事業 （社会教育課） | 図書館が有する資料や情報を利用し、子どもから大人まで多くの市民が自ら調べ、自ら学ぶことができる環境の充実を図ります。 |
| 徳島市文化財保存活用地域計画策定事業 （社会教育課） | 有識者等で構成する策定委員会において、文化財の保存や活用方法について検討し、計画の検討、策定を行います。 |
| 県指定史跡「一宮城跡」の国史跡指定推進事業 （社会教育課） | 発掘調査の成果に基づき、検討委員会の指導を受けて、「一宮城跡」の国指定史跡を目指します。 |

【関連計画・方針】

第4期徳島市教育振興基本計画

施策31 地域自治・協働の推進

【目指す姿】

住民、NPO、企業など多様な主体が、地域の担い手として自ら積極的にまちづくりに参加しています。

地域においては、各小学校区に活動の拠点となるコミュニティセンターが整備され、地域の課題は地域で解決し、地域自らの責任のもと地域運営（経営）を行い、地域が主体となって持続可能な地域コミュニティが形成されています。

【展開方針】

1 地域による主体的なまちづくりの推進

住民の地域活動への参加を促すための情報発信や各種活動への支援を行います。

また、地域と行政が連携し、よりよい地域づくりを進めるために必要な仕組みを整えます。

2 コミュニティセンターの活用の推進

コミュニティセンターが安全かつ機能的に利用されるよう、計画的な維持・補修を実施するほか、多様な主体が集まり建設的で積極的な意見交換等を行う「協働の場」としての機能が強化されるよう、活用の推進を図ります。

3 協働事業の推進

NPOや企業など多様な主体と行政との協働を推進するほか、地域活動を行う人の裾野を広げ、新たな担い手となる人材の発掘・育成を行うため、行政との連携調整や各種研修の実施、協働事業に対する補助金などの支援を行います。



政 策

6 誰もが活躍できる場の提供

【KPI（重要業績評価指標）】

| 指標（単位） | 当初値(R5) | 方向 | 目標値(R11) |
|----------------------------|---------|----|----------|
| 多様な主体との協働事業数（事業） | 112 | ↗ | 130 |
| コミュニティセンターにおける地域団体の利用件数（件） | 6,401 | ↗ | 7,000 |
| 新たな地域自治協働システム構築地域数（地域） | 5 | ↗ | 8 |

【前期計画期間における主な事業】

| 事業名 | 取組内容 |
|-----------------------------|--|
| 新たな地域自治協働システムの構築 （市民協働課） | 地域団体や NPO、企業等を含む地域の多様な主体が連携・協働しながら、地域社会の運営に参加し地域課題を地域自ら解決する仕組みを構築します。 |
| 地域コミュニティ活動・運営の支援 （市民協働課） | 地域コミュニティの活動や運営を支援し、住民の地域活動参加の促進とコミュニティセンター活用の推進を図ります。 |
| コミュニティセンターの整備 （市民協働課） | 各地域の拠点施設であるコミュニティセンターを安全かつ機能的に利用できるよう計画的に維持・補修を行い、各地域団体と連携しコミュニティセンター活用の推進を図ります。 |
| とくしま協働制度の推進 （市民協働課） | 「協働の基本指針」に基づき、多様な主体による自主的・継続的な市民活動やまちづくり活動を支援します。 |
| まちづくりに係る人材育成 （市民協働課） | まちづくり協働プラザにおける人材育成プログラムにより、まちづくり活動に主体的かつ継続的に取り組むリーダー人材を育成します。 |

【関連計画・方針】

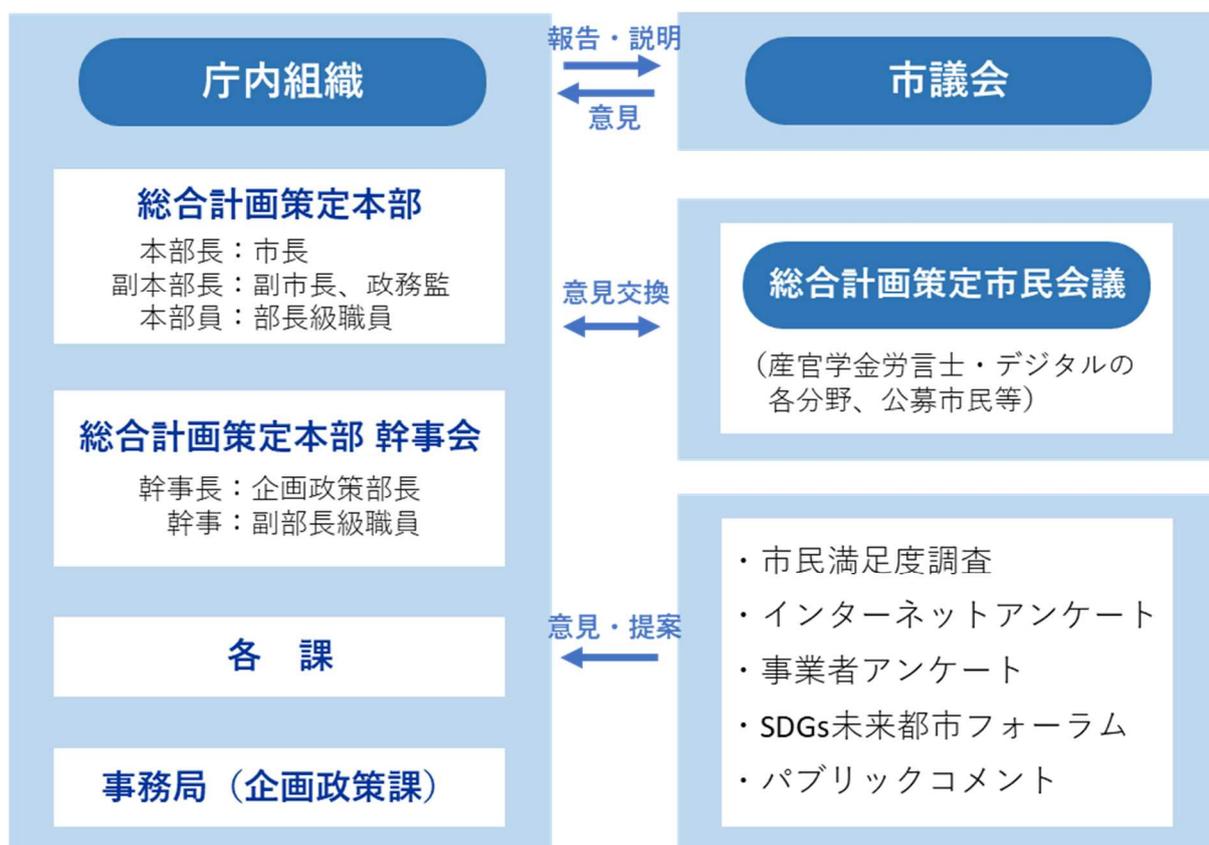
協働の基本指針、地域施設整備計画

參考資料

1 策定体制

総合計画の策定にあたり、市民の意見を幅広く取り入れるため、市民アンケートやワークショップなど市民参加の機会を設け、また、さまざまな分野の有識者で構成される総合計画策定市民会議を開催し、多様な世代・立場の方から多くのご意見をいただきました。

徳島市総合計画2025 策定体制図



2 策定経過

| 年月 | 市民 | 市・市議会 | |
|------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 令和6年 | 1月 | 市民満足度調査(1/10~2/13) | |
| | 5月 | 事業者アンケート(5/31~6/17) | |
| | 7月 | 市民アンケート(7/1~7/16) | 第1回 総合計画策定本部(22日) |
| | | 市民会議委員公募(7/1~7/16) | 第1回 総合計画策定本部幹事会(25日) |
| | 8月 | 第1回 総合計画策定市民会議(23日) | 第2回 総合計画策定本部(19日) |
| | | | 第2回 総合計画策定本部幹事会(26日) |
| | 10月 | 第2回 総合計画策定市民会議(9日) | 第3回 総合計画策定本部幹事会(15日) |
| 11月 | SDGs 未来都市フォーラム(12日) | | |
| | 第3回 総合計画策定市民会議(18日) | 第4回 総合計画策定本部幹事会(25日) | |
| 12月 | | 議会報告(素案) | |
| 令和7年 | 1月 | 第5回 総合計画策定本部幹事会(27日) | |
| | 2月 | | 第3回 総合計画策定本部(17日) |
| | | | 議会報告(案) |

3 徳島市総合計画策定本部

総合計画の策定を総合的かつ効果的に推進するため、市長を本部長とする徳島市総合計画策定本部を設置しました。部長級で構成され総合計画策定にかかる意思決定等を行う本部、副部長級で構成され各部局内の連絡調整等を行う幹事会を適宜開催し、策定にあたっての考え方やスケジュールを共有しながら全庁体制で策定作業を進めました。

徳島市総合計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 次期徳島市総合計画（2025～）（以下「総合計画」という。）を策定するため、徳島市総合計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、総合計画策定に係る意思決定、企画立案及び総合調整を行うものとする。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもってあてる。

3 副本部長は、第一副市长、第二副市长及び政務監をもってあてる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもってあてる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 本部の所掌事務を補佐し、各部局内の連絡調整等を行うため、本部に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長は企画政策部長を、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもってあてる。

3 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が主宰する。

4 幹事長が不在の場合は、企画政策部副本部長がその職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第7条 総合計画の策定に関する調査研究を行うため、必要に応じて本部にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

2 WGは、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、企画政策部副本部長をもってあてる。

4 委員は、委員長が指名する。

5 委員長は、必要に応じてWGを招集し、これを主宰する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をWGに出席させることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画政策部長 総務部長 財政部長 市民文化部長 環境部長 健康福祉部長 子ども未来部長
経済部長 都市建設部長 危機管理局長 消防局長 上下水道局長 交通局長 病院局長 教育
長 理事

別表第2（第6条関係）

企画政策部副部長 総務部副部長 財政部副部長 税務事務所長 市民文化部副部長 環境部副
部長 健康福祉部副部長 子ども未来部副部長 経済部副部長 都市建設部副部長 危機管理局
次長 消防局次長 会計管理者 教育次長 上下水道局次長 交通局次長 病院局次長

4 徳島市総合計画策定市民会議

総合計画の策定にあたり、学識経験者のほか、各分野で活動する団体の代表、公募市民など、多様な分野から委員を選任し、総合的・専門的な見地から意見を幅広く取り入れながら策定作業を進めました。

徳島市総合計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 次期徳島市総合計画(2025～)(以下「総合計画」という。)を策定するにあたり、広く意見を求めるため、徳島市総合計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、総合計画の策定に必要な事項について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、見識を有する者、公募市民等のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和6年度末までとする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が進行する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(設置期間)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

徳島市総合計画策定市民会議 委員名簿

| 氏 名 | 所 属 |
|---------|------------------------------|
| 上田 輝明 | 徳島商工会議所 専務理事 |
| 榎本 峰子 | 一般社団法人旅の葉 代表理事 |
| 岡山 千賀子 | 徳島文理大学 人間生活学部 教授 |
| 加渡 いづみ | 四国大学短期大学部 ビジネス・コミュニケーション科 教授 |
| 兼子 知世 | 公益財団法人徳島経済研究所 研究員 |
| 岸田 侑 | 徳島市まちづくり協働プラザ マネージャー |
| 国重 雅嗣 | 公募委員 |
| 小田切 康彦 | 徳島大学 総合科学部 准教授 |
| 近藤 洋祐 | 株式会社電脳交通 代表取締役 CEO |
| ○坂田 千代子 | 株式会社あわわ 会長 |
| 瀬戸 恵深 | 徳島ママ防災士の会 SWITCH 代表 |
| 田村 隆雄 | 徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授 |
| 土橋 秀美 | 徳島県社会保険労務士会 会長 |
| 寺沢 健之 | 時事通信社 徳島支局長 |
| ◎松村 豊大 | 徳島文理大学 総合政策学部 教授 |

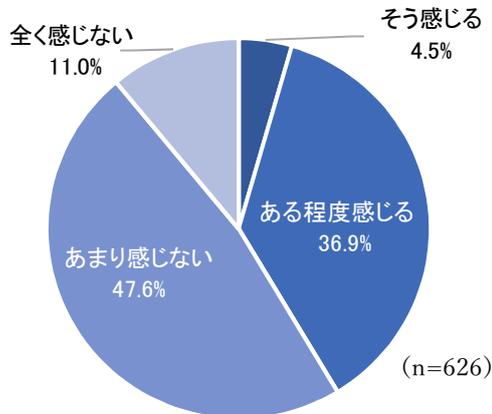
氏名50音順（敬称略）
◎会長、○副会長

5 市民参加

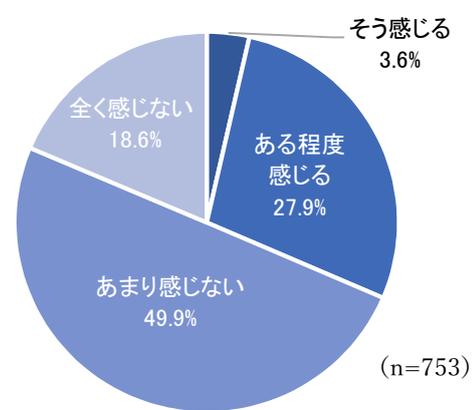
(1) 市民満足度調査

| | |
|------|---|
| 実施期間 | 令和6年(2024年)1月10日～令和6年(2024年)2月13日 |
| テーマ | 徳島市のまちづくりに関する市民の声アンケート |
| 対象者 | 市内在住の18歳以上80歳以下の市民 3,000人（無作為抽出） |
| 調査方法 | 郵送によるアンケート（無記名方式） |
| 回答人数 | 885人（内訳：ネット回答229人、郵送回答656人） |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・「出産や子育てがしやすいと感じる市民」は4割程度で、市民は経済的、精神的支援の拡充が図られていないと感じている ・「災害への備えが整っていると感じる市民」は3割程度で、市民は地域の防災体制や行政の防災機能の強化が図られていないと感じている ・「市内事業者が活発になったと感じる市民」は3割程度で、企業誘致の促進が図られていないと感じている ・「徳島市に住み続けたいと思う市民」は8割程度で、市民は家族や友人といった人のつながりを感じている |

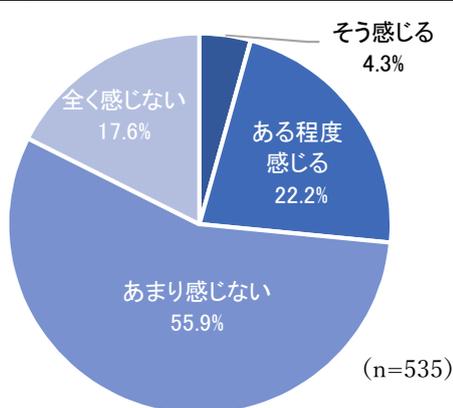
出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合



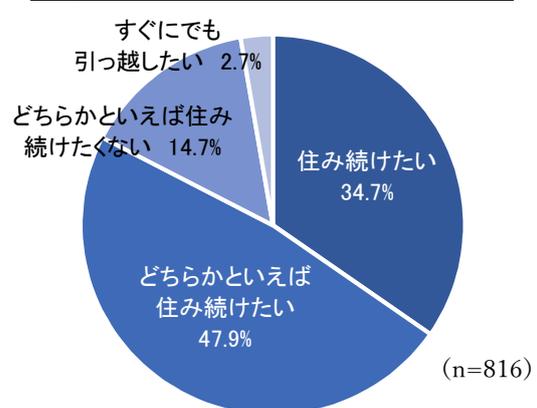
災害への備えが整っていると感じる市民の割合



事業活動が活発になったと感じる市民の割合



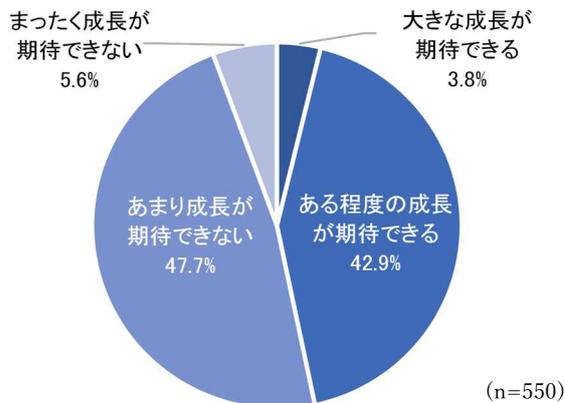
徳島市に住み続けたいと思う市民の割合



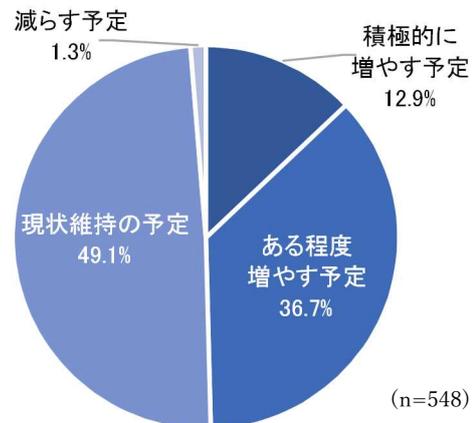
(2) 事業者アンケート

| | |
|------|--|
| 実施期間 | 令和6年(2024年)5月31日～令和6年(2024年)6月17日 |
| テーマ | 徳島市のまちづくりに関する事業者アンケート |
| 対象者 | 徳島市内に事業所がある事業者1,200社（無作為抽出） |
| 調査方法 | 郵送によるアンケート（無記名方式） |
| 回答人数 | 551人（内訳：ネット回答174人、郵送回答377人） |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の経営状況について成長が期待できる事業所は半数程度 ・半数近くの事業所で人材不足が問題となっており、賃上げや休暇制度などの労働環境の改善などにより、雇用を増やそうとする事業所が多数 ・多くの事業所でDXの重要性を感じているものの、既に取り組んでいる事業者は2割程度であり、ペーパーレス化や基幹システム導入などを中心に取り組んでいる |

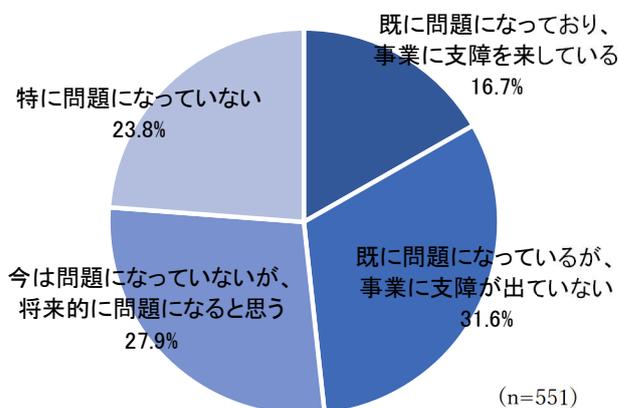
今後の経営状況の展望はどうか



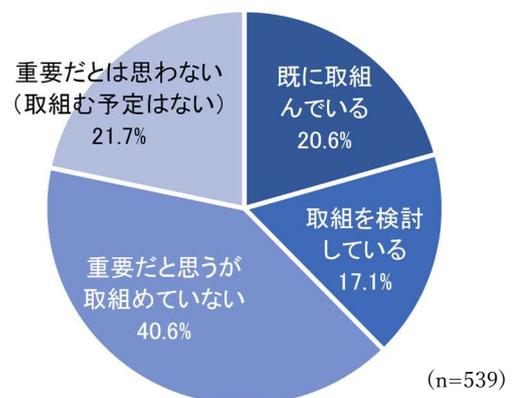
今後の雇用の予定はどうか



人材不足が課題となっていますか

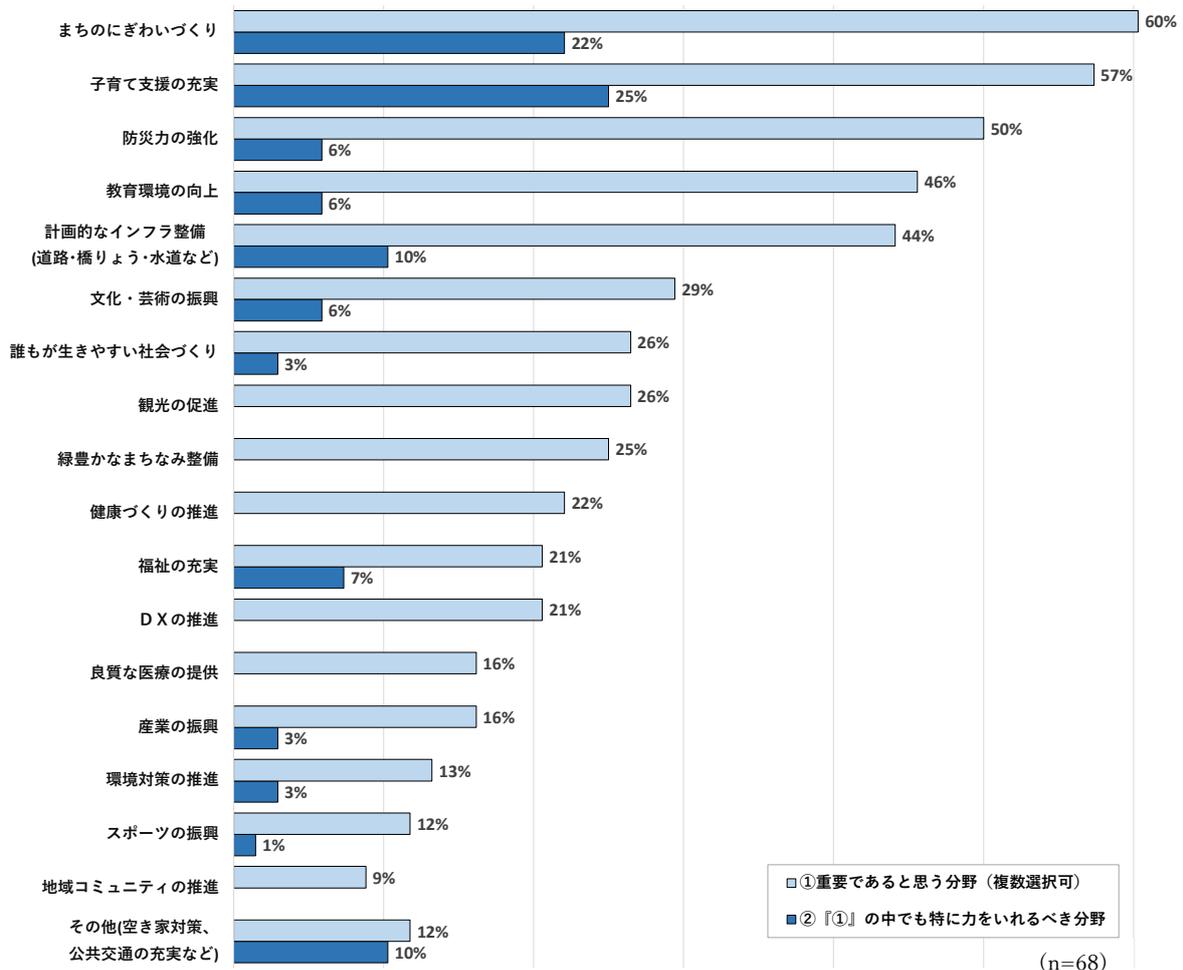


DXの取組状況はいかがですか



(3) インターネットアンケート

| | |
|------|---|
| 実施期間 | 令和6年(2024年)7月1日～令和6年(2024年)7月16日 |
| テーマ | 新たな総合計画の策定に関する調査 |
| 対象者 | 徳島市在住・在勤・在学の15歳以上の人 |
| 調査方法 | 本市ホームページ上でのインターネットアンケート |
| 回答人数 | 68人 |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 4割以上の方が、これからの徳島市に「まちのにぎわいづくり」「子育て支援の充実」「防災力の強化」「教育環境の向上」「計画的なインフラ整備」が重要と回答 ・ 徳島らしさ・魅力として、「阿波おどり」「水都」「ひょうたん島クルージング」「コンパクトなまち」「ほどよい田舎」「食べ物が美味しい」「自然の豊さ」「温暖な気候」「人の温かさ」などと回答 ・ 求める将来のまち(〇〇なまち)として、「にぎわいのある」「活気のある」「笑顔があふれる」「安心して暮らせる」「持続可能」「子どもを安心して持てる」「ずっと住み続けたい」「生き生きと暮らせる」などと回答 |



(4) SDGs 未来都市フォーラム

| | |
|------|--|
| 開催日 | 令和6年(2024年)11月12日 |
| 開催場所 | シビックセンター |
| テーマ | みんなで語ろう！10年後の徳島市 |
| 参加人数 | 70人(ワークショップ 39人) |
| 主な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学進学等で県外へ出て行っても、戻りたいと思えるような、途切れなくイベントが開催されたり、コミュニティが活発な、楽しいまちになってほしい ・徳島は自然や食事、観光など素晴らしい素材があるが、市民自身がその魅力に気づいていないので、子どもの頃から徳島でしかできない体験を与え、徳島プライドが醸成されるまちになってほしい ・徳島といえば川と一緒に歩んできたので、水を活かした、毎日幸せを感じられるキレイなまちになってほしい ・交通移動のストレスを解消し、わくわくしながら人が動き、人が動くことで経済も活発に動き、今よりも楽しいまちになってほしい ・公共交通機関や徒歩で、病院や買い物、レジャー施設へ行けるようなコンパクトにまとまったまちになってほしい |

徳島市 SDGs 未来都市フォーラム 2024
事前申込制・参加料無料

2024 → 2034

開催日時
令和6年 11.12 [火]
13:30~16:30

会場 ▶ シビックセンター ギャラリー
徳島市元町1丁目24番地 アミコビル3階

定員 ▶ 60名 **参加料無料**
※ 事前申込制になります
※ どなたでもご参加できます
※ 駐車場代はご自身の負担となります

申込方法
徳島市公式ホームページの申込フォームよりお申込みください

申込期限
令和6年11月5日(火)まで

プログラム
1部 ▶ CO2削減チャレンジ事業所 表彰式・認定式
・ダイバーシティ経営企業 表彰式
・阿波女あきんど大賞 表彰式

2部 ▶ ワールドカフェ形式 ワークショップ
テーマ 「私が求める10年後の徳島市」
ファシリテーター
加渡 いづみ さん
徳島市 SDGs 未来都市実現協議会 会長
四国大学短期大学部 教授

SDGs 未来都市 徳島市
徳島市は、SDGsの実現に積極的に取り組んでいる都市として、令和6年10月に「SDGs 未来都市」に選定されています。

主催 徳島市 SDGs 未来都市実現協議会・徳島市

お問い合わせ 徳島市企画政策部 SDGs 推進室 住所：徳島市幸町2-5 TEL：088-621-5569



6 総合的な成果指標及びK P Iの測定方法

○総合的な成果指標

| 指標名(単位) | 測定方法 |
|--|---|
| 徳島市に住み続けたい市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| 出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| まちなか歩行者通行量(平日と休日の平均)(人) | 人流測定システムによる、中心市街地内19地点の来訪人数(年間平均・1日当たり) |
| 地区別津波避難計画策定率(%) | 地区別津波避難計画策定地区数÷津波避難困難地域19地区 |
| 49歳以下人口の社会増減数(人) | 国(総務省)が毎年公表している「住民基本台帳人口移動報告 年報」結果の集計値 |
| 個人市民税所得割が課される19歳以上の市民の割合(%) ※給与、営業、農業所得者のみ | 国(総務省)が毎年公表している「市町村課税状況等の調」より、給与、営業、農業所得者数の合計値を把握し、各年度7月1日時点の19歳以上住民基本台帳人口で除して算出 |
| 納税義務者一人当たりの課税対象所得(千円) | 国(総務省)が毎年公表している「市町村課税状況等の調」より、市町村民税の課税対象所得を納税義務者数(所得割)で除して算出 |
| 市内延べ宿泊者数(人) | 国(観光庁)が月別で公表している「宿泊旅行統計調査」結果の集計値 |
| 新規大学卒業予定者の県内就職割合(%) | 徳島県労働局が毎年公表している「新規学校卒業予定者(高卒・大卒)の就職内定状況等を取りまとめ」より、新規大学卒業予定者の県内就職内定者数を就職内定者数で除して算出 |

○政策1 魅力あふれる都市空間の創造

| 施策 | 指標(単位) | 測定方法 |
|----------------------------|---|--|
| 施策1 コンパクトで機能的なまちづくり | | |
| | 市内中心部の住民基本台帳人口の年間増減率(直近3か年平均)(%) | 直近3か年における中心市街地(内町地区・新町地区)の徳島市住民基本台帳人口(10月1日時点)から算出した増減率の平均値 |
| | ランドマーク施設来館者数(アミコビル・阿波おどり会館)(千人) | アミコビル:施設管理者からのデータに基づく実績値 阿波おどり会館:施設管理者からのデータに基づく実績値(ミュージアム・阿波おどり公演・あるでよ徳島・眉山ロープウェイ) |
| | 市バスの一日平均乗車人員(人) | 各年度における市バス(交通局維持管理路線・徳島市委託路線)の1日平均乗車人数の実績値(担当部署で把握) |
| 施策2 多機能な都市空間の創出 | | |
| | ストック効果が向上した公園数(公園) | より多機能な施設(インクルーシブ遊具、防災ベンチ、循環型トイレ等)が導入された公園数(徳島市「公園台帳」) |
| | 眉山公園の年間入園者数(万人) | 眉山ロープウェイ利用者数をもとに自動車・徒歩を含めた入園者数を推計(担当部署で把握) |
| | 緑化推進事業参加者数(人) | 緑化推進事業の参加者数(担当部署で把握) |
| 施策3 環境の保全と向上 | | |
| | 市域からの温室効果ガス総排出量(万トン-CO ₂) | 徳島市の各種統計資料をもとに温室効果ガス排出量を推計(各種統計データ×排出係数)(担当部署で把握) |
| | 住宅用太陽光発電システム設置件数(件) ※累計 | 経済産業局資源エネルギー庁データから引用した件数(資源エネルギー庁 HP) |
| | 子ども環境リーダー認定数(件) ※累計 | 地球温暖化に関する講義を受講した上で、家庭の中でも省エネ等に取り組み、本市の子ども環境リーダー(対象:小学4年生～6年生)に認定された累計数(担当部署で把握) |
| 施策4 循環型社会・廃棄物処理の推進 | | |
| | 市民一人一日当たりのごみ排出量(g) | ごみの排出量÷市の総人口÷365日(担当部署で把握) |
| | リサイクル率(%) | ごみ排出量に対する再資源化量の割合(担当部署で把握) |
| 施策5 污水対策の推進 | | |
| | 污水処理人口普及率(%) | 下水道及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を総人口で除した割合(徳島県「污水処理人口普及率等の状況」) |
| | 第2期徳島市下水道ストックマネジメント計画(R6～R10)に基づく改築工事実施延長・施設数(m・施設) | 第2期徳島市下水道ストックマネジメント計画(R6～R10)に基づき改築工事を行った実施数(担当部署で把握) |

○政策2 持続可能な徳島経済の創出

| 施策 | 指標(単位) | 測定方法 |
|----------------------------|----------------------------------|---|
| 施策6 農林水産業の振興 | | |
| | 新規就農者の定着度(%) | 新規就農者の各事業の就農報告書の提出による定着度(担当部署で把握) |
| | 研修会や機器貸出後での機器導入に関する関心度の割合(%) | 研修会後等を実施する調査による導入に関心があるかの回答率(担当部署で把握) |
| | 間伐等の森林整備実施面積(ha) ※累計 | 各年度において実施した間伐等森林整備の面積の累計(担当部署で把握) |
| | 農業生産基盤の年間整備延長(m) | 各農道工事、各農業用排水路工事の年間施工延長の集計(担当部署で把握) |
| 施策7 商工業等の振興 | | |
| | 市内製造品出荷額等(億円) | 「徳島市統計年報」より引用 |
| | 事業所新設支援件数(件) ※累計 | 徳島市の支援施策の実績等を基に、市内での事業所新設につながった支援件数を計測(担当部署で把握) |
| | 中央卸売市場における取扱数量(t) | 各年度における徳島市中央卸売市場の取扱数量(担当部署で把握) |
| 施策8 働く環境づくりの推進 | | |
| | 雇用拡大人数(雇用奨励金適用人数)(人) ※累計 | 「徳島市企業立地促進条例」に基づき、奨励指定を受けた企業等に対する雇用奨励金の支給対象人数を計測(担当部署で把握) |
| | ダイバーシティ経営に取り組んでいる市内企業等数(事業者) ※累計 | 徳島市の支援施策の実績等を基に、ダイバーシティ経営に取り組んでいる市内企業等の数を計測(担当部署で把握) |
| | 15歳以上人口に占める就業者の割合(%) | 総務省が5年に1回実施している「国勢調査」より徳島市の15歳以上人口に占める就業者の割合を算出 |
| 施策9 観光・交流の促進 | | |
| | 観光客入り込み数(万人) | 「阿波おどり観光客数」と「阿波おどり会館入館者数」と「眉山ロープウェイ利用者数」と「とくしま動物園入園者数」と「徳島城博物館入館者数」の合計(担当部署で把握) |
| | 阿波おどり会館・ロープウェイの利用者数(万人) | 「阿波おどり会館(ミュージアム・阿波おどり公演)入館者数」と「眉山ロープウェイ利用者数」の合計(担当部署で把握) |
| | 動物園の年間入園者数(万人) | とくしま動物園の年間入園者数(担当部署で把握) |
| 施策10 全国との多様なつながりの拡大 | | |
| | 移住交流支援センター公式 LINE 友だち登録者数(人) | 公式 LINE を登録している友だちのうち、ブロックされていない有効友だち数(担当部署で把握) |
| | ふるさと納税による寄附件数(件) | 毎年度のふるさと納税寄附件数(担当部署で把握) |
| | 徳島市SDGs公民連携プラットフォームプロジェクト掲載数(件) | Co×Lab Tokushima におけるプロジェクト掲載数(担当部署で把握) |

○政策3 安全安心な生活環境の整備

| 施策 | 指標(単位) | 測定方法 |
|------------------------|-----------------------------------|---|
| 施策11 防災・減災対策の推進 | | |
| | 職員防災訓練の達成率(%) | 徳島市地域防災計画に基づき作成した、訓練内容の評価基準表による達成率(計画どおり行動できた場合を100%として、訓練項目ごとに評価した達成率の平均値) |
| | 危機管理部門における防災 DX の進捗率(%) | 津波浸水想定区域の情報収集を主な目的として、令和11年度までに整備を進める災害時情報通信ネットワークの構築を含む防災 DX 推進事業の達成率(担当部署で把握) |
| | 避難場所の確認などにハザードマップを活用したことの市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| 施策12 消防・救急体制の充実 | | |
| | 応急手当に関する講習等への参加者数(人) | 普通救命講習、上級救命講習、救急法、救急入門コース等、応急手当に関する講習等へ参加した人数(担当部署で把握) |
| | 防火・防災訓練等への参加者数(人) | 自主防災組織、町内会、コミュニティ協議会、防火クラブ、保育園、幼稚園、学校及び事業所等が実施した防火防災訓練や防火防災研修会等へ参加した人数(担当部署で把握) |
| | 消防団員の定員に対する充足率(%) | 消防団員の条例定数に対する現団員数の割合(担当部署で把握) |
| 施策13 生活安全の推進 | | |
| | 知能犯(詐欺)認知件数(件)※暦年 | 徳島県警察本部「刑法犯統計」 |
| | 「消費生活に関する理解度が深まった」と回答した参加者の割合(%) | 消費生活に関する講座で実施するアンケート調査結果の集計値(消費生活センター「消費生活に関するアンケート」) |
| | 交通安全や防犯対策により安全に暮らせるまちと感じる市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| | 交通事故発生件数(件)※暦年 | 徳島県警察本部「交通事故統計」 |
| 施策14 生活道路の整備 | | |
| | 市道の改良率(道路幅4m以上の道路の割合)(%) | 市道の実延長に対する道路幅4m以上に改良された市道延長の割合(担当部署で把握) |
| | 緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化率(%) | 緊急輸送道路や避難路等に係る耐震化対象橋りょう数に対する耐震化済橋りょう数の割合(担当部署で把握) |
| | 都市計画道路(住吉万代園瀬橋線 南昭和工区)の整備進捗率(%) | 事業認可延長に対する工事が完了した路線延長の割合(担当部署で把握) |
| | 自転車通行空間の整備(km) | 徳島市自転車活用推進計画に基づき計画された整備延長のうち、整備が完了した延長(担当部署で把握) |

| 施策 | 指標(単位) | 測定方法 |
|---------------------|--|---|
| 施策15 上水道の整備 | | |
| | 上水道普及率(%) | 行政区域内人口に対する給水人口の割合(担当部署で把握) |
| | 有収率(水道料金徴収の対象となった水量の割合)(%) | 年間配水量に対する年間有収水量の割合(担当部署で把握) |
| | 基幹管路の耐震管率(%) | 基幹管路延長に対する基幹管路のうち耐震管延長の割合(担当部署で把握) |
| 施策16 雨水対策の推進 | | |
| | 都市浸水対策整備面積(ha)(全体面積:3,275ha) | 下水道による都市浸水対策の整備対象地域のうち、既に整備が完了している地域の面積(担当部署で把握) |
| | 第2期都市下水路ストックマネジメント計画(R6~R10)に基づくポンプ場施設改築工事の実施数(施設) | 第2期都市下水路ストックマネジメント計画(R6~R10)に基づきポンプ場施設の改築工事を行った実施数(担当部署で把握) |
| | 第2期下水道ストックマネジメント計画(R6~R10)に基づくポンプ場施設改築工事の実施数(施設) | 第2期下水道ストックマネジメント計画(R6~R10)に基づきポンプ場施設の改築工事を行った実施数(担当部署で把握) |
| 施策17 住環境の整備 | | |
| | 既存木造住宅の耐震改修工事等件数(件)※累計 | 既存木造住宅耐震化促進事業で耐震改修等を行った件数(担当部署で把握) |
| | 空家等実態調査で空家等と判定された建物のうち、除却が確認された建物の件数(件)※累計 | 除却が確認された建物の件数(担当部署で把握) |
| | 市営住宅の募集戸数(供給総戸数)(戸)※累計 | 既存市営住宅の募集戸数(担当部署で把握) |

○政策4 生涯健やかな暮らしの実現

| 施策 | 指標(単位) | 測定方法 |
|----------------------|-------------------------|--|
| 施策18 健康づくりの推進 | | |
| | 妊婦健康診査受診率(%) | 妊婦に対し交付した受診票数に対する健康診査に利用された受診票数の割合(担当部署で把握) |
| | 幼児健康診査受診率(%) | 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の対象者数に対する受診者数の割合(担当部署で把握) |
| | 大腸がん検診受診率(%) | 当該年度の4月1日時点の対象年齢人口(40歳以上)のうち、当該年度の大腸がん検診受診者の割合(担当部署で把握) |
| | 糖尿病有病者及び予備群の割合(%) | 市国保加入者特定健診の受診者数に対する糖尿病有病者(HbA1c6.5%以上または血糖を下げる薬の内服者とする)及び予備群(HbA1c6.0%以上6.5%未満のうち血糖を下げる薬の内服者を除く)の割合(担当部署で把握) |
| | 市民病院の救急患者数(人/月平均) | 市民病院で受入した救急患者数(月平均)(担当部署で把握) |
| 施策19 社会保障の充実 | | |
| | 被保護者受診行動等変容割合(%) | 適正な受診行動等を促す通知・指導等の件数に対し、適正な受診行動等に至った件数の割合(担当部署で把握) |
| | 被保護者に対する就労指導による保護廃止率(%) | 稼働年齢層で阻害要因がないため就労指導を継続実施している被保護者数に対し、就労指導により保護廃止に至った者の割合(担当部署で把握) |
| | 特定健康診査受診率(%) | 健診受診者数を健診対象者数(国保加入者のうち健診実施年度中に40～74歳となる者で、かつ実施年度の1年間を通じて加入している者)で除した割合(担当部署の把握) |
| | 特定保健指導実施率(%) | 特定保健指導実施者数を特定保健指導対象者数で除した割合(担当部署の把握) |
| 施策20 地域福祉の充実 | | |
| | 福祉活動を目的としたNPO法人数(団体) | 認証法人数(認証は県が実施)(徳島県知事が所管する特定非営利活動法人(NPO法人)一覧より抽出) |
| | 民生委員・児童委員の充足率(%) | 民生委員・児童委員の定数に対する現員数の割合(担当部署で把握) |
| | 避難行動要支援者の個別避難計画作成率(%) | 避難行動要支援者の全数に対する個別避難計画作成済み者数の割合(計画作成済み者数/要支援者全数)(担当部署で把握) |

| 施策 | 指標(単位) | 測定方法 |
|---------------|----------------------------|---|
| 施策21 高齢者福祉の充実 | | |
| | 認知症サポーターの養成者数(人) | 平成22年度(2010年度)以降に徳島市が養成した認知症サポーターの総数(担当部署で把握) |
| | 新規要介護等認定者の平均年齢(歳) | 新規要介護等認定者の当該年度の平均年齢(担当部署で把握) |
| | 収入のある仕事をしている高齢者の割合(%) | 徳島市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(対象:65歳以上の要介護1~5以外の人)において、「年に数回」以上収入のある仕事に参加していると回答した割合(3年に1回実施) |
| 施策22 障害者福祉の充実 | | |
| | 移動支援事業(個別支援型)の利用者数(人) | 移動支援事業(個別支援型)の実利用者数(担当部署で把握) |
| | 障害者相談支援事業(一般相談)延べ利用者数(人) | 障害者相談支援事業における一般相談の延べ利用者数(担当部署で把握) |
| | 就労移行支援及び就労継続支援の利用者数(人) | 就労移行支援及び就労継続支援の実利用者数(担当部署で把握) |
| | 「障害者差別解消法」について知っている人の割合(%) | 障害者計画策定時に実施する市民アンケートによる割合(担当部署で把握) |

○政策5 こどもまんなか社会の推進

| 施策 | 指標(単位) | 測定方法 |
|------------------------------|--|--|
| 施策23 子ども・子育て支援の充実 | | |
| | 保育所等利用待機児童数(毎年4/1基準) (人) | 保育所等の利用申込をしているものの利用できない児童(こども家庭庁の通知に基づき、「幼稚園等を利用しているものや、近隣に利用可能な施設があるが私的な理由で利用していないもの」等については算定から除外)(担当部署で把握) |
| | 学童保育クラブ数(クラブ) | 徳島市が学童保育事業の委託を行ったクラブ数(担当部署で把握) |
| | 妊娠届出時の妊婦面談率(%) | 妊娠届出者における妊婦面談者の割合(担当部署で把握) |
| 施策24 「生きる力」を育む学校教育の推進 | | |
| | 自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合(小学校・中学校)(%) | 文部科学省「全国学力・学習状況調査」の質問紙集計 |
| | 学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合(小学校・中学校)(%) | 文部科学省「全国学力・学習状況調査」の質問紙集計 |
| | 子どもたちが充実した学校生活を送っていると感じる市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| 施策25 信頼される教育環境の実現 | | |
| | 安全で快適な教育環境と感じる市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| | 学校施設の長寿命化対策実施校数(校)※累計 | 校舎長寿命化改修工事を実施した校数(担当部署で把握) |
| | 学校と地域が一体となって子どもたちを育てていると感じる市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| 施策26 心豊かでたくましい青少年の育成 | | |
| | 青少年が健全に成長していると感じる市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| | 本市主催の青少年行事参加者の満足度(%) | 青少年行事(水都っ子探検隊)の参加者に対するアンケート調査による割合(担当部署で把握) |
| | 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた割合(%) | 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた割合(担当部署による実態調査により把握) |
| | すだち学級や、学生メンタルサポーター派遣事業の利用者のうち好ましい変化がみられるようになった児童生徒の割合(%) | すだち学級通級生のうち、通級日数、学校への登校日数が増加もしくは安定した児童生徒の割合及び、学生メンタルサポーター(SMS)派遣事業の利用者アンケートにおいて「好ましい変化がみられるようになった」と回答を得た児童生徒の割合(担当部署で把握) |

○政策6 誰もが活躍できる場の提供

| 施策 | 指標(単位) | 測定方法 |
|-----------------------------|-------------------------------------|---|
| 施策27 人権尊重・多文化共生社会の実現 | | |
| | 本市主催の人権教育・啓発に関する啓発事業等への参加者数(人) | 人権啓発講演会や研修会の参加人数(延べ)(担当部署で把握) |
| | 人権教育促進事業の参加者数(人) | 教育集会所・公民館・学校で実施している講座・学習会、地域交流事業等の参加人数(担当部署で把握) |
| | 人権が尊重されていると感じる市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| | 国際化が進んでいると思う市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| 施策28 男女共同参画社会の実現 | | |
| | 固定的性別役割分担意識の考え方に反対する市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| | 市の審議会等への女性委員の登用割合(%) | 徳島市の審議会等において、委員総数のうち女性委員の占める割合(担当部署で把握) |
| | DV相談窓口について「知っているところはない」と回答した人の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| 施策29 文化芸術・スポーツの振興 | | |
| | 文化芸術に親しめる環境が整っていると感じる市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| | 学校等と連携した文化芸術プログラム参加人数(人) | 「アウトリーチ事業」及び「インリーチ事業」「オーケストラ合同演奏会」の参加者数の合計(担当部署で把握) |
| | 定期的に文化芸術活動(鑑賞を含む)を行っていると感じる市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| | プロスポーツ等応援企画参加者数(人) | プロスポーツの「徳島市民デー」及び「徳島市民応援デー」の招待客と優待客の合計(担当部署で把握) |
| | スポーツ・レクリエーション施設の利用者数(万人) | 徳島市立体育館等の体育施設及び学校体育施設(夜間運動場・体育館)の利用者数の合計(担当部署で把握) |
| 施策30 生涯を通じた学びと文化財の継承 | | |
| | 主な生涯学習活動への参加者数(万人) | 主な生涯学習に関する講座等の参加者数(担当部署で把握) |
| | 図書の貸出冊数(万冊) | 徳島市立図書館における日々の利用状況(貸出冊数)をカウント(担当部署で把握) |
| | 文化財の指定・登録等の件数(件)※累計 | 当該年度末時点での指定・登録等文化財数(担当部署で把握) |
| | 徳島市では地域の歴史や伝統が継承されていると感じる市民の割合(%) | 徳島市が毎年、実施している「市民満足度調査(市民3,000人を無作為抽出し送付)」結果の集計値 |
| 施策31 地域自治・協働の推進 | | |
| | 多様な主体との協働事業数(事業) | 徳島市で実施している多様な主体との協働事業数(年1回(2月頃)、全庁調査を行い、集計) |
| | コミュニティセンターにおける地域団体の利用件数(件) | コミュニティセンターの貸館事業における地域団体の利用件数(担当部署で把握) |
| | 新たな地域自治協働システム構築地域数(地域) | 地域まちづくり計画の策定を行った地域数(担当部署で実施する各地域への調査・支援実績等より測定) |

7 用語解説

【あ】

新たな地域自治協働システム

地域の課題は地域で解決する、あるいは自分たちの地域は自分たちでつくるといった理念のもと、地域住民が主体となって、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するための仕組み。

市高レインボウプラン

生徒が自らの将来に向け主体的に進路を考えることを目指したキャリア教育プログラム。

イノベーション

新しいサービス・製品を生み出し、革新を起こし、社会的・経済的な価値を生み出すこと。

インクルーシブ

特定のグループや個人を排除することなく、多様性を尊重し、誰もが参加できる環境を作ること。

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。主に観光業界において「訪日旅行」「訪日外国人旅行者」のこと。

インフラ

道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。

ウェルビーイング

身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的、経済的に良好で満たされている状態にあること。

オープンスペース

都市における公園・緑地・街路・河川敷などの建物の覆われていない空間のこと。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがある。人の活動に伴って発生する温室効果ガスの中では二酸化炭素が地球温暖化に及ぼす影響が最も大きい。

【か】

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出量が、森林などによる吸収や除去量と均衡になり、実質的にゼロになること。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

共助

地域コミュニティなど近隣で互いに助けあうこと。

協働

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

緊急輸送道路

災害時において、人命の救助や生活物資・資機材等の広域な緊急輸送を円滑に行うため、主要幹線道路及びこれら幹線道路と防災上重要な拠点を結ぶ道路。

グローバリゼーション

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

健康寿命

心身ともに自立し、日常生活が制限されることなく健康的に生活できる期間。

コワーキングスペース

年齢や性別など関係なく、異なる職業や仕事を持った利用者たちが同じ場所で机や椅子、ネットワーク設備などをシェアしながら、仕事をする場所。

高次都市機能

日常生活を営む上で必要な機能を超えた質の高い商業、業務、情報、教育、文化などの都市的サービスを提供する機能。

公助

行政による支援のこと。

交流人口

通勤、通学及び観光、レジャー等を目的にその地域を訪れる人々のこと。

互助

互いに抱える課題を解決しあうこと。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

こどもまんなか社会

子どもの利益を最優先に考えた取り組みや政策を、国の中心に据える社会目標のこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク

市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市政策のこと。

コンベンション

政府や学術団体、協会、民間の各種団体などが主催となり、国内外から参加者を集めて行われる大型の会議のこと。

【さ】

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもの。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等がある。

自主防災組織

災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と定義されている。

自助

自分の命は自分で守る、自分のことは自分で助けること。

児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う厚生労働大臣から委嘱された人であり、民生委員を兼ねている。

集約型都市構造

都市の無秩序な拡大を防止し、商業、業務などの都市機能の集積や公共交通などを生かした集約拠点の形成などにより、コンパクトな市街地を形成した都市構造のこと。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制・資源活用・適正処理によって実現される、天然資源の消費が少なく、環境への負荷ができる限り軽減された社会。

消費者教育

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動。

消費者市民社会

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るのであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会。

情報格差

コンピュータやインターネット等の情報通信技術を利用したり、使いこなしたりできる人とそうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位等の格差のこと。デジタルデバイドともいう。

スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

ストック効果

整備された施設が供用されることで、その地域の生産性を向上させる効果や、安全性や快適性を高め、衛生環境を改善するなど生活の質を向上させる効果を長期的に生み出すこと。

ストックマネジメント

長期的な視点で今後の老朽化の進展状況を考慮し、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、既存施設の有効活用や長寿命化を図る施設管理手法のこと。

スマートシティ

IoTやAIといったデジタル技術を活用して、都市インフラ・施設や運営業務等を最適化し、企業や生活者の利便性・快適性の向上を目指す都市のこと。

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

生活習慣病

食生活、運動習慣、休養、ストレス、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する疾患群のことで、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、高尿酸血症などが含まれるとされている。

【た】

待機児童

保育施設の利用申込児童のうち、保護者の私的な理由により特定施設のみを希望している場合などを除き、希望施設やその周辺施設等の定員が超えているなどの理由で入所ができない状態にある児童。

ダイバーシティ

性別、人種、国籍、宗教、年齢、学歴、職歴など、人に違いをもたらすあらゆる面で多様な人材を積極的に活用しようという考え方。

脱炭素社会

二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

地域包括ケアシステム

「要介護状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域や自宅で、人生の最後まで自分らしい生活を送りたい」と望む人が、医療や介護などの必要なサービスを受けながら、在宅で自立した生活を続けられるように地域ぐるみで支えるための仕組み・体制。

地産地消

地域生産・地域消費の略で、地域で生産された農林水産物をその地域内で消費すること。

地方創生

第2次安倍政権で掲げられた、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策。

中心市街地

商業や行政等の機能が充実し、都市の中心となる地域のこと。本市では、徳島市中心市街地活性化基本計画(令和4年3月認定)において、ひょうたん島の愛称で親しまれている「内町地区」と、古くから本市における商業の中心地である「新町地区」の一部で構成する区域を中心市街地としている。

津波避難計画

地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの間において、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画。

定住人口

その地域に住んでいる人々のこと。

データヘルス計画

レセプト・健診情報等のデータ分析に基づく、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画。

テレワーク

ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

東京一極集中

日本において、政治・経済・文化・人口など、社会における資本・資源・活動が首都圏(特に東京都)に集中している状況のこと。

特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態や著しく衛生上有害となるおそれのある状態等にあると認められる空家等。

特定健康診査

40歳以上75歳未満の人を対象に行う糖尿病等の生活習慣病に関する保険者が実施する健康診査で、メタボリックシンドロームに着目して生活習慣病のリスクを検査するもの。

【な】

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。

認定こども園

就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。

【は】

働き方改革

働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革。

発達障害

発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

バリアフリー

障害者や高齢者が生活していく上での障壁を取り除こうという考え方のこと。段差等の物理的障害の除去だけでなく、より広い意味で障害者や高齢者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去していくことにも用いられる。

パンデミック

地理的に広い範囲の世界的流行及び非常に多くの数の感染者や患者を発生する流行を意味する言葉。

避難行動要支援者

災害対策基本法で「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定義されている。

付加価値額

企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。

・付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

・費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費

プラットフォーム

関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組みのこと。

【ま】

民生委員

それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める厚生労働大臣から委嘱された人であり、児童委員を兼ねている。

メタボリックシンドローム

「内臓脂肪症候群」ともいわれ、内臓脂肪型肥満に加え、軽度でも高血糖・高血圧・脂質異常症などの動脈硬化の危険因子を2つ以上合わせ持っている状態をいう。

【や】

予防保全

施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。

【わ】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことで、仕事と生活の調和が実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされる。

ワイスペンディング

政策効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換すること。

【数字】

3D 都市モデル

航空測量により取得したデータを活用して地形や建物等を三次元で生成した地理空間データ。建築物、道路、土木構造物等の現実の都市に存在する様々なオブジェクトの三次元形状と意味情報をパッケージとして記述しており、国土交通省により標準データモデルが定められている。

【アルファベット】

AI

Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。人間が使う言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習するコンピュータシステムのこと。

ALT

Assistant Language Teacher の略で、学校で外国語授業を補助する助手のこと。

COPD

Chronic Obstructive Pulmonary Disease（慢性閉塞性肺疾患）の略で、代表的な慢性呼吸器疾患の一つ。肺胞の破壊や気道炎症が起き、不可逆的に息切れが生じる病気。

CSR

Corporate Social Responsibility の略で、企業が組織活動を行うに当たって担う社会的責任のこと。

DMO

Destination Management Organization の略で、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のこと。

DX

Digital Transformation の略で、デジタル技術をもっと浸透させることで人々の生活をより良いものへ変革すること。

EC

Electronic Commerceの略で、インターネット上で行われる物やサービスの電子商取引のこと。

GDP

Gross Domestic Product の略で、国内総生産のこと。国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額。

ICT

Information and Communication Technology の略で、従来から使われている「IT」(情報技術)に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

IoT

Internet of Things の略で、様々な「モノ(物)」がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする要素技術の総称。

KPI

Key Performance Indicatorの略で、組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味し、達成状況を定点観測することで、目標達成に向けた組織のパフォーマンスの動向を把握するための指標。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間企業のように利益の配分を目的とせず、社会的課題に対し、自らの手で、課題を解決しようとする団体(民間非営利団体(組織))。

RPA

Robotic Process Automation の略で、人がパソコン上で日常的に行っている業務を、ロボットが代わりに自動化し実行する仕組みのこと。

SDGs

Sustainable Development Goals の略で、「持続可能な開発目標」と訳される。平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」と誓われている。

Society5.0

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く 5 つ目の社会として第 5 期科学技術基本計画において提唱された考え方。先端技術の活用や情報の共有により、新たな価値が創造されるとともに、様々な社会課題が解決される社会のこと

